

鳥取県障がい者プラン

～共に生きる社会の構築を目指して～

平成27年3月

(平成30年3月改定)

(令和3年3月改定)

(令和6年3月改定)



はじめに

鳥取県では、平成21年に「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとするあいサポート運動を全国に先駆けて展開してきました。現在では中国地方5県を含む8県16市6町及び韓国江原道と、全国・海外へと運動の輪が広がっています。

平成25年には、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受けて、全国で初めて鳥取県手話言語条例を制定し、昨年10年の節目を迎えました。この条例に基づき、様々な施策を通じて手話言語への理解・普及を進めてまいりました。“手話の聖地”鳥取県で、高校生が青春をかけ熱演を繰り広げる「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」に加え、令和5年からはより多くの方に手話言語を身近に感じ、その魅力を体感していただける「とっとり手話フェス」も開催しています。

スポーツの分野では、令和2年にはユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」のオープンなど、活動場所の確保や指導者確保についても前進しました。また、令和5年2月には、全国の自治体初の障がい者アートに特化した「鳥取県立バリアフリー美術館」を創設し、障がいのある方による文化芸術作品の魅力を発信しています。

就労に関しては、工賃向上に積極的に取り組み、品質の高い商品開発支援や共同受注体制の充実、農福連携体制の推進など、様々な施策を展開してまいりました。こうした本県独自の取組、先進的な取組は全国から注目を集めております。

令和6年度は、あいサポート運動が15周年の節目を迎えます。障がいのあるなしにかかわらず、互いを尊重し支え合うことで共生社会の実現を目指すこの運動を、更に推進してまいります。

本県では、平成26年度に「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～」を策定し、「障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活でき、共に社会の構成員としてお互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現」を目標に、各種施策に取り組んでまいりましたが、この間、障がい者を取り巻く国内外の環境は大きく変化しています。

平成26年1月、我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。その実現のため、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」の制定など、多くの国内法が整備されました。令和4年9月には、国連の障害者権利委員会から日本政府に対する勧告が出されています。令和6年4月には、改正障害者差別解消法の施行により、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されます。

情報アクセス関係については、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」が

令和元年に施行され、当県は全国で初めて「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定しました。令和4年には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立し、国や地方公共団体は、全ての障がいのある方が等しく情報を取得・利用し、意思疎通を図る施策を実施することが定められました。

また、令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、医療的ケア児やその家族の日常生活、社会生活を支援するため、国や地方公共団体等の行う様々な支援措置が責務とされています。

県では、こうした国内外の環境の変化や、これまでの施策の現状と課題等を踏まえ、この度、「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～」を改訂しました。

このプランでは、「共に生きる社会の構築」を基本理念とし、障がいのある人の社会参加の促進、障がいのある人が能力や適性を生かせる環境の整備、障害福祉サービスの充実、安全で安心して住みやすいまちづくりなどに視点をおき、障害福祉サービスだけでなく、情報アクセス・コミュニケーション支援、文化・芸術活動、スポーツの充実など、福祉の枠にとらわれない幅広い分野での施策の充実を図るとともに、取組を更に力強く前進させることとしています。また、令和5年度の改定では、「工賃3倍計画」と「障がい者アート計画」を本プランに統合し、一体的に実効性を高めていくこととしています。

なお、プラン改定に当たっては、鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、障がいのある人や家族を対象としたアンケート調査、障がい者団体等との意見交換及びパブリックコメント等を通じ、広く多くの県民の皆様から貴重な御意見、御指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

鳥取県知事 平井伸治

【目次】

I	鳥取県障がい者プランについて	
1	あいサポート条例に基づく「共に生きる社会」を目指して	1
2	プランの性格・位置づけ	2
3	プランの期間	5
4	障がい保健福祉圏域	5
5	プランの推進	6
6	これまでの障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等の進捗状況	8
II	鳥取県の現状と今後の見通し	
1	障がい者数等の推移	13
2	障害福祉サービス等の利用状況	26
3	障がい者数等の今後の見通し	28
4	就労継続支援B型事業所の現状と課題	40
III	障がい者を取り巻く環境の変化	
1	障害者総合支援法の改正	42
2	児童福祉法の改正	44
3	精神保健福祉法の改正	45
4	障害者雇用促進法の改正	48
5	障害者差別解消法の改正	50
6	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	51
7	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	52
8	読書バリアフリー法の施行	53
9	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	54
10	バリアフリー法の改正	55
IV	鳥取県の課題	56
V	プランの基本的な考え方	
1	基本理念	58
2	基本目標	59
3	各分野に共通する横断的視点	60
VI	分野別施策の基本的方向	
1	生活支援	61
2	保健・医療	68
3	安全・安心	72
4	情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	74
5	生活環境	77
6	雇用・就業等	78
7	教育、スポーツ	82
8	文化・芸術活動	84
9	差別の解消及び権利擁護の推進	89

10	あいサポート運動の推進等	91
VII	計画の数値目標・見込量等	
1	障害福祉サービス等の目標・見込量	93
2	成果目標	93
3	サービス見込量等	99
4	その他の数値目標	113
	(参考) 第6期鳥取県障がい福祉計画及び第2期鳥取県障がい児福祉計画に規定した施策 の評価・実績等	117
	(資料1) 鳥取県障がい者計画(H21～H25)の目標及び実績	137
	(資料2) 第4期鳥取県障がい福祉計画に規定した施策の評価・実績	141
	(資料3) 第5期鳥取県障がい福祉計画及び第1期鳥取県障がい児福祉計画に規定した施 策の評価・実績	154
	(資料4) 令和4年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果について	172
	(資料5) 平成29年度鳥取県障がい児の保護者のニーズ調査の結果について	178
	(資料6) あいサポーター・アートセンターについて	183

鳥取県障がい者プラン ～ 共に生きる社会の構築を目指して ～

I 鳥取県障がい者プランについて

1. あいサポート条例に基づく「共に生きる社会」を目指して

鳥取県では、平成5年に「鳥取県障害者計画（平成5年～14年）」を策定するとともに、平成9年に同計画の具体化を図るための重点施策実施計画として、鳥取県障害者計画7か年重点計画を策定しました。さらに平成16年には、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「— 共に生きる社会を目指して — 鳥取県障害者計画（新計画）」を策定するとともに、平成16年度から平成20年度の5年間において重点的に進める分野の目標数値を設定し、障がい者施策を展開しました。計画策定後に発達障害者支援法、改正障害者雇用促進法、障害者自立支援法が制定されたこと等を踏まえ、平成21年に鳥取県障害者計画を一部変更しました。

その後、国においては、平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、障がい者虐待の防止のための法整備が図られました。同年8月に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の見直しや「合理的配慮」の概念が新たに規定されました。

そして、平成25年4月に、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、難病の方を福祉サービスの対象に加えるなど改正が行われました。

また、同月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。さらに、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、障がい者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられるとともに、平成26年1月に、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を我が国は批准しました。

このような、障がい者施策における大きな法制度の改革や社会情勢の変化を踏まえ、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく「鳥取県障がい者プラン」を平成27年3月に策定しました。

新たなプランの策定後、さらに、平成28年5月には、国において、地域移行の強化等を図る障害者総合支援法の改正が行われるとともに、障がい児支援の充実を目的とした児童福祉法の一部改正が行われました。この児童福祉法の改正では、医療的ケアを要する障がい児の支援の充実等を図ることと併せて、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、各自治体において障がい児福祉計画を策定することとされました。

県内では、これまでに行ってきた様々な取組をさらに進展させるとともに、新たな課題に対応するため、平成29年6月に「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を定めました。この条例では、真の共生社会を目指して、行政・民間事業者・県民が一体となって、障がいのある人が障がいのない人と等しく自分らしく安心して生活することのできる社会の実現に向けて取り組むこととしており、このあいサポート条例の趣旨・内容等に照らし、平成30年

3月に鳥取県障がい者プランを一部改定しました。また令和3年3月にも、直近の県内外での動向等を踏まえ、障がい児者施策を一層前進させるため、障がい者プランの一部改定をしました。

その後も、事業所による合理的配慮の提供を義務化とする「障害者差別解消法」の改正や、全ての障がい者が等しく情報を取得・利用し、意思疎通を図ることを目的とした「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」の成立、医療的ケアが必要な子どもやその家族が適切な支援を受けることができる社会づくりに一丸となって取り組むことを定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が成立されるなど、障がい者を取り巻く環境は目まぐるしく変化を続けています。

県では、こうした環境の変化やこれまでの施策の現状と課題、県内外の直近の動向等を踏まえ、障がい児者施策をさらに前進させるため、令和6年3月に鳥取県障がい者プランを改定します。

また、令和6年は、障がい福祉の父と呼ばれた鳥取県出身の糸賀一雄氏の生誕110年です。本県では、糸賀氏の「この子らを世の光に」の言葉に代表される考え方に立ち、「あいサポート運動」など様々な取組を行ってまいりました。あいサポート運動は、令和6年で15周年の節目を迎えますが、改めて糸賀氏の思いを受け止め、障がいのある方とない方が手をつなぎ、障がいを知り共に生きる社会の実現に向け、これからも取組を前に進めていきます。

なお、今回の改定では、可能な限り計画の一元化を方針とする、国の「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」の趣旨を踏まえ、従来、独立して作成していた「鳥取県工賃3倍計画」及び「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」について、障がい児者に関する施策を総合的・横断的に規定している当プランに統合します。

2. プランの性格・位置づけ

- ① このプランは、障害者基本法第11条第2項に基づく鳥取県の障がい者計画及び障害者総合支援法第89条第1項に基づく鳥取県の障がい福祉計画及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく鳥取県の障がい児福祉計画であり、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策、障がい児の療育等のための施策、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に係る基本的な考え方や方向性、更に達成すべき目標などを明らかにし、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとします。
- ② このプランは、今後9年間（障がい福祉計画・障がい児福祉計画に該当する部分は3年間）にわたる県の障がい者施策の羅針盤となるものです。
- ③ このプランは、市町村の障がい者施策を推進する上での基本方向を示すものであり、市町村障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に当たっての基本となるものです。
- ④ 今回プランに統合する、鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づくもので、鳥取県における障がいのある人による文化芸術活動の推進の方針や達成すべき目標について定めるものです。

○ 障害者基本法（抜粋）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○ 障害者総合支援法（抜粋）

（都道府県障害福祉計画）

第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第八十八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 8 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第八十九条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、

分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第九十条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

○ 児童福祉法（抜粋）
（都道府県障害児福祉計画）

第三十三条の二十二 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

3 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 前項第二号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

5 都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

6 都道府県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

8 都道府県は、都道府県障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第三十三条の二十三 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の二十四 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害児福祉計画の作成上の技術的事項に

ついて必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害児福祉計画の作成の手法その他都道府県障害児福祉計画の作成上の重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

3. プランの期間

プランの期間は、令和6年度（2024年度）から令和14年度（2032年度）までの9年間としています。

その理由は、障がい者計画は基本的な計画であり、長期的な視点が必要であること、また、計画期間が3年間の障がい福祉計画をプランの中に盛り込み、策定することから、3の倍数である9年間に設定するものです。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に該当する部分は主にⅦの項目になります。この部分については、3年に一度見直すことになります。

なお、本プランについては、毎年度、進捗状況を把握するほか、3年ごとの障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直しに併せ、障がい者計画についても障がい者を取り巻く情勢や法令改正の動き等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う予定です。

また、今回、本プランに統合する鳥取県工賃3倍計画及び鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画については、本プランの期間や見直し時期を勘案して令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）で設定します。

	H27~29	H30~R2	R3~5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
障がい者計画 (障害者基本法)	第3期障害者計画			第4期障害者計画									
障がい福祉計画 (総合支援法)	第4期	第5期	第6期	第7期									
障がい児福祉計画 (児童福祉法)		第1期	第2期	第3期									
障がい者文化芸術 活動推進計画 (障害者文化芸術 活動推進法)		第1期			第2期								
工賃3倍計画	第1~3期(H19~R5)			第4期									

4. 障がい保健福祉圏域

障がい者施策の推進に当たっては、県及び市町村がそれぞれの役割に応じて企画・実施しますが、市町村の人口規模や地域の実情等に応じて連携又は広域的な取組が必要になることなどから、障がい保健福祉圏域を設定します。

具体的には、次の表のとおり、これまでと同様に鳥取県保健医療計画における二次医療圏及び鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画における圏域と同一の圏域とします。

圏 域 名	市 町 村
東部障がい保健福祉圏域 (1市4町)	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中部障がい保健福祉圏域 (1市4町)	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西部障がい保健福祉圏域 (2市7町村)	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

5. プランの推進

プランに掲げた施策の着実な推進を図るとともに、実効性を確保するため、次の方法によりプランの推進及び進行管理を行います。

(1) 各主体に期待される役割

本プランの推進に当たっては、県民、障がい者・家族等、障がい者関係団体、障害福祉サービス事業者、企業、市町村、県等が、それぞれの役割を担い、お互いに協働することが必要です。

① 県民

障がいのあるなしにかかわらず地域社会の中で共に生きる社会づくりが求められています。このため、県民一人ひとりがお互いに支える、又は支えられる存在であるとの認識の下、障がいに対する理解を深めお互いを尊重するとともに、それぞれの立場で、地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、お互いに支え合う地域づくりが必要です。

② 障がい者・家族等

障がい者は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが期待されています。また、共生社会の実現を目指して、障がい等の状況に応じ地域活動への主体的な参加も期待されています。

共生社会を築くため、まずは地域における障がいに対する理解を深めることが必要ですが、そのためには、障がい者や家族等が地域において積極的に情報を発信することが大切です。当事者や関係者の言葉は何よりも説得力を持つものです。

③ 障がい者関係団体

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者やその家族等のニーズに応じた支援活動、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、個人や一事業所ではできない活動を自主的かつ積極的に実施することが必要です。

④ 障害福祉サービス事業者等

障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等は、サービスに関する情報の提供、障がいのある人の意向を尊重し、障がいのある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障がいのある人や家族の相談・援助、

施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

⑤ 企業

企業は、働く意欲のある障がいのある人の積極的な雇用を進めることにより、障がいのある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域におけるボランティア活動など積極的な社会貢献活動を進める中で、障がいのある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、施設や車両、住宅等のサービス提供において、障がいのある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

⑥ 市町村

地方分権が進展するなか、障がいのある人への福祉の提供については、市町村が大半の役割を担うこととなりました。住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要なとされる福祉・保健・教育・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していくことが、一層求められています。

そのために、施策を総合的、一体的に提供するための計画づくりや、推進体制の整備が期待されます。

- ・福祉サービスの提供主体として、障がいのある人の生活実態を把握し、就労支援や教育等の関係機関との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施
- ・障がい福祉に関する情報提供や相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施
- ・地域生活支援事業を各市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、効率的、効果的に実施

⑦ 県

県は、総合的・専門的な事業、市町村で行うことが困難な広域的な事業の実施や市町村等への助言、支援を行います。

また、圏域又は全県単位での調整が必要な施設入所支援等の適正配置の調整や、障がい保健福祉圏域間の調整などを通じ、各圏域間で均衡あるサービス提供体制の推進を図ります。

サービスの提供体制に関しては、地域の社会資源の活用による多様な事業者の参入を促進するとともに、人材の確保と研修、指導及び監査等を通じた質の向上に努めます。

さらに、地域のニーズにあった福祉サービス提供の推進やそのための財源確保などのため、国に対して政策提案や各種要望を行います。

⑧ 鳥取県障害者施策推進協議会・鳥取県地域自立支援協議会

本プラン策定に大きく関与していただく県の附属機関として、鳥取県障害者施策推進協議会と鳥取県地域自立支援協議会があります。

鳥取県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づくものであり、県の障がい者計画への意見付与、県の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する等の役割をもつ機関となります。一方、鳥取県地域自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づくも

のであり、地域における障がい者の支援体制の整備に関する事項や圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項等を調査審議する機関となります。

(2) 推進体制

① 障がい者関係団体等との連携

県では、障がい者関係団体等が多様な活動を積極的に行っていることから、日頃からこれらの関係者と意見交換を行い、現場の声や当事者の声を取り入れながら一体となって施策を進めます。

② 市町村との連携

障がいのある人が、必要な保健福祉サービスを県内どこでも受けられるように、市町村と連携を図り、施策の効果的な推進に努めます。

③ 県庁内関係部局との連携

障がい者施策は、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境・スポーツ・文化芸術等多くの分野にわたるため、関係部局が連携して取り組みます。

④ 鳥取県障害者施策推進協議会、鳥取県地域自立支援協議会

地域全体で障がい者を支える力を高める観点から、障がい児者関係団体等の関係者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者等をメンバーとする鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会の開催等を通じて、関係機関相互のネットワークを構築、強化します。

⑤ 評価、進行管理、プランの見直し等

鳥取県障害者施策推進協議会において、毎年度、プランに基づく施策の実施状況の評価及び進行管理を行うとともに、必要な施策の検討を行います。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直し時期に併せ、障がい者計画の見直しについても検討し、必要な対応を行います。また、鳥取県地域自立支援協議会において、年度ごとに障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の推進、進行管理、課題解決に関する検討を行います。

6. これまでの障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等の進捗状況

(1) 障がい者計画

平成 27 年度に改訂した鳥取県障がい者計画では、「共に生きる社会の構築」を基本理念とし、その実現に向け、「地域で安心して暮らす」、「地域で学び、働き、社会参加を推進する」、「共に暮らす社会の実現」を目標に掲げ、各分野ごとに障がい者及び障がい児施策の目指すべき方向性を定め、取り組んでまいりました。その結果、重度障がい児者への支援の充実のほか、文化芸術や情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実等、一定の成果が得られた一方、強度行動障がい者への支援の更なる充実、精神障がい者等の地域への移行の促進、あいサポート運動の強化による地域共生社会の推進など、今後更に推進していく取組が求められます。

ついては、本プランにおいて、国の障害者基本計画を基礎としつつ、関係者等のご意見を踏まえながら、取り組むべき基本的方向について定めます。

(2) 障がい福祉計画

令和2年度に策定した第6期鳥取県障害福祉計画では、入所者の地域移行、入院中の精神障がい者の地域移行、地域生活支援拠点等の設置、福祉施設等から一般就労への移行について数値目標を定め、取組を進めてきました。その結果は以下のとおりです。（詳細は参考を参照）

※平成29年度に策定した第5期鳥取県障がい福祉計画の結果は、参考2を参照。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

項目	単位	目標値	実績		摘要
		R5年度	R3年度	R4年度	
施設入所者数	人	909以下	942	926	
削減見込み数	人	16以上	21	16	計画期間中の削減数
地域生活への移行者数	人	59以上	4	4	計画期間中の施設入所から自宅、グループホーム等へ移行する者の数

施設入所者数の削減見込み数は目標値を達成している状況ですが、特に地域生活への移行者数は目標値の達成は難しい状況にあります。その要因として、施設入所者の重度化・高齢化が進む中で、重度化・高齢化した施設入所者の受け皿となるグループホームや居宅介護等の障害福祉サービスの提供体制が停滞していることが考えられます。

引き続き、鳥取県地域自立支援協議会の地域移行支援部会等において、本県の地域移行の現状等の把握に努め、地域移行を促進するための議論を行います。

② 精神障がいにも対応した地域の受け皿づくり

精神障がい者の精神病棟から退院後の地域における平均生活日数

項目	単位	目標値	実績		摘要
		R5年度	R3年度	R4年度	
精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	日	316以上	未集計	未集計	H30年度末実績 319日

在院期間1年以上の長期在院者数

項目	単位	目標値	実績		摘要
		R5年度	R3年度	R4年度	
在院期間1年以上の長期在院者数(65歳未満)	人	223以下	240	252	
在院期間1年以上の長期在院者数(65歳以上)	人	520以下	513	548	

入院後一定期間時点での退院率

項目	単位	目標値	実績		摘要
		R5年度	R3年度	R4年度	
入院後3ヶ月時点の退院率	%	69	国公表前	国公表前	H30年度は62.9%
入院後6ヶ月時点の退院率	%	86	国公表前	国公表前	H30年度は78.3%
入院後1年時点の退院率	%	92	国公表前	国公表前	H30年度は86.8%

精神障がい者のサービス利用者数の見込み

項目	単位	目標値			実績			備考
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	

地域移行支援	人	13	17	22	5	4	—	
地域定着支援	人	10	11	15	0	10	—	
共同生活援助	人	170	182	195	264	294	—	
自立生活援助	人	16	19	23	30	28	—	

精神病床における退院患者の退院後の行き先

項目	単位	目標値			実績			備考
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	
在宅	人	147	168	189	116	117	—	
施設（障がい・介護）	人	32	36	41	38	26	—	
その他（他院・自院の精神病床以外等）	人	27	31	35	25	19	—	

在院期間1年以上の長期在院者数（65歳未満・以上）と入院後一定期間時点での退院率は、直近の実績から目標値の達成は難しい状況にあります。その要因として、精神障がい者の受け皿となるグループホーム等や地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援等の障害福祉サービスの提供体制が停滞していることなどが考えられます。

引き続き、鳥取県地域自立支援協議会の地域移行支援部会等において、本県の地域移行の現状等の把握に努め、地域移行を促進するための議論を行います。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	単位	目標値			実績			備考
		R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度	
検証及び検討を行う市町村数	市町村	19	19	19	10	15	—	
検証及び検討の回数	回	25	25	25	40	37	—	

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）の集約等を行う拠点等について、令和4年度末までに全市町村（圏域含む）に設置されたところですが、今後は、拠点の更なる機能拡充を図るとともに、拠点の実効性をより高めていくよう、その活用状況等の検証及び検討を行っていきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行

項目	単位	目標値	実績		備考
		R5年度	R3年度	R4年度	
福祉施設から一般就労への移行	人	92	70	62	
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	人	19	22	21	
福祉施設から一般就労への移行（就労A型）	人	9	15	9	
福祉施設から一般就労への移行（就労B型）	人	64	33	32	
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用率	%	70	58	33.3	
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	%	70	25	50.0	
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	人	92	70	62	
障害者に対する職業訓練の受講者数	人	10	1	0	

福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	人	51	28	17	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	人	72	23	16	
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	人	51	28	17	

就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数以外の項目は、令和4年度の実績等から目標値の達成は難しい状況にあります。

引き続き、鳥取県地域自立支援協議会の就労支援部会等において、福祉施設から一般就労への移行等について議論を行うほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化に努めます。

(3) 障がい児福祉計画

令和2年度に策定した第2期鳥取県障がい児福祉計画では、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、難聴児支援のための中核的機能を有する拠点の整備、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置、各市町村に医療的ケア児が必要とする支援を総合的に調整するコーディネーターの配置について数値目標を定め、取組を進めてきました。その結果は以下のとおりです。（詳細は参考を参照）

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	単位	目標値	実績		摘要
		R5年度	R3年度	R4年度	
児童発達支援センターの設置	箇所	7	4	4	
保育所等訪問支援事業所の設置	箇所	8	14	18	

② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

項目	単位	目標値	実績		備考
		R5年度	R3年度	R4年度	
難聴児支援のための中核的機能を有する拠点の整備	箇所	1	0	1	

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	単位	目標値	実績		摘要
		R5年度	R3年度	R4年度	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	箇所	7	3	3	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	箇所	7	4	4	

④ 医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	単位	目標値	実績		摘要
		R5年度	R3年度	R4年度	
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	箇所	5	4	6	

コーディネーターの配置市町村数	市町村	19	14	15	
コーディネーターの養成人数	人	120	115	138	

(4) 県が実施する地域生活支援事業

県が実施する地域生活支援事業については、「専門性の高い相談支援事業」等において令和4年度末時点で目標値を達成している事業もあれば、「サービス・相談支援者、指導者育成事業」の一部等で未達成の事業もあります。（詳細は参考を参照）

なお、目標未達成事業については、要因を分析するとともに、目標達成に向けた事業実施に努めます。

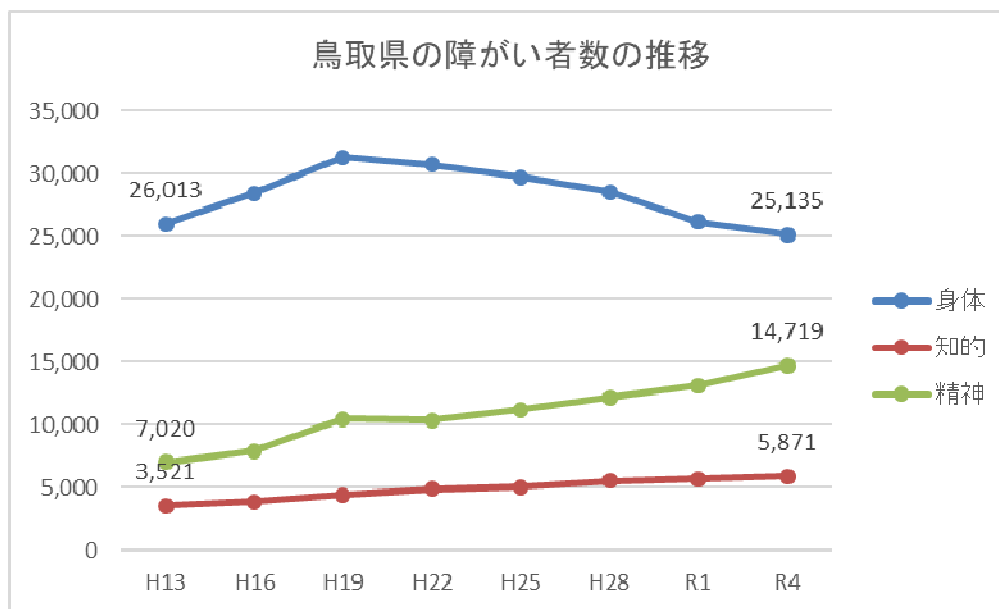
II 鳥取県の現状と今後の見通し

1. 障がい者数等の推移

令和4年度末現在で、身体障がい者数（手帳所持者数）25,135人、知的障がい者数（手帳所持者数）5,871人、精神障がい者数（入院・通院者数）14,719人、合計45,725人です。身体障がい者は減少、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

（単位：人）

	H13	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
身体	26,013	28,450	31,328	30,722	29,699	28,554	26,160	25,135
知的	3,521	3,860	4,391	4,849	5,055	5,487	5,664	5,871
精神	7,020	7,926	10,479	10,342	11,194	12,156	13,099	14,719
合計	36,554	40,236	46,198	45,913	45,948	46,197	44,923	45,725



※身体、知的障がい者数は、福祉行政報告例における手帳所持者数による。（各年度3月末現在。以下、同じ。）

※精神障がい者数は、精神保健福祉資料による（各年度6月末現在。）入院患者数と、障害者手帳発行・管理システムで管理している有効期間内の自立支援医療（精神通院医療）受給者証数による（各年度3月末現在。平成22年度から集計方法を変更している。）通院患者数を合計した数値。

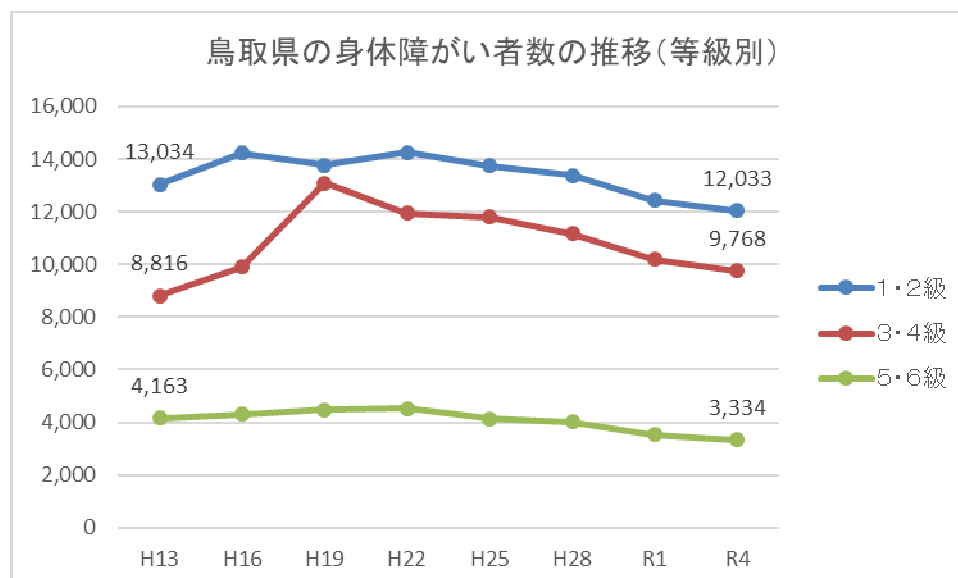
(1) 身体障がい者数の推移（手帳所持者数）

① 等級別

令和4年度末現在で、1～2級の重い障がいを有する身体障がい者は12,033人、3～4級の障がいを有する身体障がい者は9,768人、5～6級の比較的軽い障がいを有する身体障がい者は3,334人です。半数弱を重度の方が占めています。

（単位：人）

	H13	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
1・2級	13,034	14,229	13,778	14,248	13,756	13,376	12,437	12,033
3・4級	8,816	9,913	13,082	11,942	11,794	11,163	10,204	9,768
5・6級	4,163	4,308	4,468	4,532	4,149	4,015	3,519	3,334
合計	26,013	28,450	31,328	30,722	29,699	28,554	26,160	25,135

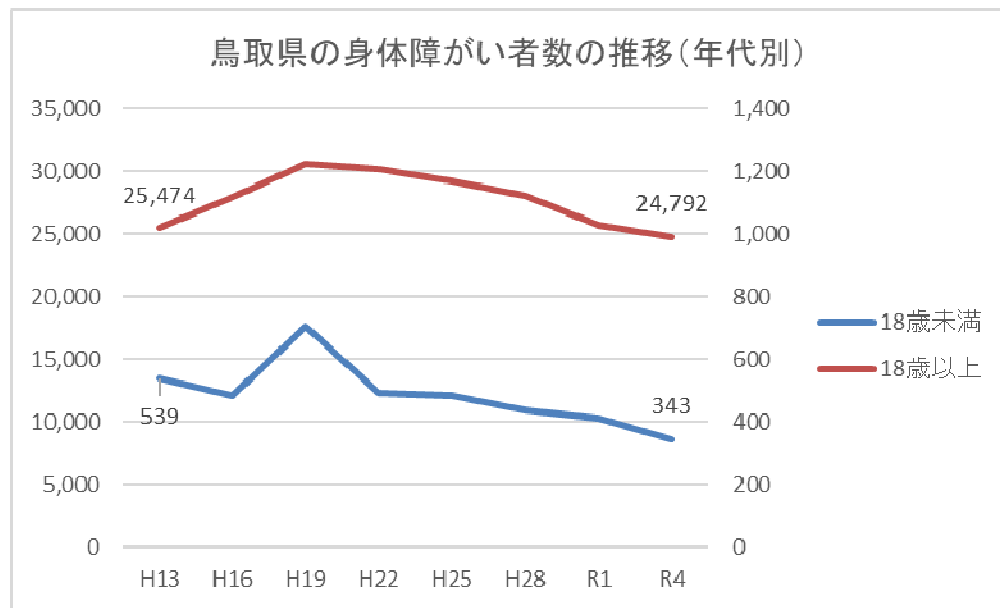


② 年代別

令和4年度末現在で、年代別に身体障がい者数をみると、18歳未満の者、18歳以上の者ともに緩やかに減少してきていると言えます。

(単位:人)

	H13	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
18歳未満	539	484	707	495	483	437	411	343
18歳以上	25,474	27,966	30,621	30,227	29,216	28,117	25,749	24,792
合計	26,013	28,450	31,328	30,722	29,699	28,554	26,160	25,135



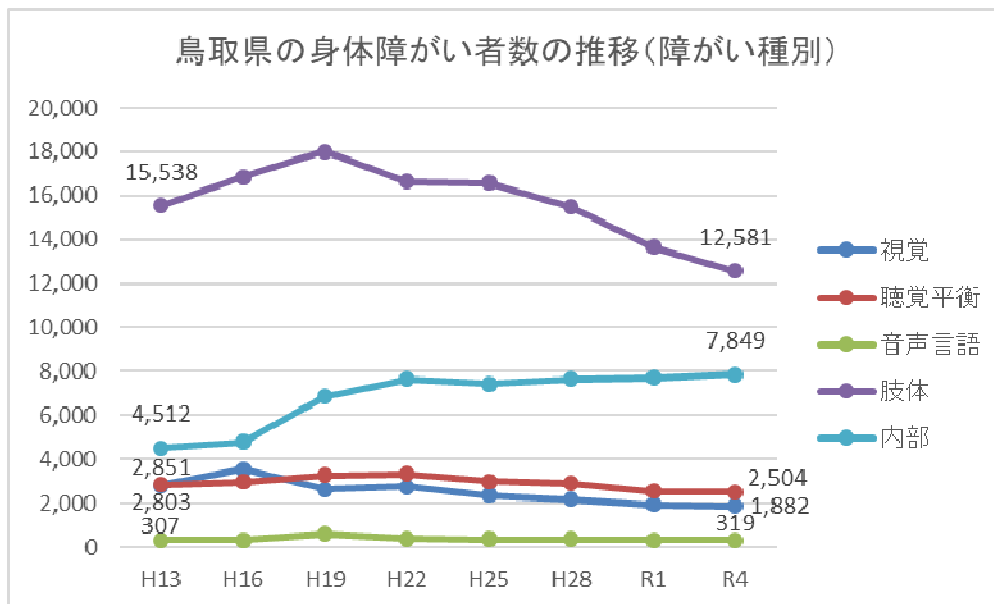
※18歳以上は左軸、18歳未満は右軸で表示している。

③ 主な障がい種別

令和4年度末現在で、主な障がい種別の身体障がい者数をみると、内部障がいは増加傾向、その他は減少傾向にあります。

(単位:人)

	H13	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
視覚	2,803	3,528	2,642	2,744	2,344	2,162	1,922	1,882
聴覚平衡	2,851	2,968	3,251	3,326	2,982	2,913	2,550	2,504
音声言語	307	329	586	365	359	360	326	319
肢体	15,538	16,844	18,007	16,649	16,584	15,472	13,660	12,581
内部	4,512	4,781	6,842	7,638	7,430	7,647	7,702	7,849
合計	26,011	28,450	31,328	30,722	29,699	28,554	26,160	25,135



④ 全国との比較

令和3年度末現在で、身体障害者手帳所持者の人口比（手帳所持者を人口で割ったもの）を見ると、全国平均の約1.2倍となっています。主な障がい種別、等級別で見ても、18歳未満の年代を除き、いずれの区分においても鳥取県は身体障害者手帳を所持している人の割合が高いことが分かります。

○全体

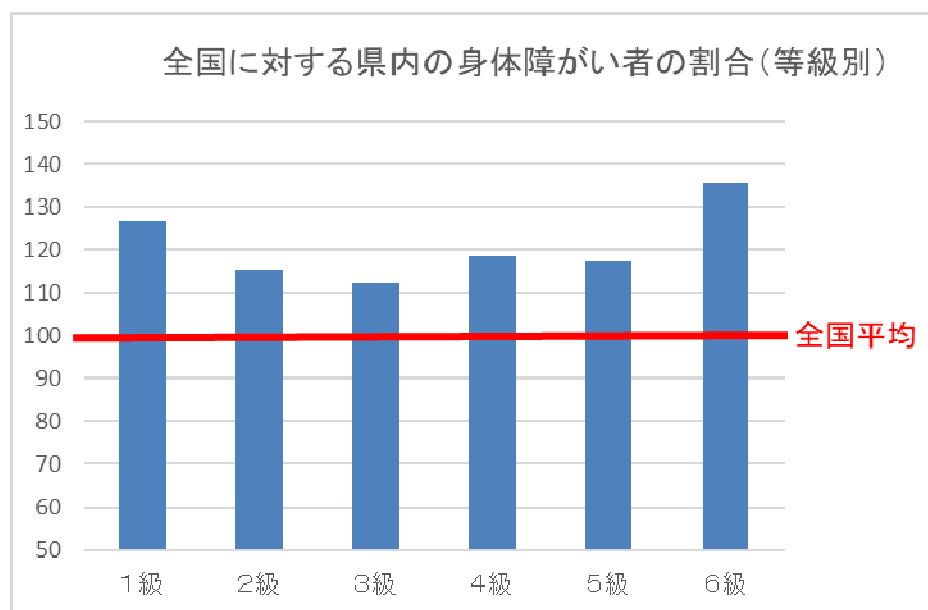
全国	3.90%
鳥取	4.67%
比率	120

※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合

○等級別

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
全国	1.26%	0.57%	0.65%	0.95%	0.25%	0.25%
鳥取	1.60%	0.66%	0.73%	1.13%	0.29%	0.35%
比率	127	116	112	119	118	136

※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合



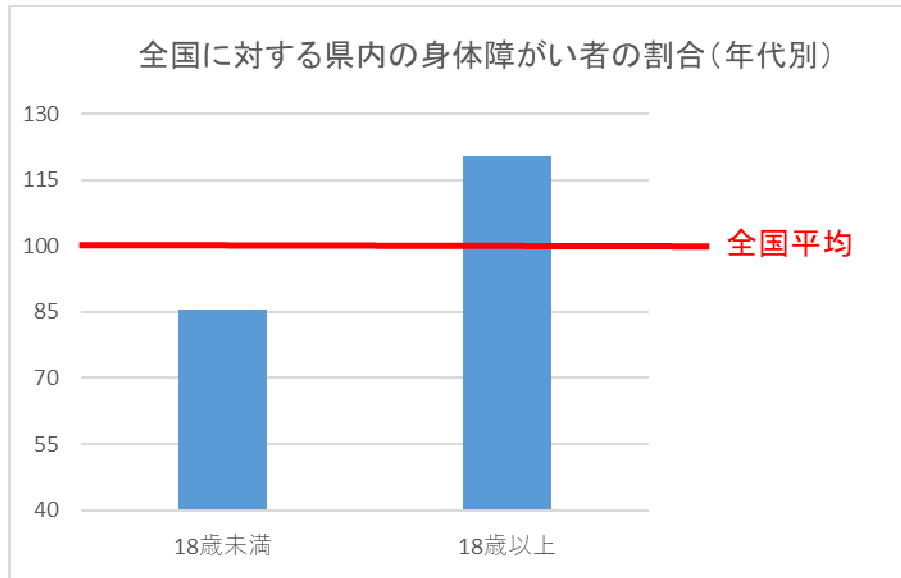
※手帳所持者数は、福祉行政報告例による。（令和4年3月末現在）

※人口数は人口推計による。（2022年（令和4年）10月1日現在。以下、同じ。）

○年代別

	18歳未満	18歳以上
全国	0.07%	3.82%
鳥取	0.06%	4.61%
比率	85	120

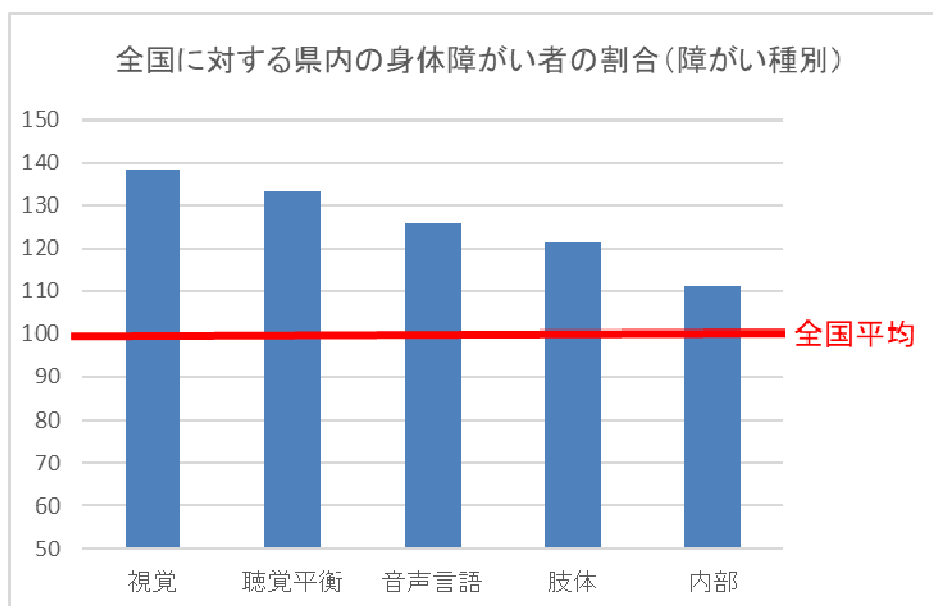
※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合



○主な障がい種類別

	視覚	聴覚平衡	音声言語	肢体	内部
全国	0.26%	0.35%	0.05%	1.97%	1.31%
鳥取	0.36%	0.47%	0.06%	2.39%	1.45%
比率	138	133	126	121	111

※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合



(2) 知的障がい者数の推移（療育手帳所持者数）

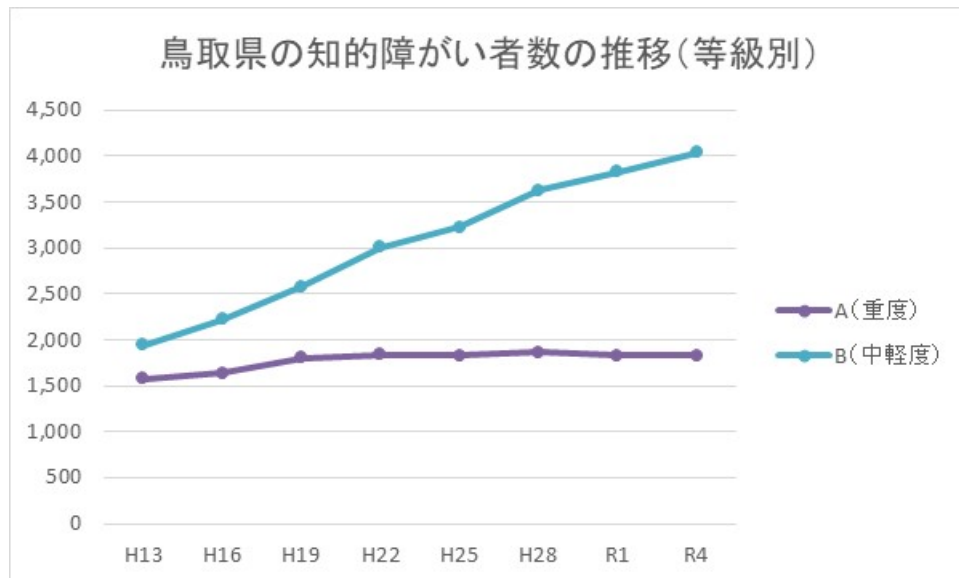
① 等級別

令和4年度末現在で、重度（A）の障がいを有する知的障がい者は1,828人と横ばいです。また、中軽度（B）の障がいを有する知的障がい者は4,043人と増加傾向にあります。

平成13年度と比較して、重度は約16%の増、中軽度は約108%の増と中軽度の知的障がい者の増加幅が大きくなっています。

（単位：人）

	H13	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
A(重度)	1,575	1,635	1,807	1,840	1,831	1,861	1,833	1,828
B(中軽度)	1,946	2,225	2,584	3,009	3,224	3,626	3,831	4,043

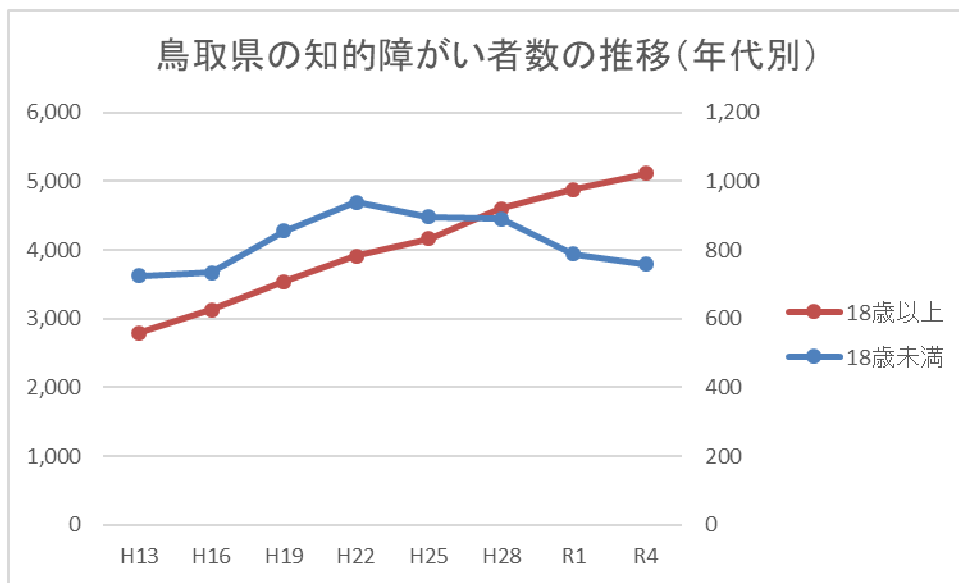


② 年代別

令和4年度末現在で、年代別に知的障がい者数をみると、18歳未満は758人で平成22年度をピークに減少傾向です。また、18歳以上は5,113人で一貫して増加傾向が続いています。

(単位:人)

	H13	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
18歳未満	725	733	854	938	895	890	788	758
18歳以上	2,796	3,127	3,537	3,911	4,160	4,597	4,876	5,113



※18歳以上は左軸、18歳未満は右軸で表示している。

③ 全国との比較

令和3年度末現在で、療育手帳所持者の人口比（手帳所持者数を人口で割ったもの）は全国平均を上回っています。等級別で見ると、重度は全国平均と同程度、中軽度は全国平均を上回っています。年代別でみると、18歳未満は全国平均を大きく下回り、反対に18歳以上は全国平均を上回っています。

○全体

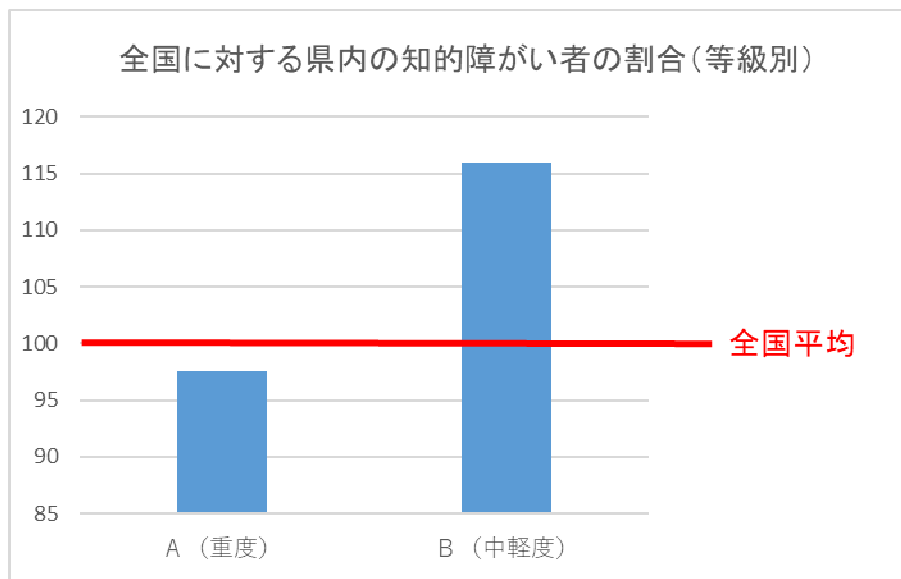
全国	0.96%
鳥取	1.05%
比率	109

※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合

○等級別

	A(重度)	B(中軽度)
全国	0.34%	0.62%
鳥取	0.33%	0.72%
比率	98	116

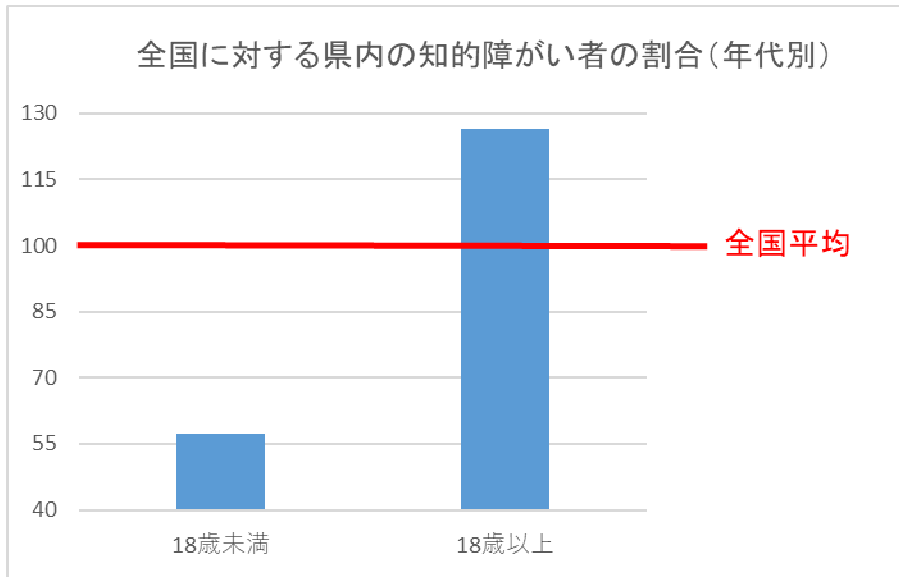
※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合



○年代別

	18歳未満	18歳以上
全国	0.24%	0.73%
鳥取	0.14%	0.92%
比率	57	127

※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合



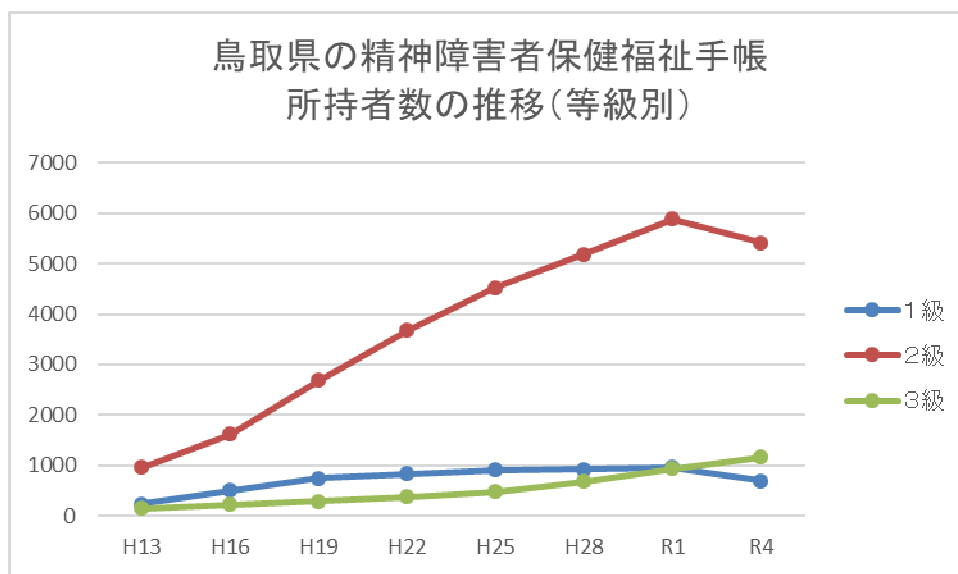
(3) 精神障がい者数の推移

① 等級別（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

集計方法が変更となった令和4年度を除き、いずれの等級でも手帳所持者が年々増加しており、特に中度の2級は大幅に増加しています。

(単位:人)

区分	H13	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
1級	242	502	746	833	916	928	955	691
2級	958	1,626	2,692	3,681	4,529	5,399	5,897	5,415
3級	156	222	295	382	475	654	920	1,168
合計	1,356	2,350	3,733	4,896	5,920	6,981	7,772	7,274



※障害者手帳発行・管理システムで管理している手帳所持者数による。(各年度3月末現在。令和4年度数値を除く。)

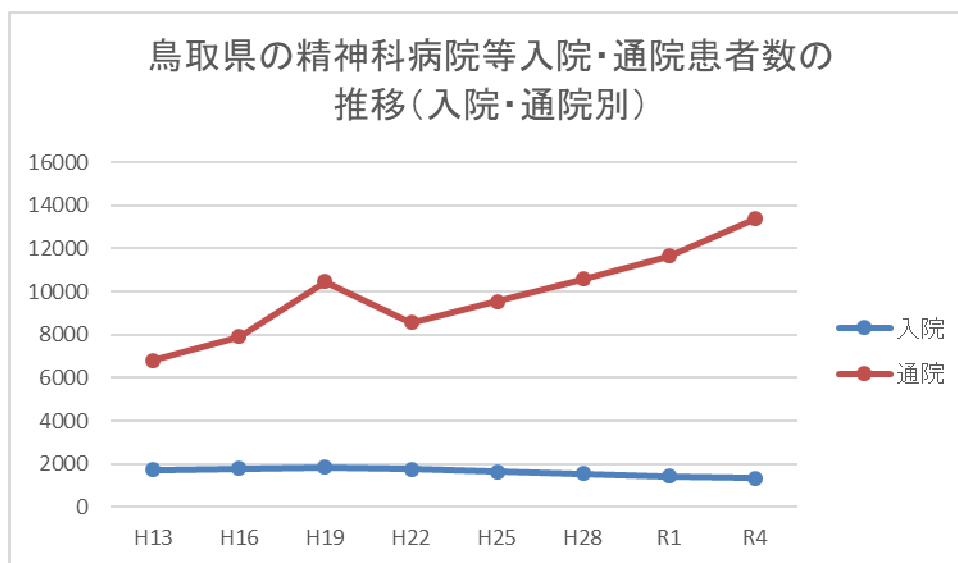
※令和2年度から集計方法を変更しており、令和4年度数値は衛生行政報告例における手帳所持者数による。(3月末現在。)

② 入院・通院別（自立支援医療受給者数等）

令和元年度末現在で、精神障がい者の入院は1,433人であり、減少しています。一方で、通院は大きく増加しており、平成13年度と比較して令和元年度は11,666人と約1.7倍に増加しています。

（単位：人）

区分	H13	H16	H19	H22	H25	H28	R1	R4
入院	1,739	1,786	1,862	1,780	1,651	1,565	1,433	1,343
通院	6,812	7,926	10,479	8,562	9,543	10,591	11,666	13,376
合計	8,551	9,712	12,341	10,342	11,194	12,156	13,099	14,719



※入院患者数は精神保健福祉資料による（各年度6月末現在。）。通院患者数は障害者手帳発行・管理システムで管理している有効期間内の自立支援医療（精神通院医療）受給者証数による（各年度3月末現在。平成22年度から集計方法を変更している。）。

③ 全国との比較（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

令和3年度末現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者の人口比（手帳所持者数を人口で割ったもの）は全国平均を上回っています。等級別で見ると、2級の手帳所持者が全国平均を大きく上回っている一方で、3級の手帳所持者は全国平均を大きく下回っています。

○全体

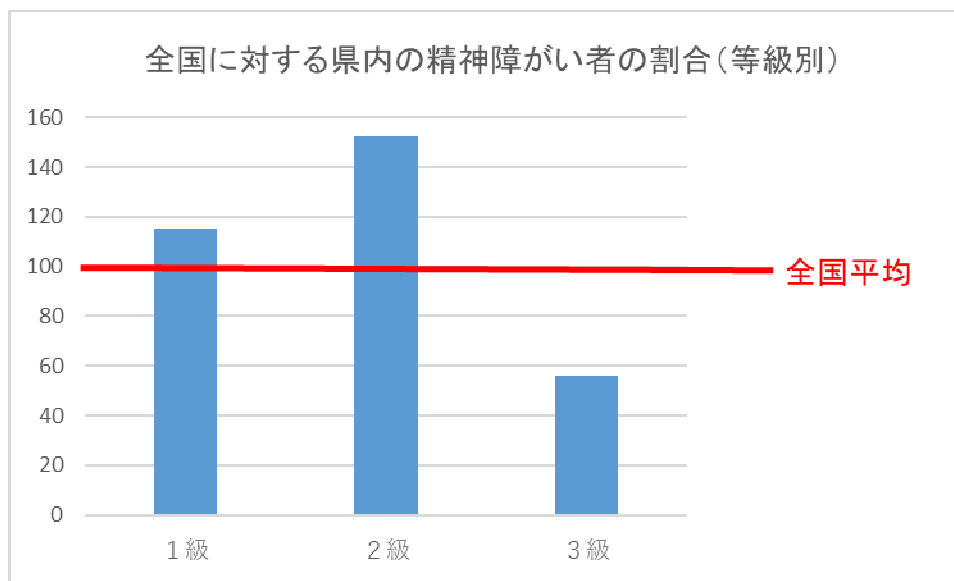
全国	1.06%
鳥取	1.25%
比率	118

※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合

○等級別

	1級	2級	3級
全国	0.11%	0.62%	0.33%
鳥取	0.13%	0.94%	0.18%
比率	115	152	56

※比率…全国平均の割合を100としたときの鳥取における割合



※全国及び鳥取県における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年度衛生行政報告例における手帳所持者数（令和3年度末現在）による。

2. 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 障害福祉サービス等の利用者数

令和4年12月現在の鳥取県の障がい者の障害福祉サービスの利用者数（実数）は、6,033人です。全国との状況と比較すると、総人口に占める障害福祉サービス利用者の割合は、全国でもトップクラスの利用状況です。

障害福祉サービスは、介護保険サービス等と比較して全国的にサービスが足りない等の指摘を受けている中で、全国を上回る利用状況にあることはサービスの基盤整備が進んでいることの表れと考えられます。

順位	都道府県名	割合
1	沖縄県	1.166%
2	北海道	1.165%
3	鹿児島県	1.122%
4	鳥取県	1.093%
5	島根県	1.071%
S 全国平均 S		0.785%
43	群馬県	0.670%
44	神奈川県	0.612%
45	千葉県	0.588%
46	東京都	0.585%
47	埼玉県	0.567%

（右表）総人口に占める障害福祉サービス利用者数の割合

※厚生労働省の統計情報（障害福祉サービス等の利用状況について）他より

(2) 障害福祉サービス等種別ごとの利用状況

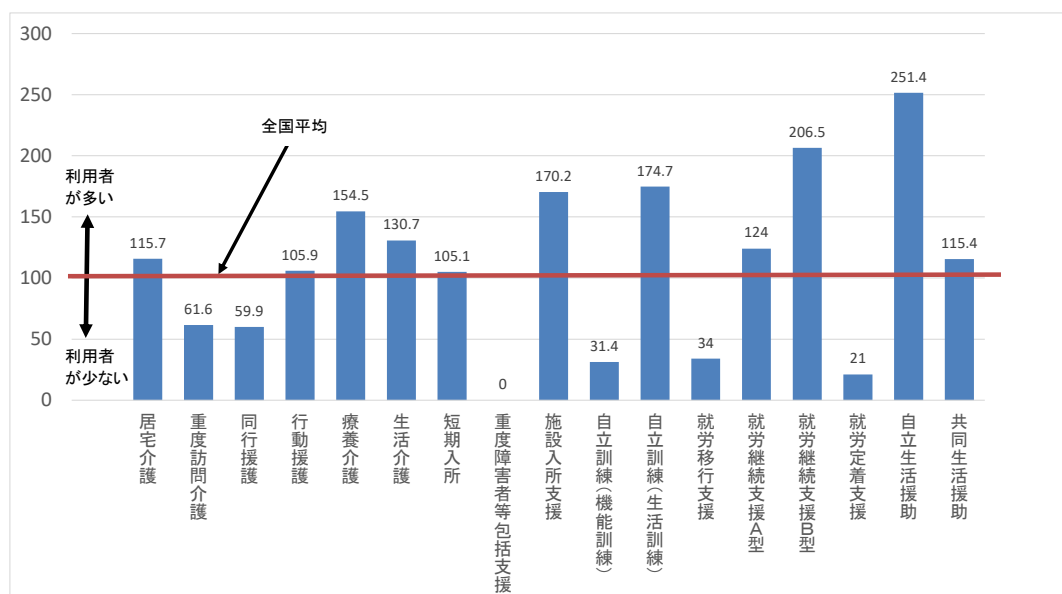
① 障害福祉サービス

多くのサービスで全国平均を上回っており、特に、自立生活援助、就労継続支援B型は全国平均の2倍を上回る利用状況となっています。

一方、利用が少ないサービスとしては、重度訪問介護、同行援護など利用者の自宅等に訪問して提供するタイプのサービス、自立訓練（機能訓練）や就労移行支援などのサービスの利用が少なくなっています。

鳥取県は、全国と比べてサービスの利用状況は多いことから、今後は、特に利用が少ないサービスの利用ニーズと提供体制のバランスを見ながら、サービスの利用を希望する者に対して、適切なサービスを適切な量提供できる体制を整えていく施策の検討が必要であると考えられます。

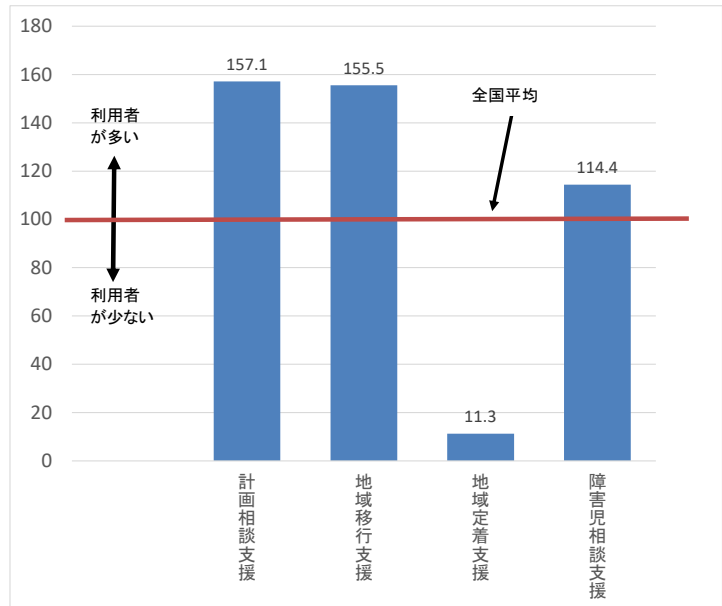
（下図）サービス種別ごとの利用者の状況（全国平均を100とした場合の数値）



②相談支援

相談支援の状況としては、地域定着支援を除き、いずれも全国平均を大きく上回っています。計画相談支援、障害児相談支援は障害福祉サービス等を利用する入り口となる重要なサービスであること、地域移行支援、地域定着支援は障害者支援施設等からの地域移行の重要なツールとなることから、利用者を増やしていくための取組が重要であると考えます。

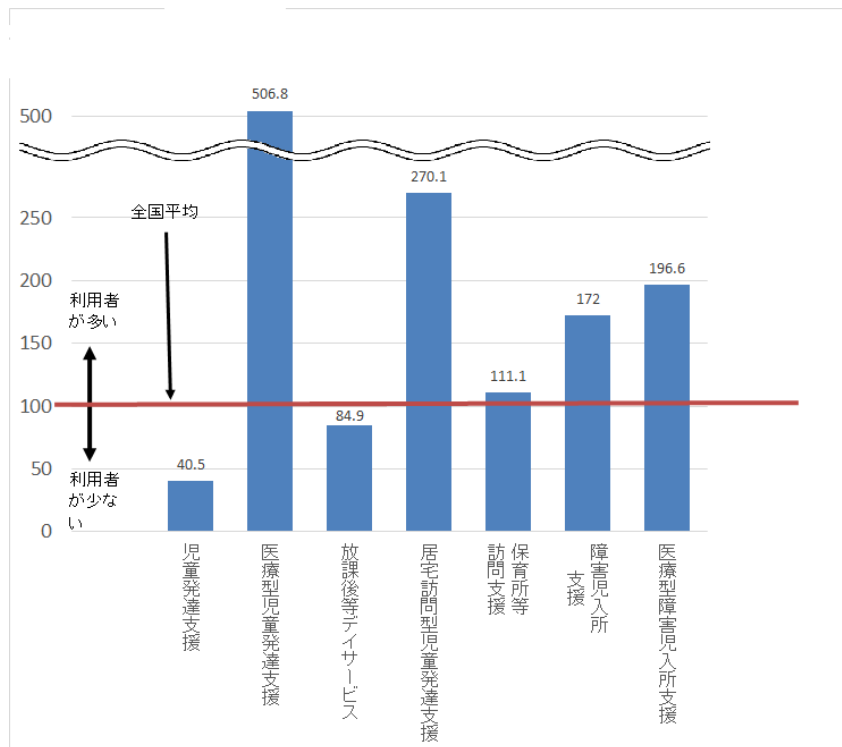
(右図) サービス種別ごとの利用者の状況(全国平均を100とした場合の数値)



③障がい児の福祉サービス

障がい児の福祉サービスの利用状況を見ると、児童発達支援と放課後等デイサービスを除き、全国平均を上回る利用となっています。今後は障害福祉サービスと同様に、利用が少ないサービスの利用ニーズと提供体制のバランスを見ながら、サービスの利用を希望する者に対して、適切なサービスを適切な量提供できる体制を整えていく施策の検討が必要であると考えられます。

(右図) サービス種別ごとの利用者の状況(全国平均を100とした場合の数値)



3. 障がい者数等の今後の見通し

1では障がい者数のこれまでの推移などを見てきましたが、今後の障がい者施策を考える上で、今後の障がい者数の見通しが必要になります。しかし、障がい者に関するデータは全国的に見ても整備されておらず、今後の見通しを精緻に試算することは困難です。このため本プランでは、手帳等所持者数と過去15年にわたるその増減傾向等をもとに、将来的な見通しを機械的に試算しました。

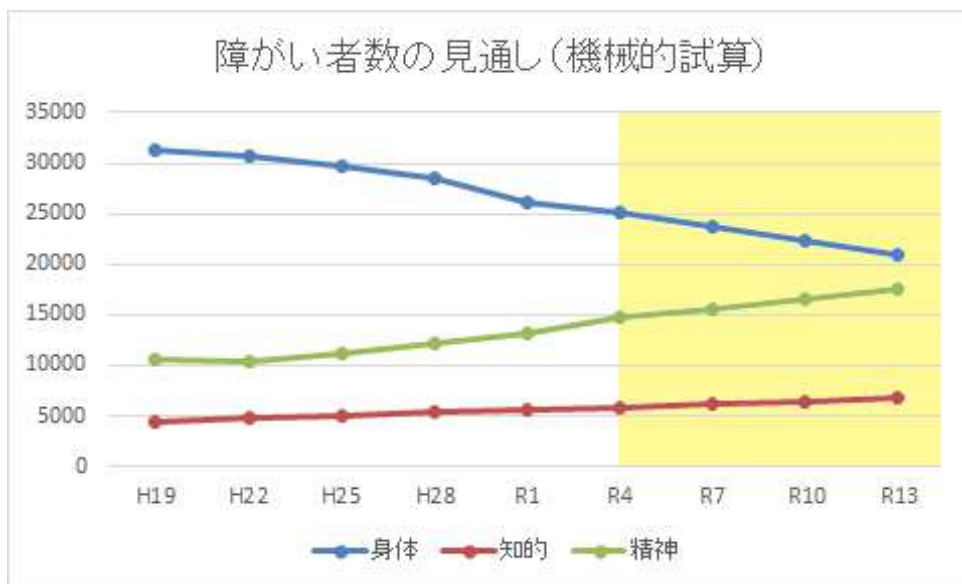
その結果によると、身体障がい者は横ばい緩やかに減少、知的障がい者は緩やかに増加、精神障がい者は増加すると見込まれます。

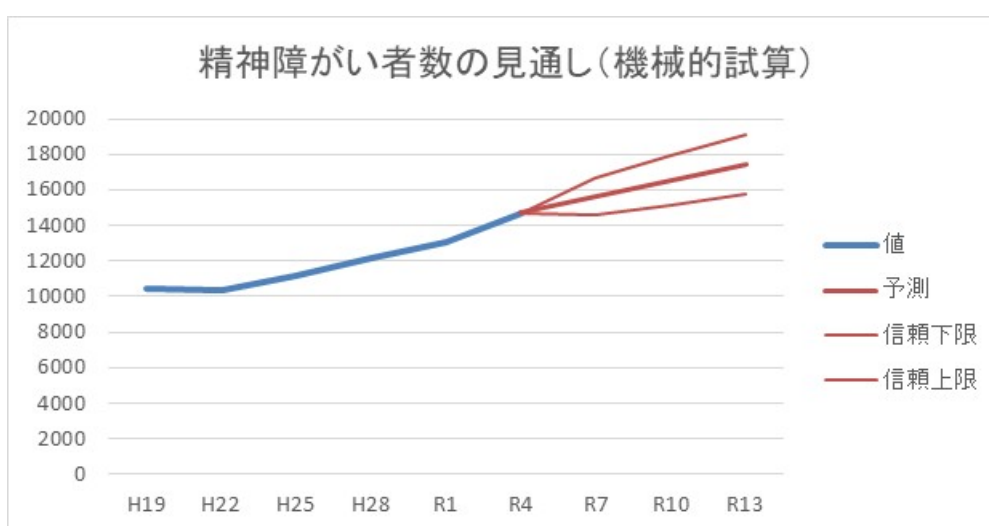
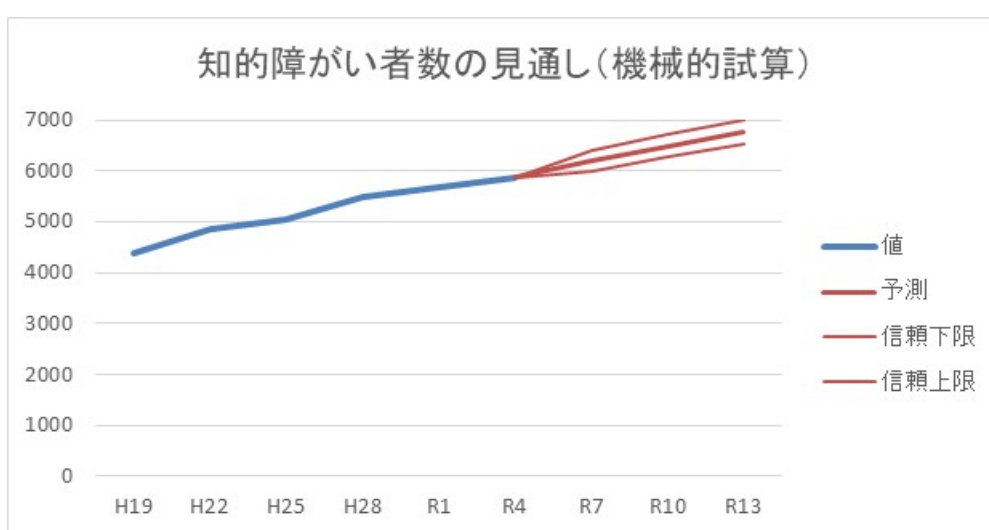
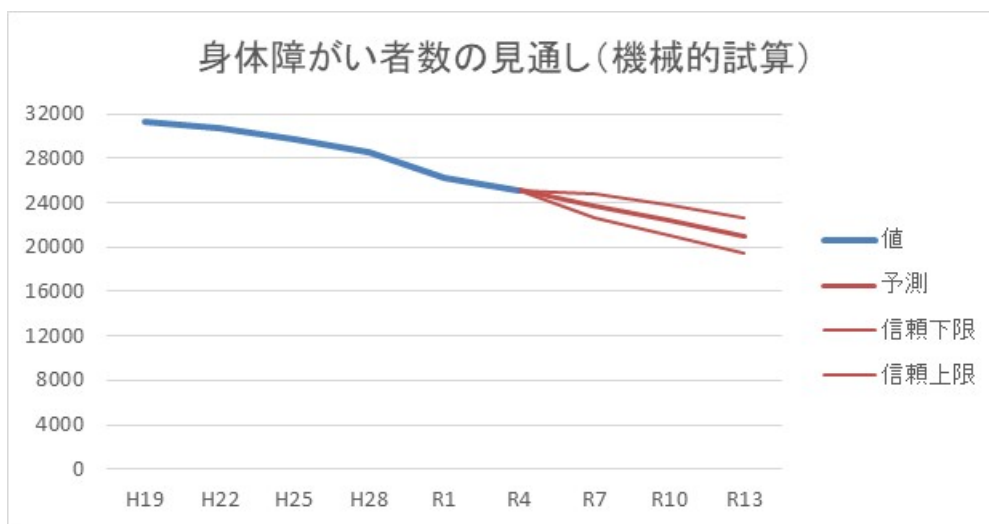
なお、この推計は現行の障がい者手帳制度等を前提にしたものであり、これらの制度が変更になれば、当然将来の見通しも修正されることがあります。また、例えば実績値集計期間中は本県では人口減少が進んできましたが、この傾向が加速化（又は鈍化）するなど、様々な社会的要因（外的要因）によって将来の見通しが修正される場合があります。

注）本試算では信頼区間95%（予測に基づいて将来のポイントの95%がその範囲に含まれると想定される各予測値を含む範囲（正規分布を使用））により予測を実施。信頼下限・上限は信頼区間の端値。

（単位：人）

区分(年度)	H19	H22	H25	H28	R1	R4	R7	R10	R13
身体	31328	30722	29699	28554	26160	25135	23743	22377	21011
知的	4391	4849	5055	5487	5664	5871	6201	6484	6768
精神	10479	10342	11194	12156	13099	14719	15590	16529	17468





※身体、知的障がい者数は、福祉行政報告例における手帳所持者数による。(各年度3月末現在。以下、同じ。)

※精神障がい者数は、精神保健福祉資料による(各年度6月末現在。)入院患者数と、障害者手帳発行・管理システムで管理している有効期間内の自立支援医療(精神通院医療)受給者証数による(各年度3月末現在。平成22年度から集計方法を変更している。)通院患者数を合計した数値。

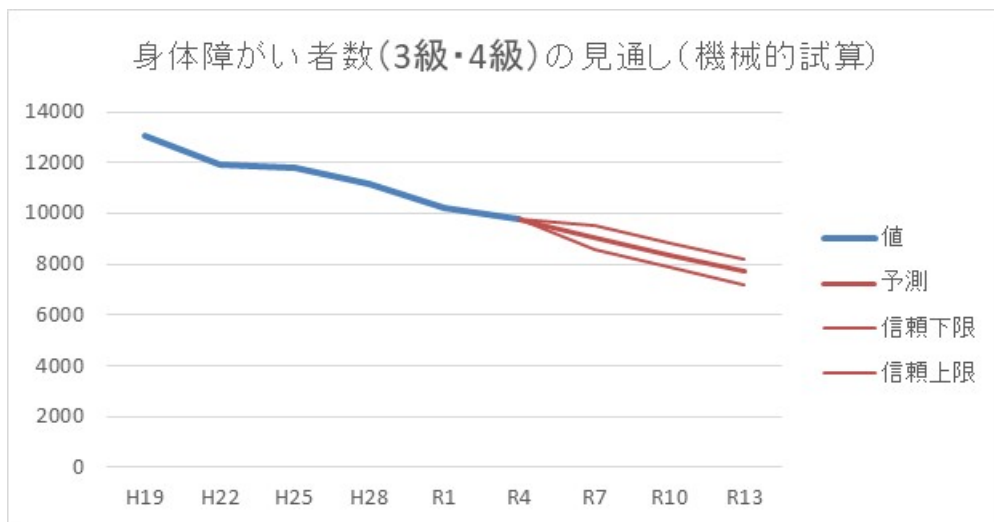
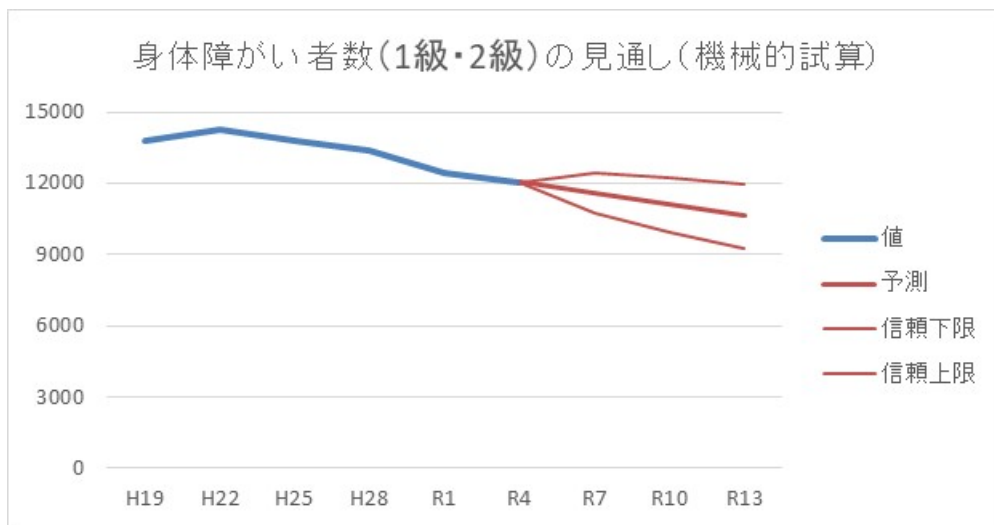
(1) 身体障がい者数の見通し

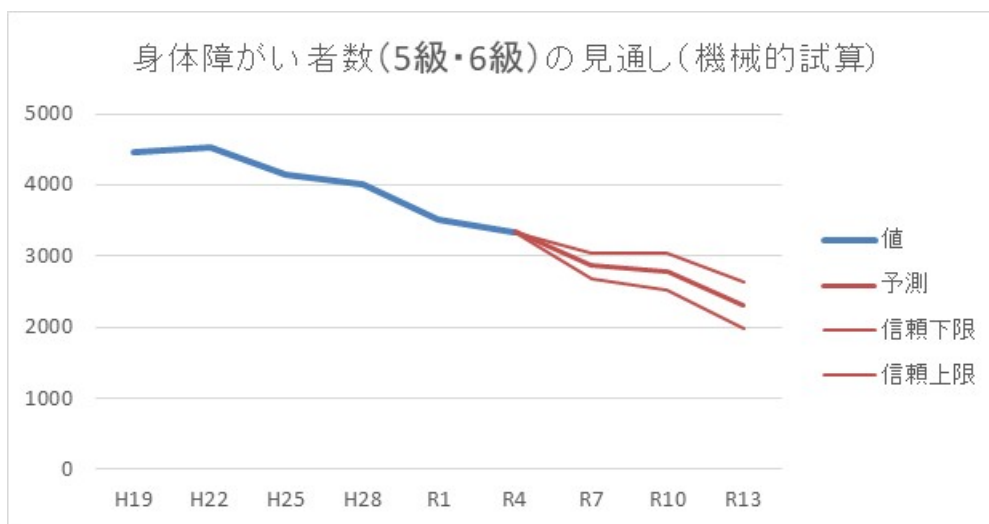
① 等級別

等級別に見ると、幅に差はあるものの、いずれの等級も減少傾向で推移すると見込まれます。

(単位:人)

区分(年度)	H19	H22	H25	H28	R1	R4	R7	R10	R13
1・2級	13778	14248	13756	13376	12437	12033	11559	11087	10616
3・4級	13082	11942	11794	11163	10204	9768	9046	8371	7695
5・6級	4468	4532	4149	4015	3519	3334	2862	2775	2303



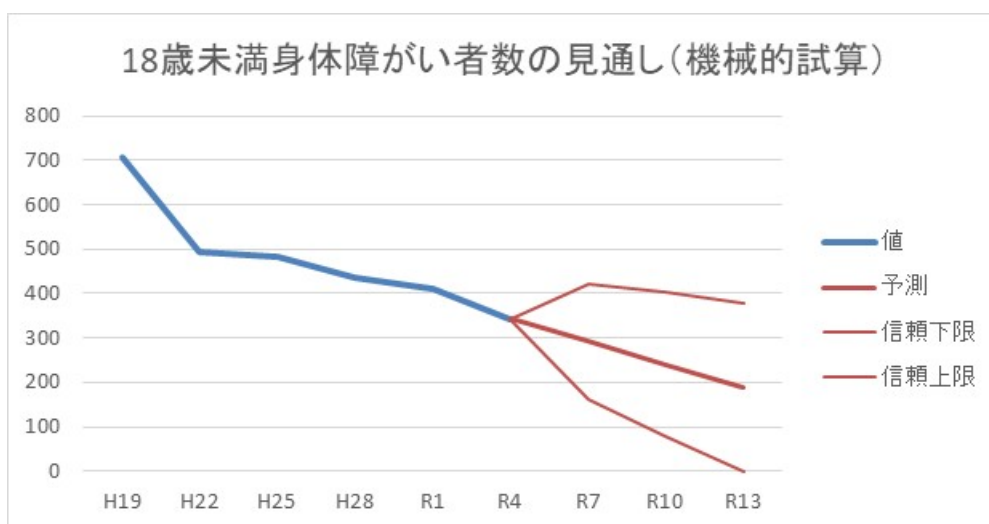


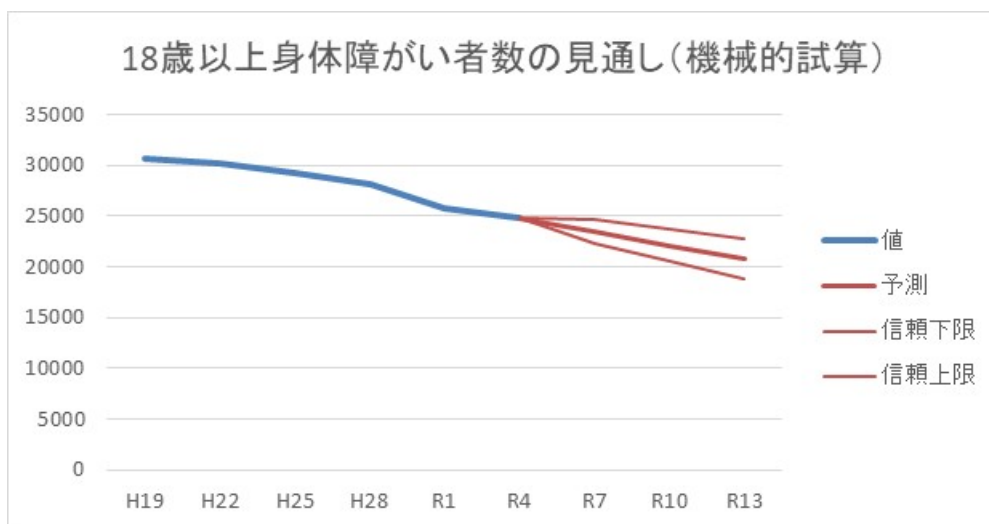
② 年代別

年代別に見ると、人口減少と少子高齢化の影響を受け、18歳未満の区分では大幅に減少、18歳以上の区分では緩やかに減少すると見込まれます。

(単位:人)

区分(年度)	H19	H22	H25	H28	R1	R4	R7	R10	R13
18歳未満	707	495	483	437	411	343	293	240	188
18歳以上	30621	30227	29216	28117	25749	24792	23453	22140	20826



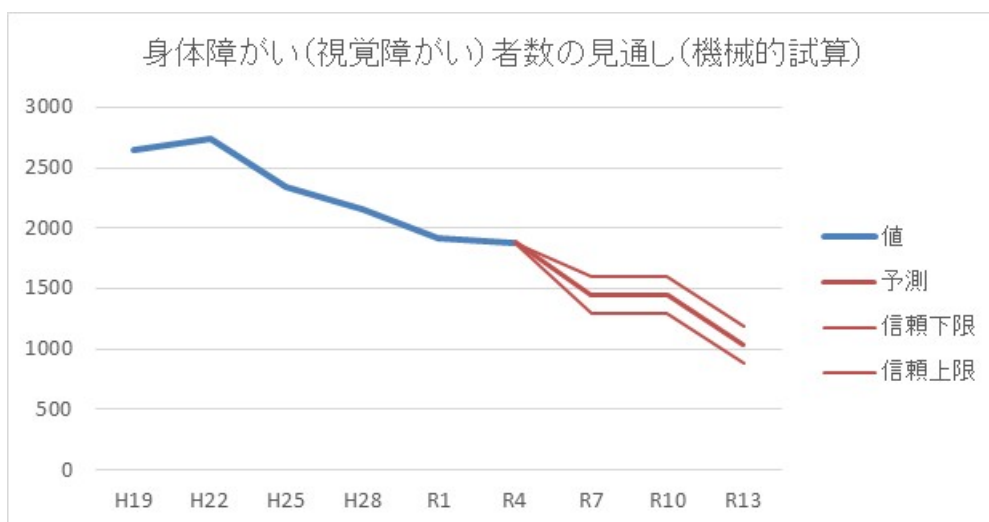


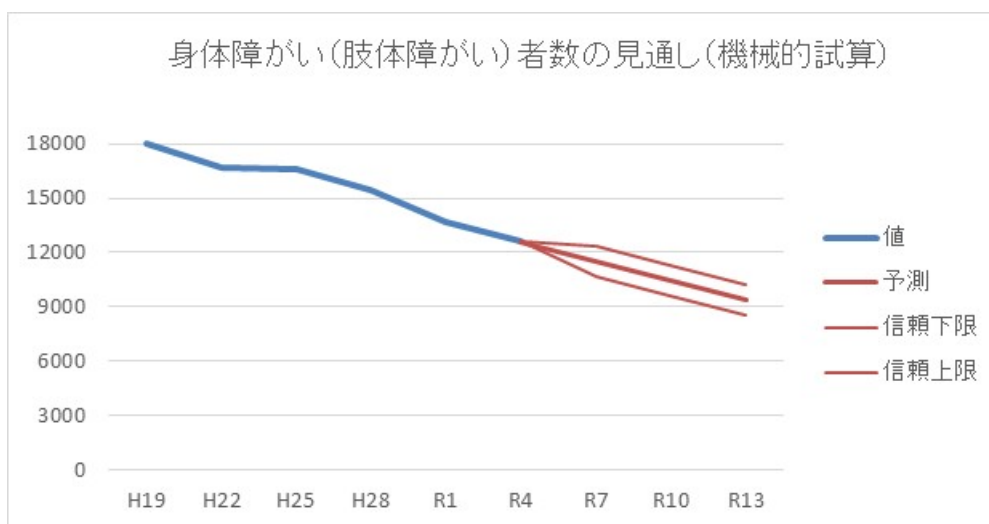
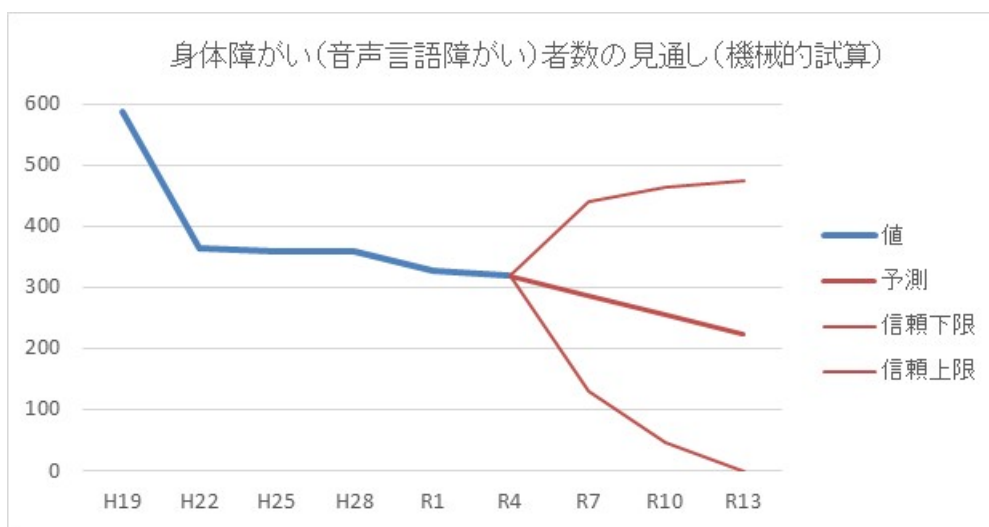
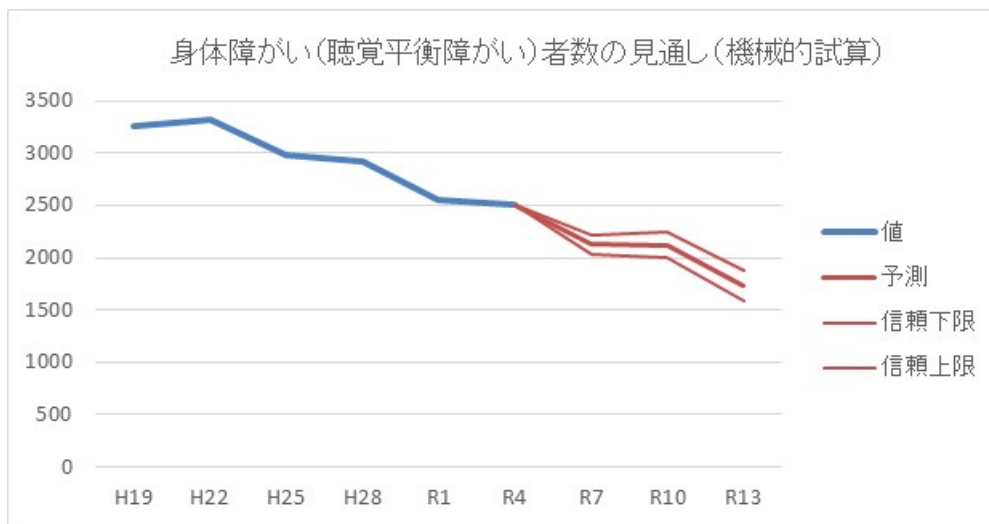
③ 主な障がい種類別

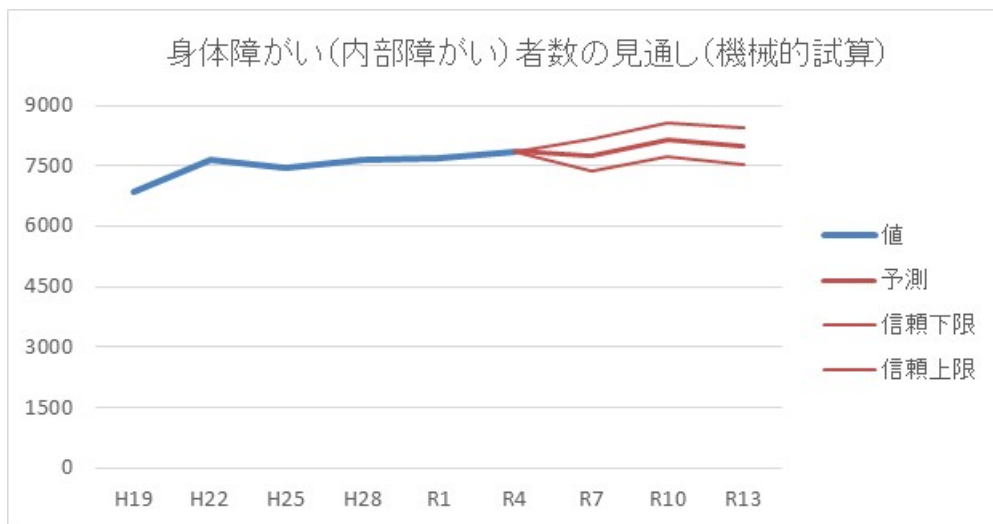
主な障がい種類別に見ると、内部障がいのみ緩やかに増加、その他の障がい種別はいずれも減少すると見込まれます。

(単位:人)

区分(年度)	H19	H22	H25	H28	R1	R4	R7	R10	R13
視覚	2642	2744	2344	2162	1922	1882	1444	1449	1037
聴覚平衡	3251	3326	2982	2913	2550	2504	2123	2121	1730
音声言語	586	365	359	360	326	319	285	254	223
肢体	18007	16649	16584	15472	13660	12581	11542	10465	9387
内部	6842	7638	7430	7647	7702	7849	7766	8151	7989







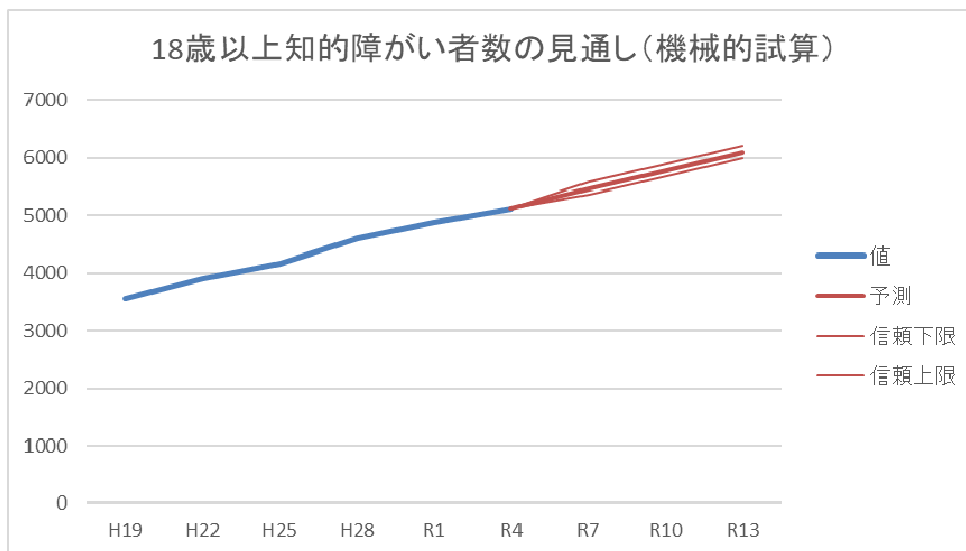
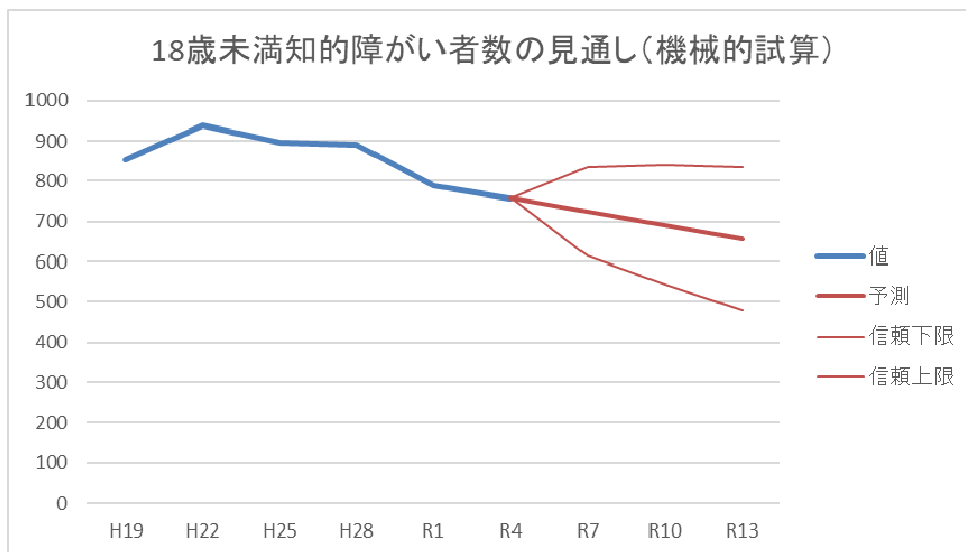
(2) 知的障がい者数の見通し

① 年代別

知的障がい者数は、今後緩やかに増加を続けると見込まれますが、年代別に見ると、18歳未満は減少見込である一方で18歳以上は増加を続けると見込まれます。

(単位:人)

区分(年度)	H19	H22	H25	H28	R1	R4	R7	R10	R13
18歳未満	854	938	895	890	788	758	725	691	657
18歳以上	3537	3911	4160	4597	4876	5113	5462	5779	6097

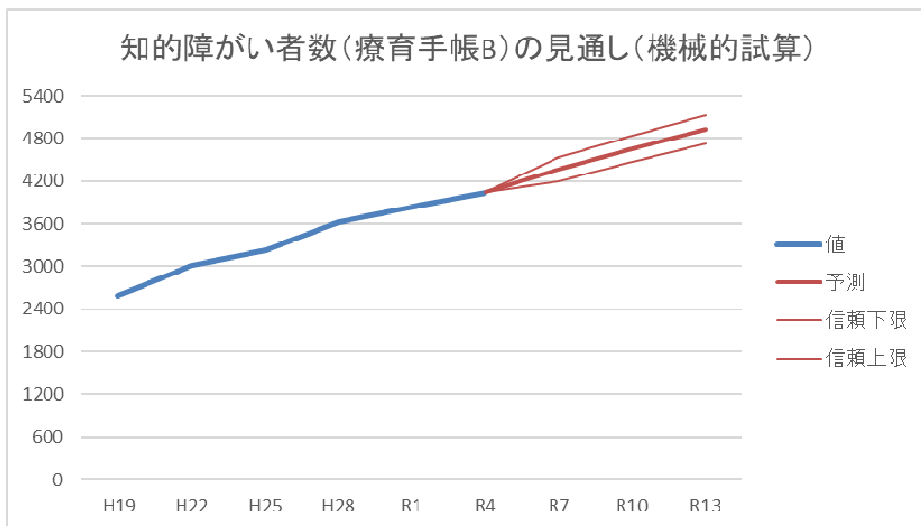
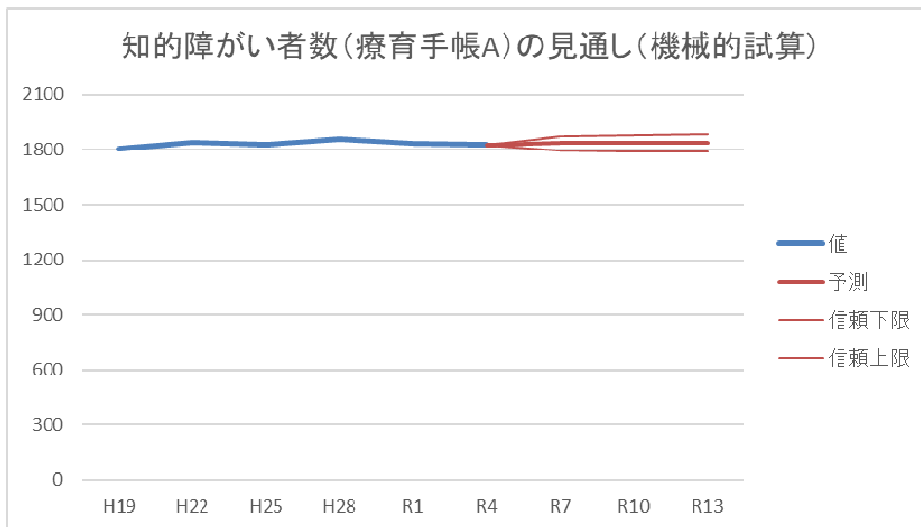


② 等級別

等級別に見ると、療育手帳A（重度）所持者は、今後概ね横ばいで推移することが見込まれますが、療育手帳B（中軽度）所持者は増加すると見込まれます。

(単位:人)

区分(年度)	H19	H22	H25	H28	R1	R4	R7	R10	R13
A(重度)	1807	1840	1831	1861	1833	1828	1836	1837	1839
B(中・軽度)	2584	3009	3224	3626	3831	4043	4365	4647	4930



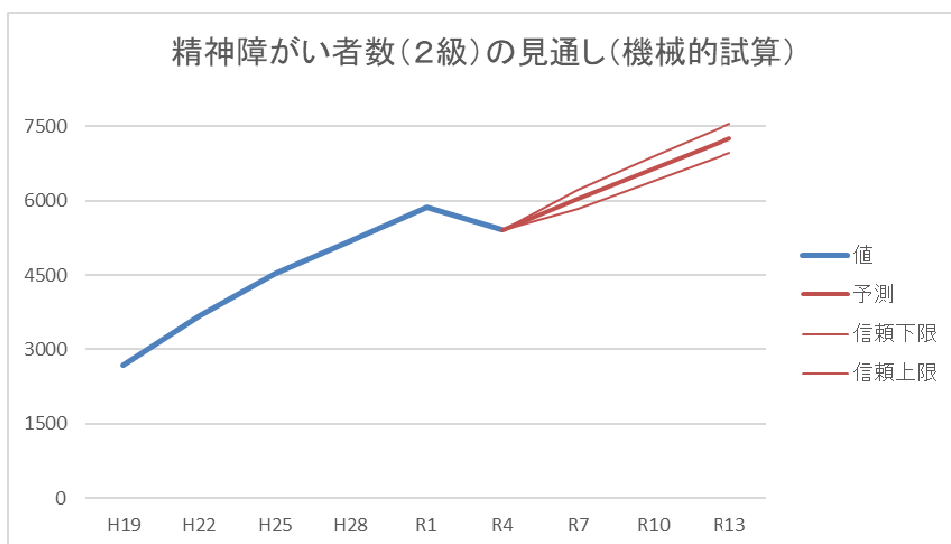
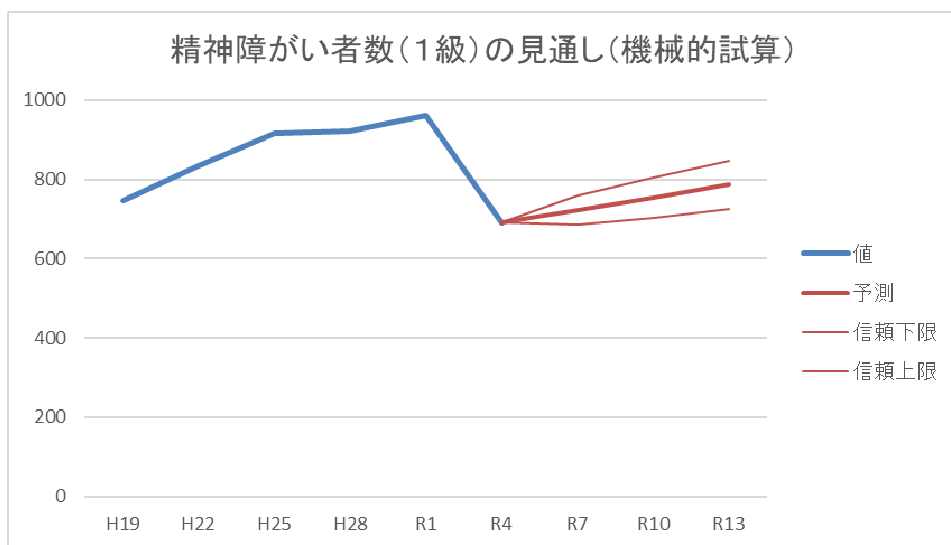
(3) 精神障がい者数の見通し

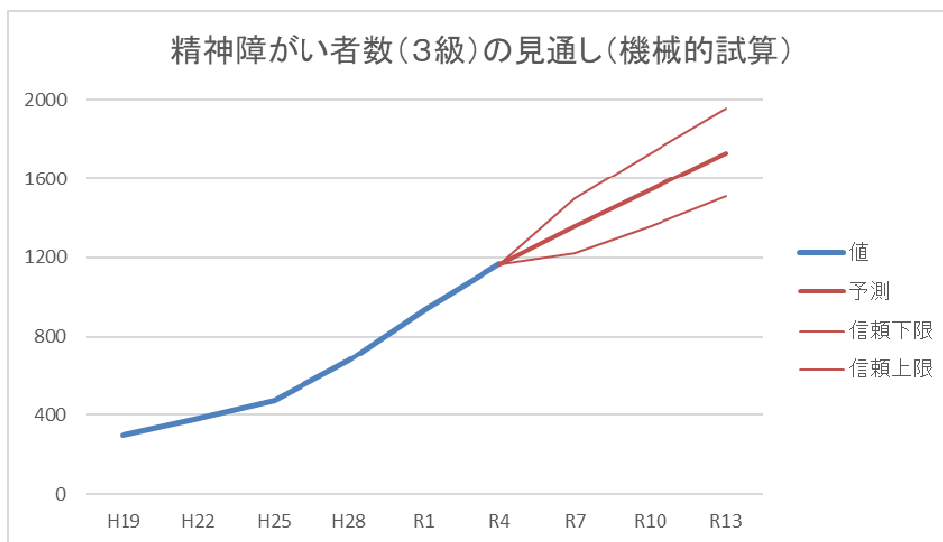
① 等級別（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

等級別に見ると、いずれの等級も概ね増加が見込まれますが、特に2級、3級においては大幅に増加すると見込まれます。

(単位:人)

区分(年度)	H19	H22	H25	H28	R1	R4	R7	R10	R13
1級	746	833	916	921	961	691	722	754	786
2級	2692	3681	4529	5181	5881	5415	6030	6649	7268
3級	295	382	475	678	935	1168	1359	1545	1732





※障害者手帳発行・管理システムで管理している手帳所持者数による。(各年度3月末現在。令和4年度数値を除く。)

※令和2年度から集計方法を変更しており、令和4年度数値は衛生行政報告例における手帳所持者数による。(3月末現在。)

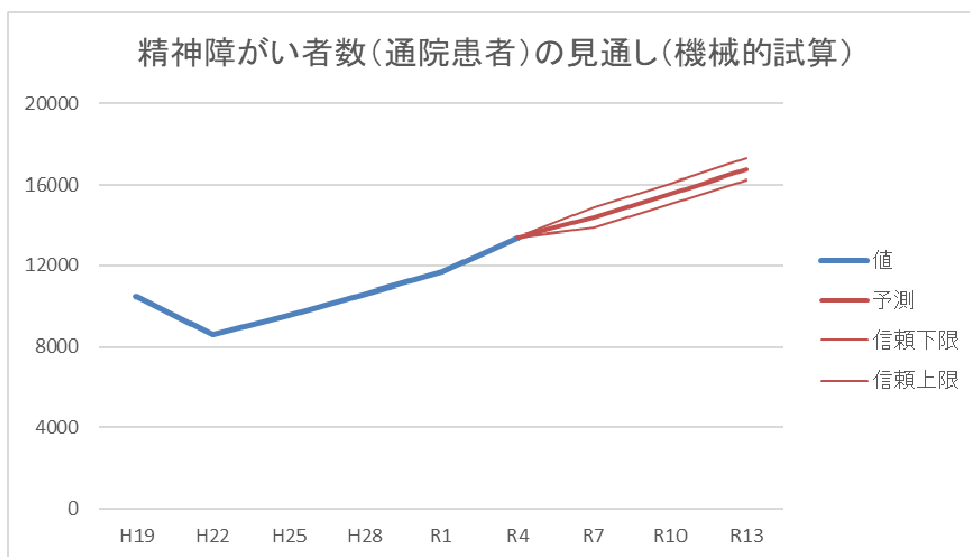
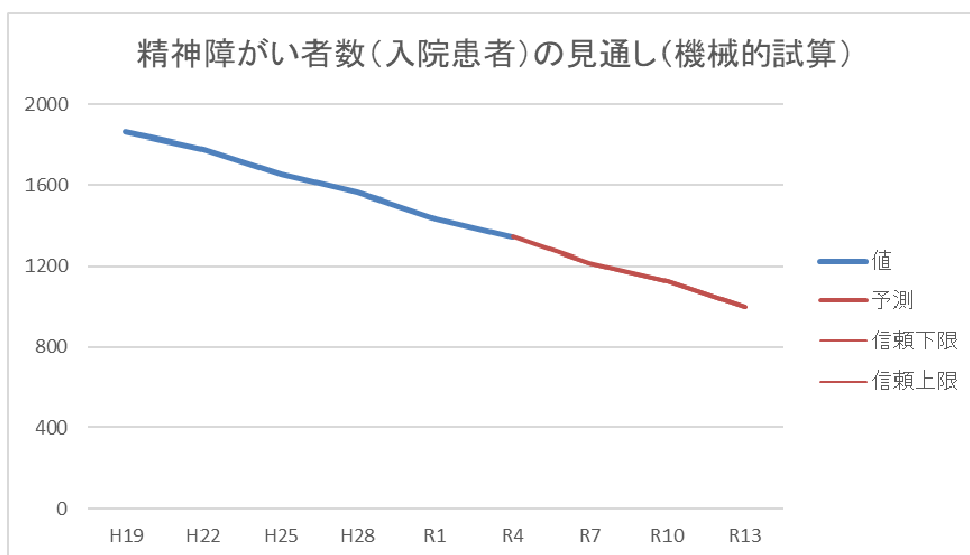
※令和元年度以前の集計方法と令和2年度以降の数値の集計方法が異なるため、数値を補正して予測を実施している。なお、予測数値は令和2年度以降の集計方法により集計した場合の数値による。

② 入院・通院別(自立支援医療受給者数等)

精神障がい者数(入院)は、精神科病床数の減少など政策的な影響により減少を続けており、今後も緩やかに減少を続けると見込まれています。一方で通院患者は今後も増加を続けていくと見込まれています。

(単位:人)

区分(年度)	H19	H22	H25	H28	R1	R4	R7	R10	R13
入院	1862	1780	1651	1565	1433	1343	1213	1126	995
通院	10479	8562	9543	10591	11666	13376	14367	15557	16747



※入院患者数は精神保健福祉資料による（各年度6月末現在。）。通院患者数は障害者手帳発行・管理システムで管理している有効期間内の自立支援医療（精神通院医療）受給者証数による（各年度3月末現在。平成22年度から集計方法を変更している。）。

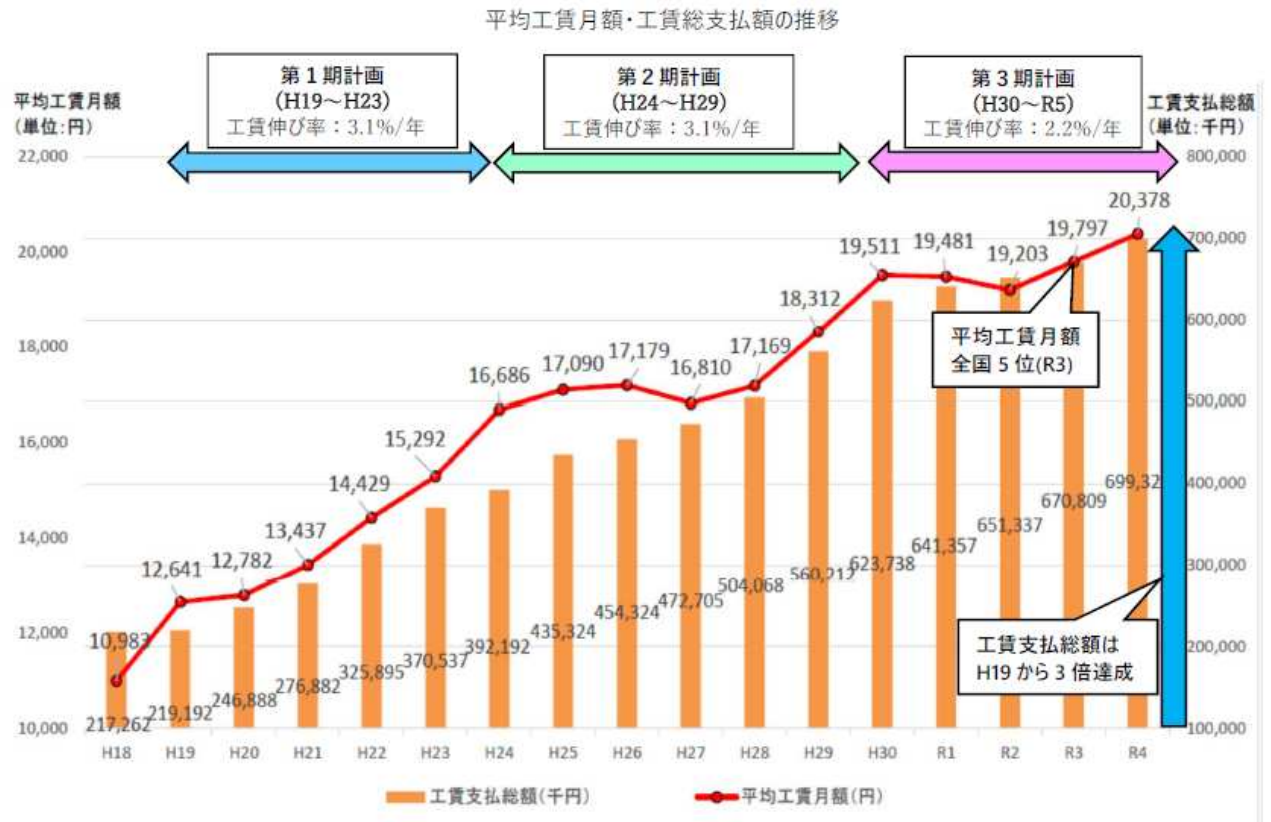
※平成21年度以前の集計方法と平成22年度以降の数値の集計方法が異なるため、平成22年度以降の数値のみを用いて予測を実施している。なお、予測数値は平成22年度以降の集計方法により集計した場合の数値による。

4. 就労継続支援B型事業所の現状と課題

(1) 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額推移

平成19年度の鳥取県工賃3倍計画策定以降、就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は一度も全国平均を下回ることなく着実に増加し、全国トップクラスの水準を達成しています。また、工賃支払総額も増加し、平成19年度と比較すると約3倍の規模になりました。

引き続き高い水準を維持するため、工賃向上に向けた目標設定、推進の取組が必要です。

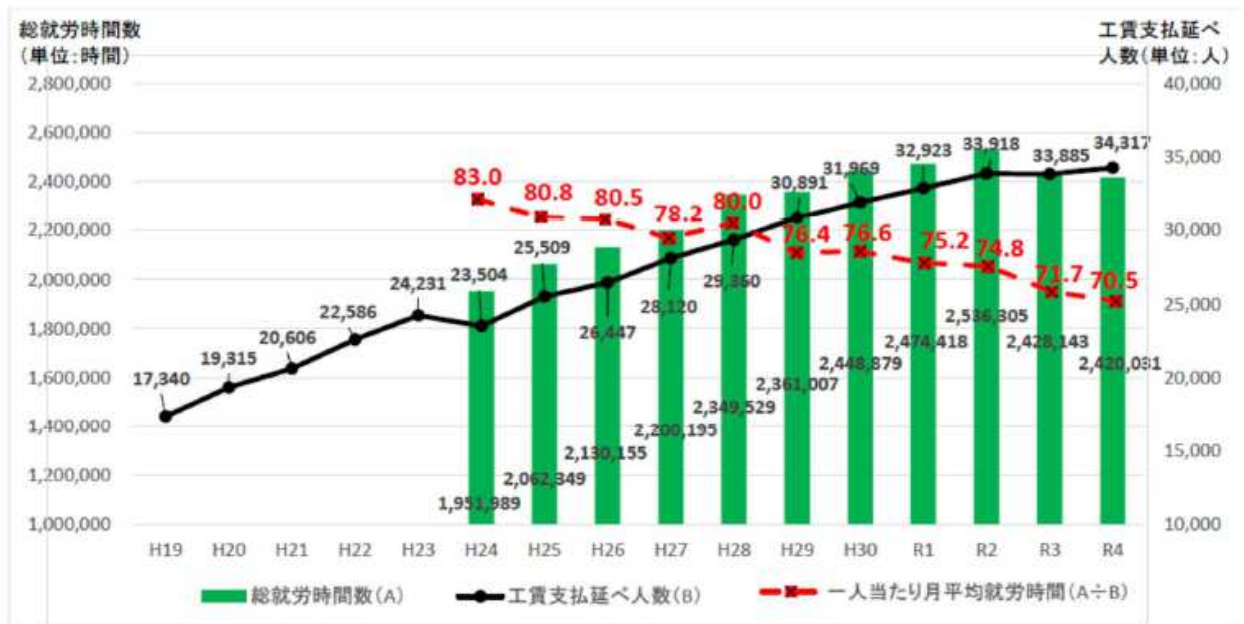


(2) 就労継続支援 B 型事業所の利用者の就労時間等の推移

就労継続支援 B 型事業所の利用者の総就労時間数及び工賃支払い延べ人数は年々増加傾向にあります。利用者の一人当たりの月平均就労時間は減少しています。(過去 10 年間で約 1 割の減少)

要因の一つとして、障がいのある方の高齢化や精神障がいの方の増加等が考えられますが、働く意欲のある方は就労時間を増やすことができるよう、継続・安定した就労等のための目標の設定、推進の取組が必要です。

利用者の就労時間等の推移



利用者の障害種別ごとの人数 (令和 4 年度)



利用者の障害種別ごとの人数 (平成 2 7 年度)



Ⅲ 障がい者を取り巻く環境の変化

1. 障害者総合支援法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい、役割を持ち、各分野の支援を受けながらその人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目的とした法律で、障害福祉サービス等について規定したものです。

本法律は数年おきに一部改正されており、様々な制度の見直しが図られました。最近の主な見直し事項としては、下記のものがあります。

【R3. 4. 1 施行】

- ・ 障がい者の重度化・高齢化を踏まえた障がい者の地域移行・地域生活の支援等
- ・ 効果的な就労定着支援
- ・ 災害や感染症の発生時も含めた支援の継続を見据えた対応
- ・ 障がい福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

【R6. 4. 1 及びその他の日付で施行】

- ・ 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることの明確化
- ・ 障がい者が安心して地域生活を送れるよう、市町村の基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 障がい者本人が就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、障害福祉サービスとして、就労選択支援（本人の希望、適性等に沿った選択を支援）を新設
- ・ 障がい者DB（データベース）、障がい児DB、指定難病及び小児性特定疾病に係るDBについて、第三者提供の仕組み等の規定を整備
- ・ 都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実**【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
 - ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
 - ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
 - ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**【精神保健福祉法】
 - ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
 - ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
 - ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発生した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**【難病法、児童福祉法】
 - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備**【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小児慢性DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- 6. その他**【障害者総合支援法、児童福祉法】
 - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要がある規定があった同法第18条第2項の規定等について所後の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1

2. 児童福祉法の改正

「児童福祉法」は児童の健全な育成、生活の保障及び愛護を理念とし、児童の権利及び必要な支援等を定めた法律です。

本法律は令和4年6月に一部改正され、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。また、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）を一元化する、障害児入所施設の入所児童等が地域生活へ移行する際の調整の責任主体（都道府県、政令市）を明確化する、といった見直しが図られています。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

参考資料 1

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

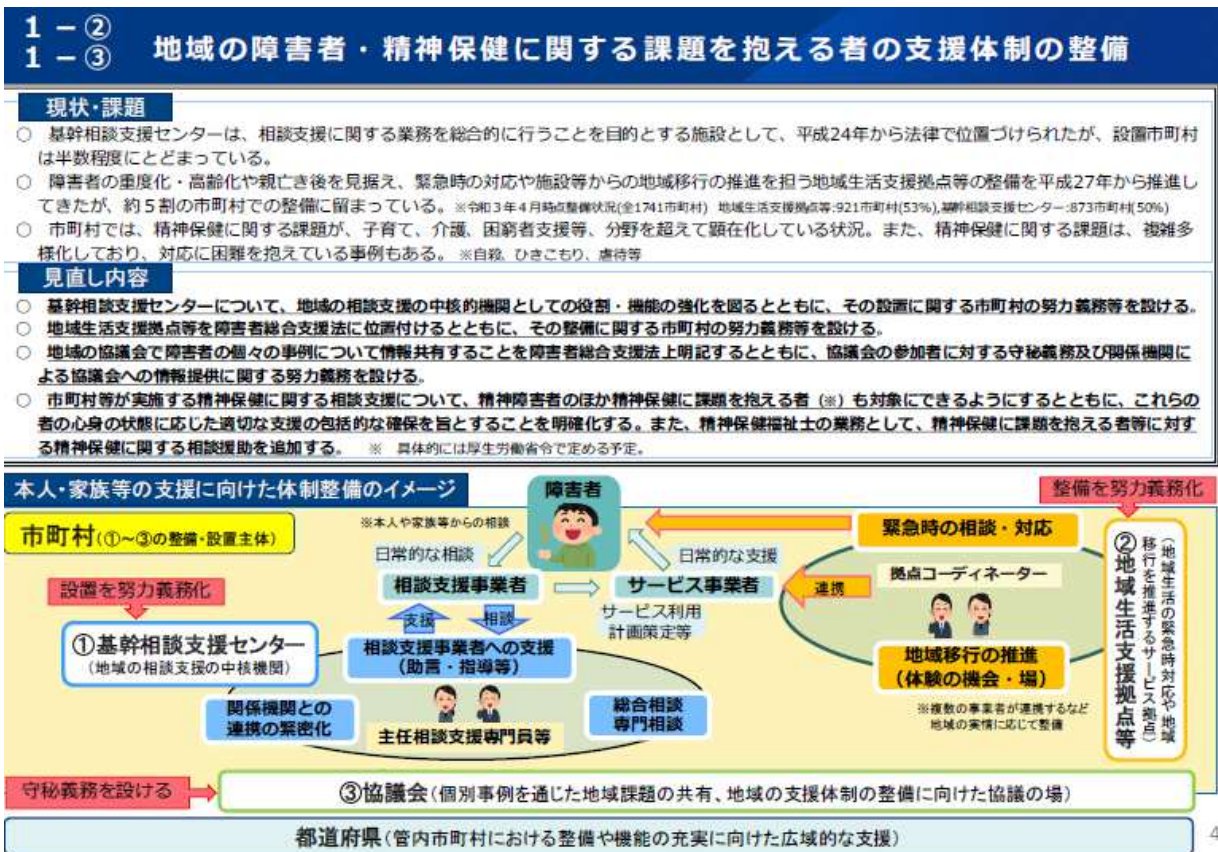
令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

1

3. 精神保健福祉法の改正

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」が令和4年12月に一部改正され、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備することを目的として、主に下記の見直しが行われました。

- ・ 都道府県及び市町村が行う精神保健に関する支援相談について、精神保健に課題を抱える者も対象に含めることを可能にするるとともに、心身の状態に応じた適切な支援を確保することを明確化
- ・ 市町村長の同意による医療保護入院を可能とし、また医療保護入院中の者について、一定期間ごとに入院要件の確認を実施
- ・ 「入院者訪問支援事業（市町村長同意による医療保護入院者を中心に、都道府県等が本人の話を聴き、必要な情報提供を行う）」を創設
- ・ 精神科病院において従業者への研修等、虐待防止のための措置の実施を義務付け、また、虐待を発見した場合の都道府県等への通報を義務付け



3-① 医療保護入院の見直し

現状・課題

- 精神障害者に対する医療の提供は、できる限り入院治療に頼らず、本人の意思を尊重することが重要であるが、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ精神疾患については、本人の同意が得られない場合においても入院治療へのアクセスを確保することが必要であり、医療保護入院の仕組みがある。

見直し内容

- 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、誰もが安心して信頼できる入院医療の実現にむけて、入院者の権利を擁護するための取組を一層推進させるため、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

改正後の医療保護入院のイメージ

(改正に関わる手続等を記載)



- ※1 指定医の指定申請ができる期間を、当該指定に必要な研修の修了後「1年以内」から「3年以内」に延長する。
- ※2 DV加害者等を「家族等」から除外する。
- ※3 措置入院の決定についても同様とする。
- ※4 措置入院中の方も対象とする。
- ※5 現行努力義務→義務化。
- ※6 厚生労働省令で定める予定。
- ※7 入院の要件を満たすことが確認された場合は、入院期間を更新。これに伴い、医療保護入院者に対する定期病状報告に代えて更新の届出を創設。なお、入院期間の更新について、精神科病院の管理者は、家族等に必要事項を通知の上、一定期間経過後もなお不同意の意思表示を受けなかったときは、同意を得たものとみなすことができることとする。
- ※8 政府は、非自発的入院制度の在り方等に関し、精神疾患の特性等を勘案するとともに、障害者権利条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつつ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする検討規定を設ける(附則)。

3-② 「入院者訪問支援事業」の創設

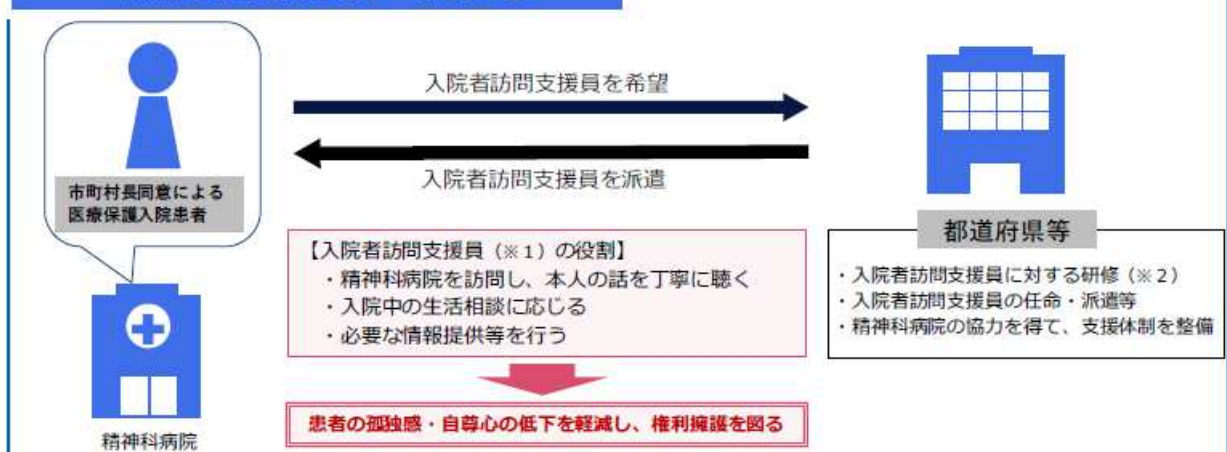
現状・課題

- 精神科病院において、外部との面会交流を確保することは、患者の孤独感等を防ぐ上で重要。医療保護入院のような非自発的な入院の場合、家族との首信がない患者には、医療機関外の者との面会交流が、特に途絶えやすくなる。

見直し内容

- 市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流の機会を確保し、その権利擁護を図ることが必要である。そのため、都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。 ※ 都道府県等の任意事業として位置付ける。

「入院者訪問支援事業」 ※イメージ



- ※1 入院者訪問支援員には、患者の尊厳を保持し、常に患者の立場に立って誠実に職務を行うことを求めるほか、守秘義務を規定。
- ※2 具体的な研修内容は省令等で規定。例えば、精神医療保健福祉に関する制度や現状、精神科医療における障害者の権利擁護等を想定。
- ※ 精神保健福祉法の目的規定に「精神障害者の権利の擁護」等を追加。

3 - ③ 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

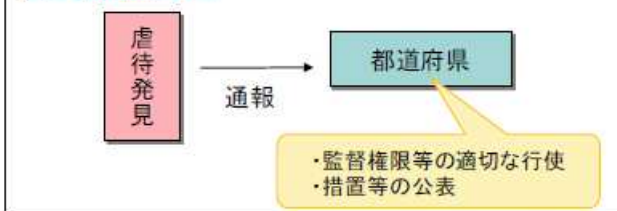
現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できる等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
 - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - ② **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける（※）。**
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - ③ 都道府県等は、**毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
 - ④ 国は、**精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

通報の仕組み



※ 障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。
虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい組織風土の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。



4. 障害者雇用促進法の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が令和4年12月に一部改正され、従業員に占める障がい者の雇用率を算定する際、新たに週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者を含めることができるようになります。

また、雇用している障がい者の人数で評価される障害者雇用調整金等の支給方法が見直されるほか、事業主が実施する職場定着等の取組みに対する助成金が新設されることとなりました。

2-② 短時間労働者（週所定労働時間10時間以上20時間未満）に対する実雇用率算定等

現状・課題

- 障害者雇用促進法においては、障害者の職業的自立を促進するという法の趣旨から、事業主に雇用義務が課せられているのは、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっている。
- 他方で、障害特性で長時間の勤務が難しいこと等により、週所定労働時間20時間未満での雇用を希望する者は、いずれの障害種別でも一定数存在し、特に精神障害者が多い。こうしたニーズを踏まえ、週20時間未満の労働時間であれば働くことができる者の雇用機会の拡大を図ることが必要。

見直し内容

- **週所定労働時間が特に短い**（大臣告示で10時間以上20時間未満と規定予定）**精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者**について、特例的な取扱いとして、**事業主が雇用した場合に、雇用率において算定**できるようにする。
- あわせて、これにより、週所定労働時間20時間以上の雇用が困難な者に対する就労機会の拡大を直接図ることが可能となるため、特例給付金（※）は廃止する。
※週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に対し、雇用障害者数に応じ、月7千円/人（100人以下の場合は、月5千円/人）を支給するもの

雇用率制度における算定方法（赤枠が措置予定の内容）

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 ※	0.5

※ 一定の要件を満たす場合は、0.5ではなく1とカウントする措置が、令和4年度末までとされているが、省令改正を行い延長予定

<新たに対象となる障害者の範囲>

週所定労働時間が特に短い（大臣告示で週10時間以上20時間未満と規定予定）精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者

<カウント数> ※省令で規定予定

1人をもって0.5人と算定する。

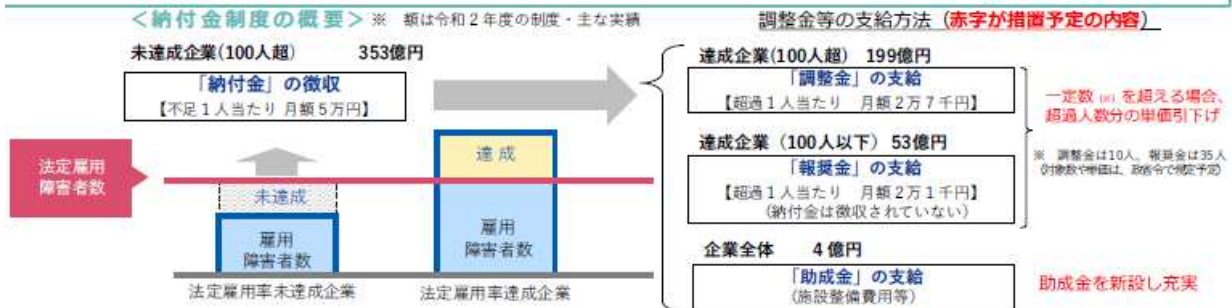
2 - ③ 障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化

現状・課題

- 全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有しており、この理念のもと、障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成を行うため、事業主の共同拠出による納付金制度を整備している。
- 事業主の取組の進展（実雇用率上昇）の結果、雇用する障害者の数で評価する調整金や報奨金が支出のほとんどを占め、雇用の質の向上のための支援を行う助成金の支出が限られている。

見直し内容

- 限られた財源を効果的に運用し、雇用の質の向上に向け、事業主による障害者の職場定着等の取組に対する支援を充実させるため、以下の見直しを実施。
 - ✓ 事業主が一定数を超えて障害者を雇用する場合、当該超過人数分の調整金や報奨金の支給額の調整
 - ✓ 事業主の取組支援のため、助成金を新設（雇入れや雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助の支援、加齢に伴い職場への適応が困難となった障害者への雇用継続の支援）



※ あわせて、障害者の雇用の促進等に関する法律に関し、以下の見直しを実施。

- 雇用の質の向上に向け、事業主の責務を明確化（適当な雇用の場の提供や適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置を追加）
- 就業機会の更なる確保につなげるため、
 - ・ 在宅就業障害者支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注する企業に発注額に応じて特例調整金を支給するもの）の登録要件の緩和（団体登録に必要な在宅就業障害者の人数要件を10人から5人に引き下げる等）
 - ・ 事業協同組合のスキームを活用して複数の中小企業の実雇用率を通算できる特例について、有限責任事業組合（LLP）を対象に追加

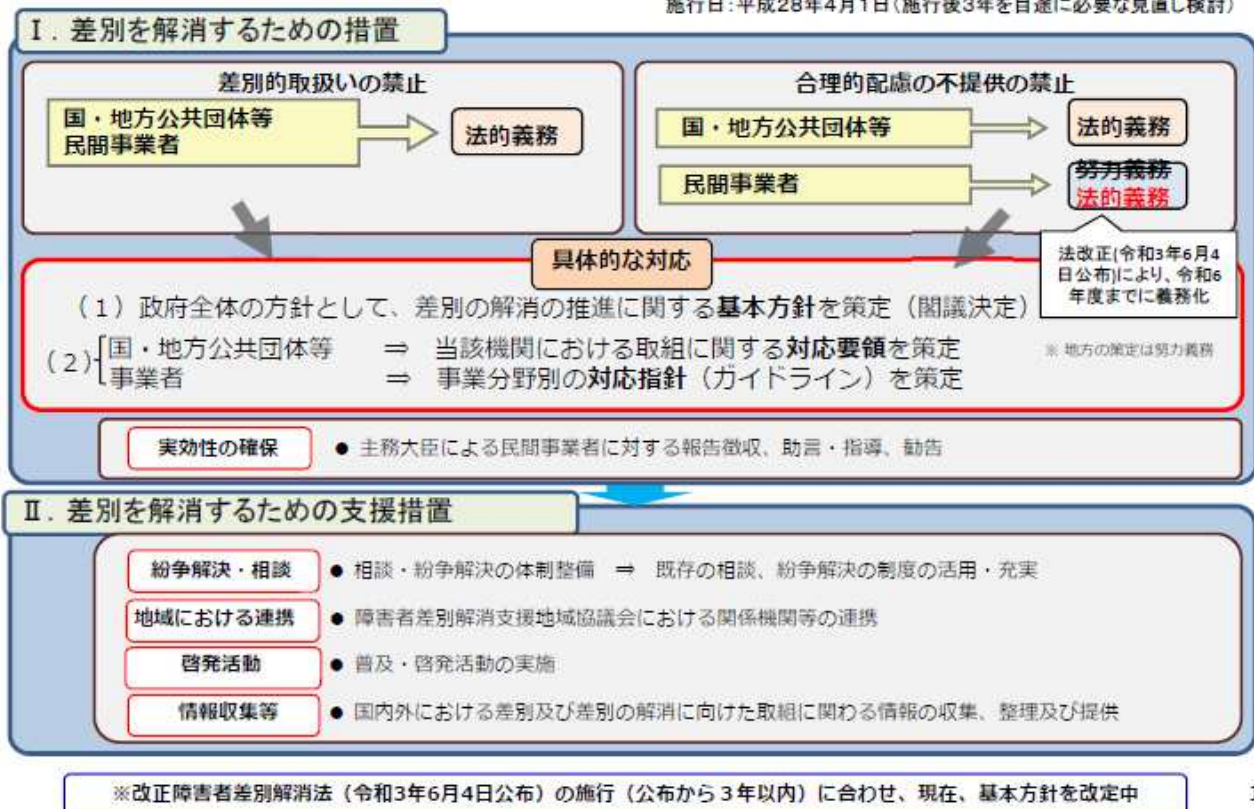
5. 障害者差別解消法の改正

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現を目的とした法律です。

本法律は令和3年6月に一部改正され、民間事業者における合理的配慮の不提供の禁止について、令和6年度までに努力義務から法的義務に改められることとなりました。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）



6. 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に貢献すること、またそれにより安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。本法律では、医療的ケア児やその家族の日常生活、社会生活を支援するため、国や地方公共団体等の行う様々な支援措置が責務として規定されています。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年6月11日成立)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置	国・地方公共団体による措置	保育所の設置者、学校の設置者等による措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発 ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所における医療的ケアその他の支援 →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置 ○学校における医療的ケアその他の支援 →看護師等の配置
	<p>医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等 	

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を調査した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

7. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月13日に公布、施行されました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要

法律の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

- ① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)
 - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)
 - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)
 - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)
 - ・ 作品等の発表・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ 権利保護の推進(13条)
 - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)
 - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)
 - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ 相談体制の整備等(16条)
 - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ 人材の育成等(17条)
 - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ 情報の収集等(18条)
 - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ 関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

- 【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動(20条) 推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置
- 【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け(6条)

8. 読書バリアフリー法の施行

視覚障がい者等の読書環境の整備を推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が令和元年6月に公布、施行されました。

本法律により、地方公共団体は国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する。

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デイジー図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- | | |
|--|--|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実 ・円滑な利用のための支援の充実 ・点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サビエ図書館を想定）の運営への支援 ・関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援 ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等 ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進 ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供 ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援（15条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）</p> <p>⑨製作者人材・図書館サービス人材の育成等（17条）</p> |
|--|--|

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

協議の場等（18条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

9. 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が令和4年5月に施行されました。

本法律により、国や地方公共団体は、全ての人が障がいの有無に関わらず等しく情報を取得できるよう施策を実施する責務が課されたほか、事業者に対してはそうした施策に協力するよう努めることが規定されました。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 （障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）概要 （令和4年法律第50号）

目的（1条）

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（2条）

基本理念（3条）

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ① 障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ② 日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③ 障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④ 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

関係者の責務・連携協力・意見の尊重（4条～8条）

- ・ 国・地方公共団体の責務等（4条） ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・ 事業者の責務（5条）
- ・ 国民の責務（6条）
- ・ 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力（7条）
- ・ 障害者等の意見の尊重（8条）

基本的施策（11条～16条）

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 障害者による情報取得等に資する機器等（11条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ② 利用方法習得のための取組（居宅支援・講習会・相談対応等）、当該取組を行う者への支援 ③ 関係者による「協議の場」の設置 など | <p>(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条）</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 相談対応に当たっての配慮 ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 |
| <p>(2) 防災・防犯及び緊急の通報（12条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進 ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など | <p>(5) 国民の関心・理解の増進（15条）</p> <p>○ 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p> |
| <p>(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策（13条）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 ② 事業者の取組への支援 など | <p>(6) 調査研究の推進等（16条）</p> <p>○ 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p> |

- 障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（9条）
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

※施行期日：令和4年5月25日

10. バリアフリー法の改正

高齢者、障がい者等が移動や各種施設を利用する際の利便性及び安全性の向上を目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が、令和2年6月に一部改正されました。

改正内容は令和3年4月に全面施行され、公共交通事業者等にはソフト基準（スロープ板の適切な操作等、サービス提供方法に関する基準）を遵守する義務が課されたほか、国・地方公共団体・国民・施設の設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」が追加されました。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

法律の概要

※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設（※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

(1) 優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

(2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国の基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリー関連事業である「教育啓発特定事業」を追加
- 教育啓発特定事業を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）



3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

IV 鳥取県の課題

これまで、鳥取県の現状と今後の見通し、障がい児者を取り巻く環境の変化を見てきましたが、以下のようにまとめることができます。

【現状と今後の見通し】

- ・障がい者数は、身体障がい者は減少傾向にあるものの、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向であり、今後も同様の傾向にあると見込まれます。
- ・区分別では、身体障がい者は1・2級の重度の方が半数近くを占めており、今後も同様の傾向が見込まれます。
- ・知的障がい者は、重度の方の数は横ばいであるが、中軽度の方が増加傾向にあり、今後も同様の傾向が見込まれます。
- ・精神障がい者は、いずれの等級も増加傾向で、特に2・3級は今後も増加することが見込まれます。また、入院者数は減少傾向にあるものの、通院者数は増加しており、今後も同様の傾向が見込まれます。
- ・障害福祉サービスの利用者割合（総人口に占める障害福祉サービス利用者数の割合）は全国と比べても高く、全体的にサービスの基盤整備は進んでいると考えられますが、一方で、重度訪問介護、同行援護、就労移行支援、児童発達支援、放課後等デイサービスなど、サービス種別によっては全国平均を下回るものも見られます。

【障がい者を取り巻く近年の環境の変化】

- ・障害者総合支援法が改正され、障がい者等の地域生活や就労支援の強化等による、障がい者の希望する生活を実現するための支援体制の充実（地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援や雇用の質の向上の推進等）が示されました。
- ・児童福祉法が改正され、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことを明確化し、地域全体で障がい児支援の質の底上げを図ることが示されました。
- ・精神保健福祉法が改正され、地域生活の支援の強化により、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備が示されました。
- ・障害者差別解消法が改正され、民間事業者における合理的配慮の提供が法的義務化され、障がい者の一層の社会参加の促進が示されました。
- ・医療的ケア児支援法が制定され、医療的なケアが必要な子やその家族が居住地に関わらず、適切な支援を受けられる社会づくりへの取組みが示されました。
- ・読書バリアフリー法が制定され、障がいの有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現が示されました。
- ・障害者情報アクセス法が制定され、全ての障がい者が等しく情報を取得・利用し、意思疎通ができるよう、社会全体で施策を推進していくことが示されました。

鳥取県では、これまで様々な障がい児者施策を展開しており、主なものを挙げると、
○工賃三倍計画の策定、農福（水福）連携推進事業、障害者就労事業振興センターの設立など県独自の就労関係事業の実施
○「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動の実施と全国展開

- 障がい者アスリートの指定強化選手制度の導入
- 手話言語条例の制定
- あいサポート条例の制定
- 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実
- 強度行動障がい者に対する総合的な支援
- 重症心身障がい児者等を受け入れる事業所への支援
- 医療型ショートステイ事業を実施する医療機関等への支援
- NICUからの地域移行を支援する訪問看護事業所への支援
- あいサポート・アートとっとりフェスタ（第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）の開催
- 鳥取県立バリアフリー美術館の創設
- 手話パフォーマンス甲子園を含む手話フェス等の開催 などがあります。

改めて、障がい者の地域生活を支えるためには、障害福祉サービスのみならず、医療、情報アクセス・コミュニケーション支援、教育、スポーツ・文化芸術活動、権利擁護・虐待防止、防災・防犯対策、住宅、バリアフリー、雇用・就業など幅広い取組が必要となります。本プランは、こうした福祉の枠にとらわれない幅広い分野における障がい児者施策の計画的かつ総合的な推進を目指し、策定するものです。

V プランの基本的な考え方

1. 基本理念

「共に生きる社会の構築」

本プランでは、障害者権利条約や整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進めます。

また、本プランの基礎となる障害者基本法では、第1条に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。

本プランでも、同様の目的に沿って、障がい者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、鳥取県が取り組むべき障がい者に関する施策の基本的な方向を定めます。

障がい児の支援にあたっては、児童福祉法第2条に「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されています。

このため、障がい児及びその家族に対し、幼少期から身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達の支援を行う障害児通所支援事業等の充実を図るとともに、ライフステージに応じた地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する地域支援体制の構築を図るため、今後、取り組むべき施策の基本的な方向を定めます。

併せて、県では、平成29年に「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を定めました。この条例では、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにしており、これにのっとり、本計画で障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策を定めることとしています。

共生社会を実現するためには、障がいのない人が障がいを正しく理解するとともに、具体的な行動に移す必要があり、また、障がい者や家族・支援者等は地域社会に積極的に参画するとともに、地域に情報を発信し、相互理解を進めていく必要があります。

県ではこのような取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、障がいのない人と等しく、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる共生社会の実現を目指します。

2. 基本目標

「共に生きる社会の構築」の実現に向けて、次の3つを基本目標とします。

(1) 地域で安心して暮らす

- 障がいのある人がない人と地域で等しく、自分らしく安心して生活することができるようにするため、必要なグループホームや在宅サービスなどの障害福祉サービスや相談を身近なところで受けることができるよう相談支援体制を整えます。
- 障がい者やその家族等に対する支援体制の充実を図るとともに、専門的な支援に関する研修を充実させ、また、国の指針を踏まえ、障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進め、身近なところで支援が受けられるよう環境を整備します。
- 障がい者が適切な障害福祉サービス提供量に基づく質の高いサービスを受けられるよう、人材確保とサービスの質の向上を進めます。
- 障がい者の高齢化が進んでいることを踏まえ、親亡き後を見据えたグループホーム等の整備、地域生活支援拠点の機能の充実や成年後見制度の利用促進を図ります。
- 強度行動障がい者や医療的ケアを要する障がい児者など、特に支援を必要とする重度の障がいのある方が地域で生活するため必要な障害福祉サービス及び医療サービスを受けられることができるよう環境を整備します。
- 道路、施設、交通手段等のバリアフリー化を進め、障がい者が安心して移動・外出ができる地域をつくります。
- 防災対策や防犯対策のほか、近年多発する自然災害や感染症対策を推進し、障害福祉サービスの継続的な提供等により障がい者が安心・安全に暮らせる地域をつくります。

(2) 地域で学び、働き、社会参加を推進する

- 障がい者の地域での生活に必要な情報アクセス支援やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、手話言語条例及びあいサポート条例に基づく施策を推進します。
- 障害者権利条約で保障された教育の機会均等の理念を重視し、その構築に向けて特別支援教育の推進を図ります。
- 障がい者の希望及び適性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができる環境を整備します。
- 障がい者を雇用する企業や働く障がい者の不安解消のために支援します。
- 福祉的就労の底上げを行い、障がい者の収入増を進めるとともに、一般就労可能な障がい者の一般就労移行を進めます。
- 障がいの有無にかかわらず誰もが文化・芸術、スポーツ活動に参加し、共に楽しめる環境を整備します。

(3) 共に暮らす社会の実現

- 障がい者の暮らしやすい社会の実現を目指して、「障がいを知り、共に生きる」あいサポート運動の更なる普及を図り、県民みんなで取り組む運動として推進します。また、他の地方自治体への普及や企業との連携強化を図るなど全国展開を進めます。

- 障がい理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、県民への普及啓発を進めます。
- 行政における障がい者に対する対応を再点検し、障がいの特性等に配慮した行政サービスのあり方を追求します。

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者やその家族等の関係者の意見を聴きながら施策の検討、策定、実施に当たります。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者がライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用等の関係分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの特性、状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的なニーズを踏まえて、策定及び実施します。

(4) 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、障害者差別解消法等に基づき、様々な分野で障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(5) 障害者の権利に関する条約に基づく国際連合勧告への対応

障害者の権利に関する条約に基づく日本の取組に対する国際連合勧告の内容について、国全体の対応状況等を踏まえながら、県として必要な取組を実施していきます。

(6) 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組

複合的に困難な状況に置かれた障がいのある女性、子ども、高齢者に対するきめ細かい配慮を念頭に置いた施策の策定や実施をしていきます。

(7) バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上

障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進していきます。

意思疎通支援等においてアクセシビリティに配慮したICTを始めとする技術の活用等を進めていきます。また、ICT機器等の活用を進めていく一方で、障がいの状態等によりICT機器等を使用できない方や、使用に不慣れな方にもきめ細かく配慮した対応を行っていきます。

(8) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

SDGs実施指針に掲げる包摂性・参画型の原則を踏まえ、障がい者、行政機関、事業者等、関係者が一体となり取り組んでいく共生社会実現に向けた取組を実施していきます。

(9) 感染症対策、新たな生活様式等への対応

新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、感染症蔓延時の障害福祉サービス事業継続等の支援や、感染拡大時においてコミュニケーション方法に制約が生じた場合の情報取得等に係るきめ細かな対応や配慮等の備えを行います。

(10) 緊急時における対応

災害時などの緊急時において、障がい者に配慮した避難所や仮設住宅の確保や、全ての障がい者が、避難時及び避難所において情報確保ができるよう、ICT機器等の活用を含む様々な手段で、必要な情報を得ることができる体制を確保していきます。

(11) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等関係機関との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策を推進します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

更に、PDCAサイクル等を通じた各施策の進捗状況の点検の充実等により、継続的に実効性のある取組の推進を図っていきます。

(12) 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づく取組の推進

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」（令和5年1月制定）の理念に基づき、援助を行う者、援助を受ける者の孤独・孤立を防ぎ、全ての県民が地域社会の中で互いに支えあう温もりのある社会づくり実現のための取組を推進していきます。

VI 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

【現状と課題】

障がい者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる環境を整えることが必要であり、地域生活支援センターなどの相談窓口の設置を進めています。

平成24年4月から計画相談支援がスタートし、平成27年4月からは障害福祉サービスを利用する全ての対象者について、原則としてサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。しかし、計画相談利用者は増加傾向で、サービス利用者に対し、相談支援専門員が不足している地域もあり、利用者がスムーズにサービス利用できていない現状もあることから、相談支援専門員の確保・養成とともに、資質向上を図る必要があります。

また、施設入所者、精神科病院に長期間入院している方などを含めた障がい者の地域移行を進めるにあたり、高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等の住環境を整備するほか、訪問型の在宅サービス等の充実、障がい者の家族等が休息（レスパイト）できるよう短期入所を充実するなど、障がい者の在宅生活を支援する体制の充実を図ることが必要です。

そして、強度行動障がい者や医療的ケアを要する障がい児者等、特に支援を必要とする重度の障がいのある方が地域で安心して生活するためには、各関係機関が連携し

て総合的な支援体制を整備するとともに、在宅生活等を送る上で必要なサービスの拡充を図っていくなどの対策が必要です。

さらに、サービスの充実を図るため、事業者による障がい者と地域住民との交流の促進や、事業者同士の連携等による取組を進めることが必要です。

なお、本県では平成19年5月に県全域又は広域的な課題を協議・調整するため県地域自立支援協議会を設置しました。地域の障がい者をとりまく状況やニーズが複雑化・多様化する中において様々な課題等に取り組んでいくため、5つの専門部会（相談支援体制、地域移行支援、就労支援、医療的ケアを要する障がい者支援、権利擁護）を設置し、課題解決等に向けた議論を進めていきます。

(1) 相談支援体制の充実・強化等

- 障がい者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、郡部における地域生活支援センターの設置を町に働きかけます。
- 障がい者一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援専門員の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、市町村と連携して、相談支援事業所数及び相談支援専門員数を増加する取組を行うなど、障害福祉サービス利用者が計画相談支援を利用できる環境を整備します。
- 基幹相談支援センターの市町村（圏域）への設置を促進し、当該センターを核とした、地域の相談支援体制の強化及び相談支援の質の向上や評価を促進します。また、当該センターと、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員が全県的に情報共有するスキームを設け、各地域における課題解決に一丸となって取り組む体制を整備します。
- 相談支援に従事する職員に対する研修の実施・情報交換の促進等により、相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、福祉事務所、精神科病院等関係機関との連携を図り、障がい者及びその家族等が身近な地域で専門的な相談を受けることができる体制を整えます。
- 計画相談におけるモニタリング等の評価を適切に行い、障がい者ケアマネジメントの質を計画的に向上させるため、県地域自立支援協議会の中で相談支援体制の検討を行います。
- 障がいにより、意思決定が難しい状況にあっても、自らの意思を表明でき、またはその意思が適切に汲み取られ、尊厳と権利が尊重されるよう、意思決定支援ガイドラインの活用や普及を行います。
- 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援の実施や発達障がい者地域支援マネージャーの配置をするとともに、発達障がい者及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、市町村等での地域支援体制の整備を図ります。また、発達障がい支援地域協議会等を活用する等により保健、医療、福祉、教育、雇用関係機関等との連携・協力を図りながら、発達障がい者支援体制を充実させ、ライフステージに応じた支援体制を構築するとともに、県民の理解をさらに深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の発達障がいに関する理解促進・啓発を行います。
- 高次脳機能障がいについて、支援拠点機関に配置している相談支援コーディネ

ーターを中心に、相談支援や関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障がいに関する情報発信の充実を図ります。

- てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を図ります。併せて、支援拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）を中心としたてんかん診療ネットワークの構築を目指します。
 - 難病について、鳥取県難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院）において、難病患者からの各種相談に応じるとともに、難病患者団体設立時の支援等を行います。
 - 小児慢性疾病児童等について、小児慢性特定疾病児童等自立支援相談窓口（鳥取大学医学部附属病院）において、当事者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行います。
 - 家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その家族を支援するとともに、障がい者同士が行う援助として有効な当事者による相談活動（ピアカウンセリング）の更なる拡充を図ります。
 - 障害福祉サービスや制度等をまとめた冊子「よりよい暮らしのために」を活用し、現在サービスを受けていない方等を含めより多くの方に、わかりやすく周知を図るとともに、市町村に対しても、積極的な情報発信を促すよう努めます。また、鳥取県の障がい福祉関連の主な支援制度を一覧で分かりやすくまとめたリーフレットを事業者に周知し、支援制度の積極的な活用を促進します。
 - 情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信を行う市町村に対し支援を行い、現在障害福祉サービスを利用していない障がい者の必要な支援につなげていきます。
 - 様々な相談事に対して、当事者や家族の目線に立って相談援助を行う「障害者相談員」の活動は重要なものであることから、事業主体である市町村に対し相談員の連携・活用について働きかけを行うなど、地域での相談活動が継続されるよう必要な取組を行っていきます。
- (2) 在宅サービス等の充実
- 障がい者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい児者に対する、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の充実を図るとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの充実を図ります。特に短期入所は、在宅生活を支援する上で家族の休息（レスパイト）等に必要不可欠なサービスであり、利用ニーズも多いことから、環境整備やサービス利用に関する改善点に関して、関係機関と協議を行い、受入体制を強化します。
 - 行動障がいや医療的ケアを必要とするなど、常時介護を必要とする重度の障がい児者が地域で生活できるよう、日中及び夜間における支援の充実を図るとともに、医療型・福祉型短期入所、グループホーム、生活介護など在宅サービスの充実を図るため、必要な支援を行います。
 - 障がい者が自立した生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の向上

のために必要なリハビリテーションや訓練の支援の充実に図ります。

- 視覚障がい者、聴覚障がい者、音声機能障がい者等に対して、日常生活上必要なトレーニング・指導等を行い、これらの方の生活の質向上や社会参加の促進を図ります。
 - 外出の支援を必要とする障がい者が利用できる居宅介護等事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を増やし、地域間格差なく安心して外出できる環境づくりを進めるため、居宅介護等の従事者養成研修を実施し、人材の育成を図ります。
 - 地域生活支援事業費補助金の財源確保について、市町村が積極的に事業に取り組めるよう国に対する政策提案を継続的に行います。
 - 障害者支援施設について、小規模化を進め、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設入所者の生活の質の向上を図ります。また、障がい者の高齢化、重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホームの整備等を促進し、入所者の地域社会での生活への移行を進めます。
 - 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を安心して送ることができるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりなどを行う機能を備えた地域生活支援拠点について、市町村及び圏域が実施する運用状況の検証・検討を支援し、拠点の各機能が活用しやすく実効性のあるものとなるよう働きかけを行っていきます。
 - 障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関へ託していくための引継書である「安心サポートファイルとっとり」について、継続して普及員の養成を行うとともに、県内での着実な普及促進を図り、親亡き後のサポート体制の構築に努めていきます。
 - 知的障がい者、医療的ケアを要する障がい者、重症心身障がい者、精神障がい者などが入居可能なグループホームの整備を促進します。
 - 認知症の方の中には、日常生活に大きな影響を及ぼす方もいることから、認知症サポーターの養成を推進し、地域の中で、認知症の方を見守る体制を整えます。
- (3) 障がい児支援の充実
- 障がい児のライフステージに応じた切れ目の無い一貫した支援（縦の連携）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の確立（横の連携）を進めます。このため、県と市町村は、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、緊密な連携を図り、また、適切な時期に必要な協議が行われるように体制整備を行います。
 - 障がい特性等から、成人サービスへの円滑な移行が困難と予想されるケースについて、県が移行調整の責任主体として関係機関による協議の場を設け、円滑に移行できる支援体制を整備します。
 - きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』を核とした難聴児の相談支援や、「新生児聴覚検査と聴覚障がい児支援のための手引き」に基づいた新生児聴覚検査の実施、支援機関で構成する協議会の設置による連携体制の整備により、早期発見・早期療育及び切れ目のない支援体制を整備します。

- 障害児通所支援事業所の受入体制の充実と、日中一時支援や短期入所といった保護者のレスパイトサービスの充実を図ることで、障がい児及びその家族（障がい児のきょうだいを含む）が地域で安定した生活を送るための基盤を整備します。
- 児童発達支援センターを核とした重層的な地域の支援体制を構築し、児童発達支援センターが行うスーパーバイズ・コンサルテーション等による地域の障がい児支援の質の底上げや障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターによる地域支援の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援を活用できるよう市町村による整備を促進し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- 重症心身障がい児及び医療的ケアを要する障がい児等、重度の障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用できるように、地域における人数やニーズの把握、課題の整理や地域資源の開発等を行うことにより、支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアを要する障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等を行う社会資源の充実を図ります。また、医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育その他関連分野の関係機関が連携を図り、支援施策を検討するための協議の場を設置します。
- 障がい児が保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等を他の児童と同様に利用できるよう、市町村と連携して受入れ体制の充実を図るとともに、幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。また、保育所、認定こども園等において医療的ケアを要する障がい児の受入れができるよう体制整備を図ります。
- 乳幼児期、小学校就学前、学齢期、卒業後のライフステージごとの支援を行うほか、保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、教育委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携を深めます。
- 放課後等デイサービス等の障がい児通所支援実施に当たっては、実施形態を工夫し、関連施策との緊密な連携を促進します。
- 発達障がい児の保護者やきょうだいについて、ペアレントメンターの活用、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの推進、ピアサポートの充実などを通して相談及び家族支援の充実を図ります。
- 全ての市町村で5歳児健診（発達相談）を実施し、発達障がいへの早期の適切な対応や就学への準備等の支援充実を図ります。
- 発達障がい児及びその家族が可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるように、地域での相談支援の充実や、発達障がい児を受け入れる事業所の拡充を図ります。
- 障がい児や同じ病気を持つ子の親の会、関係団体等の一覧を積極的かつわかりやすく情報提供します。
- 難病の子どもと家族の地域生活について、福祉、医療、教育等の連携により、

子どもの成長に合わせた切れ目のない支援をするため、医師、看護師等の専門人材の育成と、生活支援の中核を担う地域連携拠点の整備を行います。

- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児者に対して、障がい児者通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。
- 障害児入所支援について、より家庭的な環境での生活の場を提供するためにケア単位小規模化を推進し、小規模なグループによる支援等をするとともに、施設が地域に開かれたものとするために障がい児の状況に応じた支援体制について検討します。特に、虐待を受けた障がい児に対しては心理的ケアを提供し、きめ細やかな支援を行います。また、障害児入所支援から障害福祉サービスへの円滑な支援の移行を確保するため、市町村をはじめとする関係機関との緊密な連携を図ります。

(4) 重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）の支援強化

- 重度障がい児者（強度行動障がい児者、医療的ケア児者）が、本人やご家族の希望する形で安心して生活していくためには、手厚い支援や環境整備等が必要であることから、以下の取組を実施していきます。

<強度行動障がい児者>

- ・ 訪問系の障害福祉サービス事業者がサービス提供を行う際の基本報酬に対する独自支援や、入所施設やグループホーム等において手厚い人員体制でサービス提供を行う事業所への支援を設けるなど、強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する際の支援体制の整備・強化を図ります。
- ・ 入所施設やグループホームにおいて強度行動障がい者を受け入れるために必要な、突起物撤去や壁・窓の補強など、障がいの特性に応じた居室整備や備品購入に対する支援を行い、受け皿確保のための取組を行います。
- ・ 強度行動障がい者のサービス利用開始に際しては、安心できる場所としての本人への認識づけ、施設側の特性理解や関係づくり等のため何度も体験利用等を繰り返すといった丁寧な調整が必要であるため、短時間でも利用可能なサービス体験を促進するための支援を行います。
- ・ 在宅で暮らしながら障害福祉サービスの安定的な利用ができていない強度行動障がい児者が、安心して安定的な生活を送ることができるよう、エール（発達障がい者支援センター）、市町村、支援事業者を含めた支援体制を構築し、課題行動軽減のための環境調整、支援事業所のアドバイス体制構築、支援者の養成強化などを一体的に行い、サービスの安定的な利用につなげる体制を整備していきます。
- ・ 支援者のより高度な支援方法や実践力の更なる向上を図るため、事例検討や実践を通じて支援技術や専門性を高めていく研修を行い、現場における支援の中心となる中核的な人材の育成・確保を行っていきます。また、こうした研修に参加しやすいよう環境整備を行っていきます。

<医療的ケア児者>

- ・ 医療的ケア児の医療機関等への移動を支援するため、大型福祉タクシー、看護師派遣に係る経費を助成し、保護者の経済的、身体的負担及び精神的負担の

軽減を図ります。また、医療的ケア児の在宅生活支援のため、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの充実を図ります。

- ・ 医療的ケア児等支援センターを核とした医療的ケア児等の相談支援等を行い、また、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関等と連携しながら医療的ケア児の地域生活を支援します。
- ・ 常時医療的ケアが必要な重度障がい者の在宅生活を支えるため、看護職員を配置して医療的ケア等を行う生活介護事業所やグループホームに対する支援を行い、医療的ケアを要する者が、日中サービスを利用しながら地域生活を送る環境づくりを促進します。

(5) サービスの質の向上等

- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進、第三者評価の実施及び結果公表の促進等に努めます。
- 強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアを要する障がい児者など専門性が求められるケースに対応するため、必要な研修を実施します。また、困難ケースへの対応など支援が難しいケースについてスーパーバイザーを派遣する仕組みを構築します。
- 障害福祉サービスの提供に当たっては、県による市町村への適切な支援等、県と市町村が協力・連携を図り、地域間におけるサービスの格差の解消を図るとともに、障害者総合支援法に基づく総量規制等を含め、サービス提供量の適正化を図ります。
- 障害福祉サービスと医療、地域など関係者間の連携を深め、障がい者が地域で暮らしていくためのネットワークを構築します。
- 鳥取県独自の事業所認定制度を設け、質の高いサービスを提供する障害福祉サービス事業所を認定するなど、質の高い事業所を推奨する仕組みを検討します。
- よりよい障害福祉サービスの提供体制を構築するため、障害福祉サービス事業所に対する指導監査を適切に実施します。

(6) 人材の育成・確保

- 障害福祉サービス、障害児通所支援事業又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等の人材養成を行います。また、サービス管理責任者、児童発達管理責任者、相談支援専門員等の質の向上や目指すべき方向性を示した「鳥取県障がい福祉人材育成ビジョン」をもとに、各種研修をはじめとする人材養成を計画的かつ効果的に実施します。
- 社会福祉士、介護福祉士等の福祉専門職に関する奨学金制度を実施します。また、障がいの特性を理解した支援員を養成します。
- 強度行動障がいの受入事業所等を増やすことにより、強度行動障がい者の安心・安全な暮らしを確保するとともに、家族等の休息（レスパイト）にもつなげます。
- 強度行動障がい児者の支援に関し、国の研修メニューによる支援人材の育成・確保を図る他、より高度な支援方法や実践力の更なる向上を図り、地域における中核的な人材を確保するため、県独自の研修を実施し、専門的人材の養成・確保を行っていきます。

- 強度行動障がい児者に対する身体拘束などの虐待を未然に防止するため、事業所職員に対して必要な研修を行うとともに、スーパーバイザーの養成など必要な事業を実施します。
 - 障害福祉サービス等を継続的に提供できる支援体制を維持するため、県内外に向けた障害児通所支援事業等のPRや仕事体験ツアーの実施及び福祉人材センター等における社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。
 - 医療的ケアを要する障がい児者の生活を支援するため、介護職員等による痰の吸引等の研修を実施し、痰の吸引等を行うことができる介護職員等の養成・確保を進めます。
 - 発達障がいや医療的ケアを要する障がい児者などに適切に対応できる人材を育成するため、事業所職員への研修を行うほか、医療・福祉・教育の連携を進めます。
 - 医療的ケアを要する障がい児者支援のための地域づくりを推進するため、各分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域課題の整理・問題提起や地域資源の開発を行う等、医療的ケアを要する障がい児者の支援に関して多岐にわたる役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」を養成します。また、県地域自立支援協議会の専門部会において、人材育成や養成研修に関する検討を行います。
- (7) 福祉用具の普及及び身体障害者補助犬の育成
- 補装具等の福祉用具に関する情報提供を適宜行い、その普及を促進するとともに、市町村職員へ必要な情報提供を行い、日常生活用具の給付に係る市町村間の格差解消を図ります。
 - 身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬等）の育成支援を行い、また、身体障害者補助犬の受入れに関する普及啓発を行います。

2. 保健・医療

【現状と課題】

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることにより、地域で安全・安心な生活ができるよう、医師、歯科医師、相談員などの支援者の確保を含め、障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うための体制・支援制度等を充実させることが必要です。特に、常時、医療サービスを必要とする障がい者が地域で生活していくためには、身近な地域で適切な時期に適切な医療サービスを受けられる体制を整備する必要があります。

精神障がい者の1年未満入院者の退院率は全国平均に比べて低い現状にあることから、早期退院及び地域移行を推進するため、国の指針を踏まえて、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築を進めることが必要です。また、精神科救急医療体制の充実、ACT（包括型地域生活支援）や訪問看護等の整備と多職種・多機関による連携の強化を進めることが必要です。

難病に関する施策として、相談支援の更なる充実や医療相談についての周知、体制整備を推進することが必要です。

(1) 保健・医療の充実等

- 在宅で生活する障がい児者が増加していることから、病院・診療所、訪問看護ステーション、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所、行政機関等とのネットワークづくりを進めます。
- 在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職種連携が不可欠とされるため、在宅医療連携拠点の確立と在宅医療を支える医療体制を推進します。
- 障がい者が身近な地域に必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。
- 医療的ケアを要する障がい児者等の在宅生活を支援するため、医療型短期入所の確保や、重度障がい者を受け入れ医療的なケアを施す生活介護事業所などの障害福祉サービス事業所への支援を行います。
- 医療行為が常時必要な障がい児者の地域生活を支え、より身近な地域で医療サービスを受けられるようにするため、地域の医療機関と連携して地域での医療体制の充実を図ります。併せて、難病者や障がい者等に対応できる医療人材（医師及び看護師等）を養成するとともに、地域生活を支える訪問診療所や訪問看護事業所の拡充に努めます。
- 医療的ケアを要する障がい児等の在宅生活への移行を支援するため、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等において、急性期病院入院中からの連携や、退院後の訓練やリハビリテーション等を行います。また、障がい児者に対するリハビリテーションを行う事業所に対する支援を行います。
- 鳥取県歯科医師会と連携し、障がい者の歯科診療等を身近な場所で実施できるよう人材養成に努めます。
- 人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障がいに対する継続的な医療が必要な障がい者に対しては、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供の充実に努めるとともに、通院にあたっては、市町村とともに既存の支援制度の活用を図ります。
- 発達障がいの診療体制について、早期の支援につなげるために、専門医の確保に加えて、地域の小児科医等が専門医と役割分担を行い、身近な地域でも発達障がいの診療を可能とする体制づくりを進めます。

(2) 精神保健・医療の提供等

- 精神保健福祉センターの研修会等の開催を通して、精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、精神保健福祉相談等により精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。
- 精神保健福祉センター及び保健所において、精神科医及び保健師等による相談等を実施し、在宅の精神障がい者を支援します。
- 国の指針を踏まえ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、各圏域に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、必要な取組について検討を進めます。
- 県民等に対する正しい知識の普及を図るとともに、偏見・差別や過剰な不安を

除去する教育・啓発の取組を推進します。

- 高次脳機能障がい者の支援拠点機関において、専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行います。また、市町村や相談支援事業所に対する研修会を開催するなど、高次脳機能障がい者の支援体制の充実を図ります。
- 精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等を開催するとともに、関係団体へ各種研修会の積極的な開催について働きかけます。
- 自死を防ぐため、自死予防の県民運動の推進、自死予防の普及啓発、相談窓口の整備、かかりつけ医と精神科医の連携、自死遺族へのケア等総合的な対策を講じます。
- 精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）を進め、以下の取組を通じて、精神障がい者が地域で生活できる体制を整備します。
 - ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に対応できるように、精神科救急医療体制の整備を行います。
 - ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実を図ります。
 - ・ 精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。
 - ・ 措置入院した精神障がい者について、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき、措置入院解除後、地域で安心して生活を送れるよう支援体制の構築を図り、地域における関係機関等と連携した対応を行います。
 - ・ 警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障がい者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につながるとともに、入院後は、医療機関と保健所等が連携を図りながら、早期退院を進めます。
 - ・ 精神科病院の専門職員や市町村職員等向けの地域移行に関する研修会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携を深めます。
- 入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）を進めつつ、精神障がい者の地域生活を支えるため、ピアサポーターによる支援や住居確保に向けた支援等を行うとともに、全県的に多職種・多機関連携体制の構築を推進します。また、精神障がい者の支援に携わる者の対応力向上を図り、相談支援業務を行う者や医療従事者（訪問看護に従事する者を含む）等を対象とした研修や意見交換を実施します。
- 精神障害者家族会連合会が実施する研修会など、当事者・家族等が実施する精神保健福祉施策の取組を推進します。
- 市町村、保健所等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を実施します。
- 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、危険ドラッグの製造・販売・所持・使用等の防止を図ります。
- アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について、精神科医等

による定例相談会の開催、家族教室の開催、ピアカウンセリング等を実施するとともに、市町村、相談支援事業所等を対象とする研修会を開催するなど、依存症対策の効果的な実施を進めます。

- アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症について正しい知識の普及啓発を実施し、その予防を進めつつ、薬物依存症リハビリ施設に対する支援を行い、薬物依存症者の社会復帰の促進を図ります。また、依存症支援拠点機関（県のアルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症対策の中心的な役割を果たす機関）等を設置し、支援の充実を図ります。
- 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画に基づき、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する予防・相談から治療・回復に至るまでの切れ目のない支援体制の構築を図るとともに、発生・進行・再発の各段階に応じた対策を実施します。

(3) 人材の育成・確保

- 看護師等の学校・養成所の教育の充実に向け、看護教員・実習指導者の養成、教員研修等教育の充実を図り、資質の向上に努めます。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。
- うつ病等の精神疾患の早期発見・治療・支援等につなげるため、かかりつけ医や医療従事者に対する研修を実施します。
- 地域において健康相談等を行う福祉保健局等・市町村の担当職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

(4) 難病に関する施策の推進

- 障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に難病患者が追加され、障害福祉サービスが利用できるようになったことについて周知・広報に努めます。
- 難病相談・支援センター（鳥取大学医学部附属病院及び国立病院機構鳥取医療センター）において、難病患者からの各種相談に応じるとともに、県内の人工呼吸器等装着患者宅への定期的な訪問や、電話等での現況確認等で継続的な支援を行います。
- 小児期から成人期への円滑な支援の移行を図るため、難病相談・支援センターと小児慢性特定疾病児童等支援相談窓口（一般社団法人つなぐプロジェクト）との連携を推進します。
- 難病患者の交流推進と最新の難病支援に関する情報提供を目的とする家族の集いの開催や患者団体の支援を行います。
- 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めるとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、難病患者医療法に基づく医療費助成を適切に運用します。

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。

- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに、合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- 障がいの原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。

3. 安全・安心

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、住民が相互に助け合う「支え愛の地域づくり」を進めるとともに、地域で障がい当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。本県では、人的・物的支援を目的として、他県や市町村、各種関係業界団体等と災害応援協定を締結し、被災者支援の体制整備を進めています。

災害発生時や避難所において障がい者に適切に必要な情報が伝わるよう、障がいの特性に応じた情報提供を行うとともに、障がい特性を考慮した福祉避難所の確保・運営のほか、障がい児者の個別避難計画に基づく対応や支援が重要です。令和3年5月には、災害対策基本法が改正されて地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、計画作成を進めていく必要があります。

また、障害福祉サービスは障がい者やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、災害や感染症が発生した場合であっても感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組等を推進することが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障がい者への周知を図ることが必要です。

(1) 防災対策の推進、感染症等への備え

- 地域住民が主体となった支え愛マップの作成を通じ、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難体制等の構築や平常時の見守り体制づくり等を行うことにより、地域住民誰もが安心・安全に暮らすための取組を支援します。
- 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に努めます。
- 障がい者の災害時対応に関し、避難体制、避難所運営や障がいの特性に応じた情報伝達のあり方等について、災害時の市町村等対応マニュアル等を適宜修正するとともに、その周知に努めます。
- 県内の防災情報等をメール配信する「あんしんトリピーメール」や「あんしんトリピーなび」について、文章をわかりやすく、伝わりやすい表記となるよう努めます。
- 火事や救急時の消防本部への通報において、ファックスや多様な通信手段による通報の取組を進めます。

- 公共施設等の耐震化を推進するとともに、避難所としての利用が想定される学校の体育館を中心にトイレの洋式化・スロープ設置等の整備に取り組みます。また、市町村が管轄する学校についても同様の取組が行われるよう、市町村に対する働きかけを行います。
 - 避難所のバリアフリー化を推進するとともに、感染症対策等を講じながら避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を受けることができるよう、市町村における必要な体制整備の支援に努めます。
 - 法令上スプリンクラーの設置義務がないグループホームに対しても、その設置費用を補助することにより、施設の防火対策を強化し、障がい者が安心・安全に暮らすことのできる環境の整備を促進します。
 - 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、避難行動要支援者名簿等や個別避難計画の作成等、市町村の取組の支援に努めます。
 - 避難行動や避難所において配慮や支援が必要な障がい者を受け入れる福祉避難所を設けるにあたり、平時における対象者の把握、住民への周知、施設及び資機材の確保、運営研修の実施、応援要員の確保体制整備等の支援を市町村に対して行います。
 - 県や市町村で実施する防災訓練において、障がい者の参加を促すため、市町村への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障がい者支援団体などと連携し、障がい者などの要支援者に係る災害対策の充実に努めます。
 - 入所施設や通所施設などの福祉施設は、災害の際に自力避難が困難となる方が多く利用することから、地域と連携し施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、日頃から避難訓練等を実施するなど福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。
 - 医療的ケアを必要とする方の避難については、医療機器の搬送、避難所における電源やスペースの確保、医療機関との連携など、事前の十分な準備や配慮が必要であることから、市町村が実施する訓練に対し必要な助言を行うなど、対応力の向上のための支援を行っていきます。
 - 島根原発の 30km 圏内に入る境港市及び米子市の障害者支援施設などについて、原子力災害に係る避難計画を策定するとともに、避難訓練を実施するなど必要な対策を講じます。
 - 障害福祉サービス事業所内における感染症のまん延を防止するため、飛沫感染や空気感染の予防に有効なマスクの着用、手洗い、手指消毒、換気等の平時からの基本的な対策の徹底に加え、居住系サービスについては感染拡大対策の観点からの個室化を推進する等を進めていきます。
 - 新型コロナウイルスへの対応の教訓を生かし、今後新たな感染症等が流行した場合においても必要な事業継続が図られるよう、事業所に対し必要な支援を迅速に行うことができるよう準備を整えます。
- (2) 防犯対策の推進
- 鳥取県警察で運用している、耳や言葉が不自由な方々からの緊急通報を受け付ける「メール 110 番」、「ファックス 110 番」、「110 番アプリシステム」について、

より使いやすくする取組を進めるとともに、障がい者団体を通じて障がい者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。

- 障がい及び障がい者に対する理解を深め、警察署及び交番・駐在所に配置している「改訂版コミュニケーション支援ボード」の活用等、障がい者とのコミュニケーションを支援するための取組を推進します。
 - 警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
- 障がい者を含む消費生活上配慮を特に要する者に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。
 - 障がい者団体や福祉関係団体等と連携し、障がい者等を地域で見守るために、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」の市町村単位での設置を推進します。
 - 障がい者等の消費者トラブルについて、研修などにより相談員のスキルアップに努めるとともに、市町村と連携・協力しながら消費者トラブルの解決に取り組みます。

4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がいがある人となない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がいの特性に応じて、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。

令和4年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立し、地方自治体の責務として、地域の実情を踏まえ、障がい者が必要な情報を取得・利用でき、意思疎通を図ることができるよう施策を実施することとされており、障がいのある方への情報保障の取組を進めていくことが求められています。こうした中、近年発達が目覚ましいICT（情報通信技術）等を活用した、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションのサポート等、多様な社会参加の促進に寄与することが期待される取組を更に進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、日頃から、障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

なお、ろう者及び手話言語に関する施策に関して、別途「鳥取県手話施策推進計画」において具体的に定めており、計画的に推進していくこととしています。

(1) 情報アクセス・コミュニケーション支援の充実

- パソコンボランティアを養成・派遣し、障がい者の情報バリアフリーを推進し、社会参加の促進を図るほか、情報アクセス向上事業等により、ロービジョンを含む視覚障がい者等が情報にアクセスしやすい環境を整備します。
- ICT相談窓口を中心としたICT機器の利用等に関する支援体制の充実、電

話リレーサービス、情報支援機器など ICT 機器を活用した情報アクセシビリティの向上を図ります。

- 障がいの特性に合わせた情報支援機器の研究等を行い、意思疎通の困難さを可能な限り解消するなど、コミュニケーションの促進・情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 喉頭摘出者など音声機能障がい者に対して、発声訓練などに係る支援の充実を図るほか、県民に対する障がいの理解促進に努めます。
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器に関する情報提供を行い、視聴覚障がい者に対する利用の支援を行います。
- 教育機関において、障がいのある児童生徒が ICT 機器を効果的に活用し、学びの質を高め、主体的に学習に取り組むための環境整備の充実を図ります。

(2) 情報提供の充実等

- 読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字や音声などによるアクセシブルな書籍等、資料の充実を図るほか、外出が困難な状況でも在宅等で読書を楽しめるようサピエ図書館等インターネットを利用したサービスを利用できる環境整備を進めます。
- ロービジョンを含む視覚障がい者等に必要な情報が円滑に届けられるよう、文字サイズを拡大した資料や点字化・音声化並びに代読・代筆サービスの拡大を進めます。
- 老朽化して仮移転中の点字図書館・盲人ホームの在り方を検討します。また、視覚障がい者支援センター等の設置により、点字図書館の機能強化を行い、視覚障がい者やその家族の状況・ニーズ、ロービジョン・中途障がいなどの障がいの状況等に合せて、情報アクセス支援等を行います。
- 障がい者の福祉サービスをはじめとする日常生活を送る上で必要な支援に関する情報を掲載した冊子等を利用し、障がい者への情報提供に努めます。

(3) 意思疎通支援の充実

- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣することにより意思疎通を支援します。
- 聴覚等に障がいのある人とその他の人の意思疎通の支援を図るため、手話通訳者・要約筆記者養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、聴覚障がい者等の社会参加を推進します。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の処遇改善に努め、これらの人材の確保・養成を図ります。また、手話通訳者等の負担軽減や頸肩腕症障がいについても、関係団体等と協議し、必要な対策を検討の上、取り組みます。
- 盲ろう者支援センターを中心に、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の支援を更に充実させるとともに、盲ろう者が必要な情報を取得・発信し、より自由に行動して、社会参加を行うための環境を整備するため、継続的に関係団体と協議を進め、引き続き、盲ろう者の立場に立った支援施策の充実を図ります。
- 失語症者とその他の人の意思疎通の支援を図るため、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を充実させ、意思疎通支援を行う者の人材育成を図り、失語症者の社会参加を推進します。

(4) 行政情報の配慮

- 障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。
- 音声コードの添付、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成など障がい者に配慮し、適切な情報提供のできる行政文書の作成を行います。
- 県民生活に直結する大きな制度改正やお知らせ事項について、点字版・音声版の資料の作成・配付や手話言語による説明動画のホームページ掲載などを行います。
- 点字又は音声による候補者情報の提供等、障がい特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。
- 県主催のイベントなどにおける手話通訳・要約筆記等の配置、資料の点字化・音声化等の状況について、定期的に点検し結果を公表します。

(5) 手話言語条例に基づく施策の展開

- きこえる人のろう者及び手話言語に対する理解を深める活動等を進め、地域、職場等における手話言語の普及を進めます。また、手話パフォーマンス甲子園を含む手話フェス等の取組を通じた手話言語に関する情報発信を継続するとともに、難聴者・中途失聴者も手話言語が学べる機会づくりの検討等を通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。
- 小中学校・高等学校・特別支援学校において、手話言語の普及を進めます。手話普及支援員派遣制度の充実を図るなどし、各学校における手話の取組を進め、将来的には全学校で手話言語を学ぶ機会をつくります。
- 手話対応が可能な行政職員の増加に努めます。
- 確かな手話通訳技術を持ち、ろう者の歴史・文化を理解した手話通訳者の養成・派遣を推進するとともに、通訳技術の向上を図ります。併せて、手話通訳業務の意義・魅力を発信し人材確保につなげるとともに、手話通訳者等の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等の検討を進めます。
- 聴覚障がい者センターを中心として、聴覚障がい者の相談ニーズを積極的に把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。また、福祉施設入所・独居高齢のろう者等の交流機会の創出についても検討します。
- 鳥取聾学校・難聴学級において、教職員の手話技術の向上等を通じてろう児が授業内容を理解しやすい環境等を整備します。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。そして、ろう児の保護者に対しては、医療機関等と連携して、早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話言語学習機会を提供します。
- 遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ICTを通じたろう者の新しい手話言語によるコミュニケーション環境の創出を目指します。
- 地域における新しい手話言語表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言語の文化的発展を促進します。

5. 生活環境

【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化やユニバーサル化を推進することで、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい環境にすることが必要です。このため、令和4年10月には、鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正が行われ、高齢者や障がい者がより利用しやすい施設等の整備基準等が拡充されたところです。

ハートフル駐車場の整備が進むなど障がい者が外出しやすい環境は整ってきていますが、まだ、外出の際の駐車場や障がい者が使いやすいトイレの整備は充分とは言えないため、引き続き整備していく必要があります。また、誰もが自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、交通手段が限られがちな障がい者の日常生活の移動支援の確保が必要です。

(1) 住宅の確保

- 既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者が住みやすい公共賃貸住宅の供給を推進します。
- 鳥取県居住支援協議会によるあんしん賃貸支援事業を通じ、賃貸人、障がい者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、障がい者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- 民間賃貸住宅の改修費や家賃等の補助を行う「新たな住宅セーフティネット制度」の活用を推進し、障がい者の住宅確保の支援を行います。
- 障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具給付等事業により住宅改修に対する支援を行います。
- 住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に必要な施設整備経費を支援します。また、重度の障がいがあっても、住み慣れた地域で共同生活ができるよう、日中・夜間を問わずサービス提供が可能なグループホームの整備と体制強化を図ります。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

- 障がい者が障がいのない者と等しく安全かつ円滑に移動できるよう公共交通ターミナル、公共交通機関のバリアフリー化を働きかけます。
- 障がい者等が日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、タクシー、鉄道等においてもバリアフリー化、ユニバーサル化が進むよう、交通事業者に働きかけます。
- UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの県内での普及に伴い、UDタクシーによる障がい者のスポーツ教室への参加など、UDタクシーを活用した地域づくりの取組を進めます。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、事業者や県民等に対して福祉のまちづくりに関する広報活動を積極的に行います。
- 多数の人が利用する民間の公共的な施設（ホテル、旅館、レストラン、スーパーマーケット等）に対する補助制度について、活用状況を点検し、必要な見直し

を行うことにより、障がい者等が利用しやすい施設整備の促進に努めます。

- 県内外の障がい者が観光・行楽が楽しめるよう、宿泊・観光施設等における入浴用車いすなど設備整備に対する支援を行うとともに、従業者向けの実践的な接遇研修、刻み食等の講習会を開催するなど必要な取組を行います。
- 県の補助制度を含むとっとりUDプログラムの周知を図るため、パンフレットやSNS等を活用した広報を実施します。このうち、施設整備及び運営・サービスに関し、利用者、専門家の立場で助言し、反映していただくことを目的としたUDアドバイザー制度において、アドバイザーの登録者数を増加させるため、福祉関係団体等を通じて養成講習会の受講と登録を働きかけます。

(4) 福祉のまちづくりの推進

- 施設を利用する障がい者団体、施設の設置者等から意見を募り、福祉のまちづくり条例の問題点等を点検した上で、必要な見直しを行います。また、市町村に対して福祉のまちづくりの推進に向けた協議の場の設置を促します。
- 主要な生活関連経路における歩きやすい歩道の整備、視覚障がい者誘導用ブロックの設置及び管理、利用しやすいバス停の整備等により、障がい者が移動しやすい環境整備に取り組めます。
- 歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障がい者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- 障がい者が安全に自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。
- ハートフル駐車場を公共施設に積極的に設置するほか、民間に働きかけを行うとともに、必要な支援を行い、ハートフル駐車場の設置箇所の増加や適正な利用を促すなど、制度の充実を図ります。
- バリアフリーマップについて、適宜更新を行うとともに、施設の対応状況をホームページ等で公表します。
- 地域における障がい者等交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスに加え、市町村有償運送や過疎地有償運送、乗合タクシーなど生活交通確保に関する様々な市町村等の取組を支援します。

6. 雇用・就業等

【現状と課題】

民間事業所における雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障がい者が仕事を求めています。

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することが求められます。また、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労ができるように、就労移行支援サービス等の利用を促進するとともに、就労を希望する障がい者のニーズや社会情勢が多様化する中で、障がい者が働きやすい社会を実現するため、本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい就労支援を提供することが必要です。

さらに、一般就労が困難で就労継続支援事業所等で働く人には、工賃の水準が向上

するように、各事業所の工賃や就労の状況に応じた特徴を考慮し、それぞれの事業所の特徴に応じた効果的な支援を行うなど、総合的な支援を進める必要があります。

障害者優先調達推進法に基づき、国や県をはじめとする地方公共団体等における障がい者就労施設等からの物品等の優先的な調達も引き続き取り組む必要があります。

(1) 障がい者雇用の促進

- 障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず均等な機会及び待遇の確保を図り、就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業や鳥取労働局など関係機関との連携を強化します。
- 障がい者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し、障がい者を雇用する企業に対する支援を行うとともに、障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブックや障がい者雇用の取組事例紹介動画などにより、障がい者雇用に関するノウハウの提供等に努めます。
- 障がい者の大量雇用が見込める特例子会社を支援する制度により、障がい者の雇用促進、職域の拡大を図ります。
- 法定雇用率を達成していない民間企業については、個別に伴走支援を行うとともに、ハローワークと連携した働きかけにより、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。
- 使用者による障がい者虐待の防止など、労働者である障がい者の適切な権利擁護のため、個別相談等に丁寧な対応を行うとともに、企業に対し、関係法令の遵守に向けた指導、啓発等を行います。
- 企業研修会、良好な雇用環境にある企業の見学会などを行うとともに、障がい者が働きやすい職場づくりのためのガイドブックや障がい者雇用の取組事例紹介動画などにより、企業に対し障がい者雇用の啓発を行い、職場環境の改善を図ります。
- 聴覚障がい者の就労支援のため、手話通訳者等の派遣を行います。

(2) 特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進

- 企業等と連携して、特別支援学校に在籍する生徒が作業学習等で身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価することにより、「働く力」「働く意欲」等の一層の向上を図り、卒業後の職業的自立と社会参加を目指します。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の自立や社会参加を促進するため、ふるさとキャリア教育、進路指導の充実を図るとともに、就労・定着支援員、進路指導主事等を中心として職場開拓、障がい者雇用を一層推進し、就職や実習の受け入れ企業等との連携を強化します。
- 特別支援学校生徒が卒業後に職場等に定着することを目指し、各特別支援学校及び障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センター及びハローワーク等の関係機関との連携を図り、フォローアップ体制を強化します。

(3) 総合的な就労支援

- ジョブコーチの更なる養成に加え、県内に3か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、企業に対しても助言を

行うほか、職場内で障がい者に寄り添うとっとり障がい者仕事サポーターの養成や職場の相談員研修会などを通じて、職場への定着に向けた支援を実施します。

- 障がい者の職業能力開発を推進するため、障害者職業センターや隣県の国立の障害者職業能力開発校と連携し、県立の職業能力開発校において、障がい者の態様に応じた訓練を設定し、職業訓練を実施します。
- 障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者、特別支援学校の生徒等の職業訓練機会の充実を図るため、多様な地域の委託訓練先を開拓し、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。
- 障がい者職場定着推進センターを設置（米子と倉吉）し、障害者職業センターと連携し、県内全域に質の高いジョブコーチ支援を提供していきます。
- 障がい者雇用にあたって、職場実習（原則2週間）や試行的雇用であるトライアル雇用（最長3か月）など、企業と障がい者相互の理解を深め常用雇用に結びつける支援策を周知することにより、事業主の障がい者雇用への不安の解消と理解の促進を図ります。
- 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の就労系サービスの充実を図ります。
- 就労移行支援事業所等における一般就労移行を促進するため、積極的な企業等での実習や事業所が取り組むスキルアップ研修の支援を図ります。

(4) 障がいの特性に応じた就労支援

- 難病患者の雇用の促進のため、難病相談・支援センターを中心にハローワーク等関係機関と連携を図り、相談、援助、情報提供等を行います。
- 通勤や職場等における支援により重度障がい者等の雇用や自営を含む就労が広がるよう、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施を市町村に働きかけるとともに、（独法）高齢・障害・求職者雇用支援機構や鳥取労働局等と連携し、重度障がい者を雇用する企業への関連助成金制度の活用促進、普及啓発・相談対応を行います。
- 障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、障がい者のニーズを踏まえつつ、短時間労働やテレワークなど、多様な働き方の実現に向けた就労環境の整備を進めます。
- 在宅での就業やICT（情報通信技術）を活用した就業など、多様で柔軟な働き方を進めるうえで、支援機関等による相談、コーチングや技術的支援などアウトリーチ対応も含めた支援環境づくりに努めます。
- 発達障がい者を支援するためのネットワークを構築するとともに、鳥取労働局、県等が加わった県レベルでの発達障がい者就労支援ネットワークを構築し、発達障がい者の就労促進のための体制を整備します。
- 農業分野等における障がい者雇用を推進するため、関係機関と連携しながら、障害福祉サービス事業所及び農業法人等に、障がい者雇用のノウハウ、福祉農園の開設・整備や福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催等に係る交付金などの関連情報等の提供を行います。

(5) 工賃向上に向けた取組（鳥取県工賃3倍計画を統合）

障がい者が地域で経済的に自立した質の高い生活をするために必要な所得を確保

できるように、工賃水準の向上を図るため、平成 19 年度から鳥取県工賃 3 倍計画を策定してきました。

計画に沿って、工賃向上に向けた取組を進めてきた結果、工賃支払総額は大きく増加し、第 3 期計画期間中に当初の 3 倍を達成しました。(H19：2 億 1,919 万円→R4：6 億 9,932 万円)

工賃向上に係る計画を鳥取県障がい者プランに統合するにあたり、以下のとおり「魅力ある就労 B 型実現目標」を定め、その実現に向けて各種支援策に取り組んでいきます。

「魅力ある就労 B 型実現目標」

① 工賃の向上に関する全体目標

・工賃支払総額について、計画策定当初 (H19) と比較して、4 倍以上の水準を目指します。(令和 11 年度の工賃支払総額 8 億 7,676 万円以上を目指すもの)

・就労継続支援 B 型事業所の平均工賃月額について、年 2.2%以上の伸びを確保することを目指します。(令和 11 年度の平均工賃月額 23,731 円以上を目指すもの)

② 就労時間の向上に関する全体目標

就労継続支援 B 型事業所の利用者の一人当たり月平均就労時間を上昇傾向に転換させることを目指します。(平成 24 年度から令和 4 年度の間、一人当たり月平均就労時間が約 1 割の減少傾向にあり、これを上昇傾向に転換させることを目指すもの)

③ 満足度の向上に関する全体目標

就労継続支援 B 型事業所の利用者の満足度が限りなく 100%に近づくよう、利用環境の充実を目指します。(利用者の満足度のモニタリングのため、定期的に満足度アンケート調査を実施するもの)

※ 本目標は、県全体として目指すべき水準を示すものであり、利用者それぞれの工賃や就労時間は、個々の就労状況や個別支援計画の内容等を踏まえて決定されるものであって、一律に工賃・時間増を求めるものではない点に留意が必要。

○ 県と市町村はそれぞれの障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、調達方針で定める目標が達成できるよう、事業所の製品・サービスの調達に取り組みます。県がこの法律に基づく措置を行うことはもちろんのこと、全市町村においてこの法律に基づく調達方針の作成・実績公表等を着実に行っていただくよう働きかけます。また、NPO 法人鳥取県障害者就労事業振興センターに「共同受注窓口」を設置し、行政機関や民間企業等からの受注を行い、事業所との調整を行います。

○ 工賃向上に積極的に取り組む事業所に対して、事業所の商品・サービスの販売促進のため、NPO 法人鳥取県障害者就労事業振興センターを通じ、専門家の派遣、事業所の商品・サービス情報の収集、商談会参加支援等を行います。また、複数の事業所が連携協力して行う取組(作業の分担実施や商品・サービスの共同開発

等)についても、関連団体の協力を得ながら必要な支援を行います。

- 事業所が工賃向上のために新商品・新サービス等を開発するための経費の助成を行います。また、工賃向上のためには、企業と連携することが重要であることから、あらかじめ事業所と共同連携して新商品の開発等を行う企業に対し、開発経費等の助成を行います。
 - 東中西部の各県域に農福連携推進コーディネーターを配置し、仕事を求める事業所と人手を求める農家との農作業受託のマッチングを進めるとともに、農業を自主事業とする事業所の育成を進めるため、生産拡大のための農耕機具等の経費の助成を行います。また、NPO 法人鳥取県障害者就労事業振興センターを通じて、農業を自主事業とする事業所等へコーディネーターや専門家を派遣するとともに、栽培された農作物や農産加工品等を販売する農福マルシェの開催、他県マルシェへの出店支援を行います。
 - 共同作業場であるワークコーポとっとりについて、高単価作業獲得のための営業努力、生産管理体制の強化を図り、より多くの事業所が参加し高い水準の工賃を獲得できるよう引き続き進めていきます。また、事業所の支援員が少ないことや障がい特性により、ワークコーポとっとりでの施設外就労が難しい事業所については、ワークコーポとっとりからの外注案件の調整を行い、事業所内で行う作業を高単価作業に転換していきます。
 - 事業所の職員の支援の質の向上のため、NPO 法人鳥取県障害者就労事業振興センターを通じて、職員の経験年数や職位に合わせた人材育成研修を行い、事業所の「人づくり」の支援を行います。また、ICT活用による業務の効率化等を進めることで、職員の業務負担軽減、人材確保等を図ります。
 - 利用者の満足度や就労意欲の向上を目的として、事業所が行う職場環境の整備や生産活動以外の利用者の意欲向上に繋がる主体的活動等の取組を支援します。また、利用者の満足度を把握するアンケート調査を定期的を実施します。
- (6) 年金・手当等
- 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業の促進に関する施策との適切な組合せの下、障害基礎年金や特別障害者手当等の充実について、必要に応じて国に要望していきます。また、受給資格を有する障がい者が確実に障害年金等を受け取ることができるよう、制度の周知に取り組みます。
 - 知的障がい及び精神障がいのある人における障害基礎年金などの個人財産については、成年後見制度の利用により、適切に管理されるよう支援します。

7. 教育、スポーツ

【現状と課題】

学校卒業後においても、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場が広がるよう、地域等で開催される各種研修、講演、講義やイベント開催において、主催者へのUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの活用支援や手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じた情報保障、意思疎通支援に取り組むほか、図書館利用に障がいがある方を対象として、大活字本や録音図書の提供、希望の図書を代わりに読む対面音訳、図書の郵送貸出な

どの「はーとふるサービス」を提供してきました。今後も、障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を進めていくことが必要です。

スポーツ分野では、障がい者が身近なところで気軽にスポーツに参加できる場所や指導する人材が必ずしも十分ではありませんでしたが、令和2年7月のユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」（布勢総合運動公園内）のオープンなどに伴い、活動場所の確保や指導者確保に向けた取組を進めているところです。

また、全国ろうあ者体育大会（令和元年）、東京パラリンピックの開催を通じた障がい者スポーツ機運の醸成を図ってきました。今後とも、障がいの有無にかかわらず、共に学び、楽しめる場づくりと障がい者が個性を発揮、表現でき、地域でいきいきと暮らすための環境づくりを進めることが必要です。

(1) 教育

- 障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備や、合理的配慮の提供、教職員の指導力向上により、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みを構築します。
- 発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した切れ目ない指導及び関係機関と連携した支援を行う仕組みを整備します。
- 特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、全ての教職員における特別支援教育に関する指導の充実を図ります。
- 各地域において教育資源の組合せ（スクールクラスター）による、特別支援体制の構築を促進します。
- 障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めるため、学校、地域、企業など多様な対象に向けて障がい者等への配慮や理解を深める講座を開催するなど、多様な機会を捉えてあいサポート運動を推進します。
- 各種研修、講演、講義やイベント開催においては、情報保障、意思疎通支援など合理的配慮により、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ場を拡大します。
- 県立図書館において、図書館利用に障がいがある方を対象とした「はーとふるサービス」を充実するほか、視覚障がい等により、読書に困難を抱える方が身近に読書を楽しめるよう、ライトハウス点字図書館や市町村立図書館等と連携し読書バリアフリーに向けた環境整備を図ります。

(2) スポーツ等の推進

- パリパラリンピックや2025東京デフリンピック等を見据え、県内の障がい者アスリートのうち有望な選手や団体を強化指定し、トレーニング、合宿、大会への参加等に必要な支援を行います。
- 2025デフリンピック東京大会は、日本で初めて開催され、世界中から聴覚障がいのある方を含め多くの方が訪れ、デフスポーツを広めるよい機会であるため、アスリート、自治体、スポーツ関係団体等と連携を図りながら、県内の様々なイベントで周知を行うなど、大会の認知度向上に向けた取組を積極的に行っていきます。

- 障がい者スポーツにおける全国レベルの指導者を招へいし、県内の障がい者アスリートを指導する合宿を開催するなど、指導面での充実を図ります。
- 障がい者スポーツにおいて、メンタル、栄養、ドーピングをはじめとする医科学サポートの充実に取り組みます。
- 障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境の整備や、障がい者スポーツを推進する指導人材の育成、県内各地での活躍の場の確保に取り組みます。
- 障がい者の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者のスポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。また、障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡大、障がい者と健常者が参加するスポーツ大会の開催など、障がい者と健常者の交流の場を設けていきます。
- 全国障がい者スポーツ大会等への参加支援等、スポーツ等における障がい者の国内外の交流を支援します。
- 年少期から高齢期を通じて、身近な地域で障がい者が、障がいの特性や程度に応じて、スポーツに触れる機会を増やすため、市町村との連携を強化します。
- 障がい者スポーツに係る大規模大会や合宿誘致に向け、競技団体や市町村と協力し、誘致活動の取組を推進します。

8. 文化・芸術活動（鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画(第2期)）

【現状と課題】

本県では、平成26年度に開催し、障がいのある人の社会参加意識の向上や障がい理解の促進など大きな成果を生んだ「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」や、平成28年に発足した障がい者の芸術文化活動推進知事連盟のキックオフイベントとして開催した「東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタ2016」などを契機として広がった障がいのある人の文化芸術活動の推進に向けた取組を更に発展させるため、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号。以下「障害者文化芸術推進法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年10月に「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。

障がいのある人の文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」（以下「アートセンター」という。）の設置（平成30年度）をはじめ、「日本博を契機とした障がい者の文化芸術フェスティバル in 中国・四国ブロック」の開催（令和2年度）、障がいのある人の文化芸術作品に特化したバーチャル美術館「鳥取県立バリアフリー美術館」の創設（令和4年度）など、これまでの取組により、障がいのある人の文化芸術活動を推進するための環境づくりは着実に進んでおり、県内の障がいのある人が創造する美術作品や公演等の中には、全国的に高い評価を受け、県内外へ幅広い発信力を持つものも生まれています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大により、文化芸術活動の鑑賞機会や発表機会が失われるなど、大きな影響を受けました。また、福祉施設等における芸術文化活動に関するノウハウの共有や指導者の確保、障がいのある人の芸術文化活動に関わる人（支援者や鑑賞者等）の裾野拡大、公演等における合理的配慮の推進による文化芸術へのアクセシビリティの向上、並びにこれらの課題に対応するため

の福祉施設や文化芸術施設等をはじめとした関係団体・機関等との連携強化など、様々な課題も存在しています。

(第2期計画において目指す姿)

本来、文化芸術は、障がいの有無にかかわらず、誰もが対等に享受・創造する権利があり、その作品等は、芸術上の価値に応じて適切に評価され、取り扱われるべきものですが、現状では障壁や制限、それによる負担も生じているため、これらを解消し、障がいのある人とない人が共に参加し、楽しめるようにするための具体的な対応が必要となっています。

障がいのある人による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、社会に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与するものです。また、一人一人の多様な幸せであり、社会全体の幸せでもあるウェルビーイング(Well-being)の理念の実現にとっても重要な意義を持っています。

第2期計画の期間においては、第1期計画における取組の成果や課題等を踏まえつつ、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを受け継ぎ、2025年の大阪・関西万博やその後の更なる発展も見通して取組を推進することが重要となります。

障害者文化芸術推進法の理念を踏まえ、あいサポート条例で示した考え方を具体化するため、引き続き、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出することで、障がい理解を深め、共に、お互いの人格と個性を認め合いながら生き生きと暮らしていける社会の実現に向け、県民のみなさんと一緒に推進していきます。

(推進体制)

県、市町村、障がい福祉関係団体等で一丸となって、アートセンターと共に、次の(1)～(7)に示す取組により、障がいのある人の文化芸術活動を推進していきます。

(推進方針)

(1) 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(法第9条関係)

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、文化芸術はそれ自体が固有の意義と価値を有し、特に本物の文化芸術の鑑賞は、豊かな人間性や創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康など、人々に多様な恩恵をもたらすものであることから、障がいの有無にかかわらず、文化芸術に触れ、鑑賞する機会を拡大することが重要です。

<今後の取組の方向性>

○ 文化芸術の公演等において、ロービジョンを含む視覚に障がいのある人等に対してはプログラムやパンフレットの音声コード化や音声ガイドの導入、対話による共同鑑賞等に、聴覚に障がいのある人に対しては手話通訳や要約筆記の設置等に取り組むとともに、視覚や聴覚に障がいのある人等が映画を楽しむことができるよう、バリアフリー映画の普及に取り組みます。また、知的障がい・発達障がいのある人やその家族も参加しやすい公演の開催を促進するなど、障がい特性にかかわらず、

障がいのある人等が文化芸術に親しめる環境づくりを進めます。

- 読書バリアフリー法の趣旨に基づいて、点字図書館や県立図書館等において、アクセシブルな書籍等を貸し出すとともに、聴覚障がい者センターにおける字幕入りDVDの貸出により、ロービジョンを含む視覚障がい者等、聴覚障がい者が日常的に文化・芸術に親しめる環境づくりを進めます。
- 障がいのある人が文化芸術施設等を円滑に利用できるように、公共の文化芸術施設等のバリアフリー化を推進するとともに、「鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金」等により、民間の文化芸術施設等の構造及び設備の整備を進めます。また、文化芸術施設等と連携し、公演等における情報保障をはじめとした鑑賞サポートの充実を図ります。
- 鳥取県障がい者舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭」（以下「とっとり祭」という。）、鳥取県障がい者芸術・文化作品展「あいサポート・アートとっとり展」（以下「とっとり展」という。）、「障がいのある人とない人が共につくる劇団『じゆう劇場』による公演」等の開催により、障がいの有無にかかわらず文化芸術を共に楽しみ、県民の障がいへの理解を進めるための環境づくりを進めます。
- 手話パフォーマンス甲子園を含む手話フェス等では、大型モニターでの手話通訳や要約筆記の一体表示や音声ガイドの導入をはじめとする、情報保障の充実を図り、文化芸術活動を鑑賞しやすい環境を整備します。
- インターネット上のバーチャル美術館「鳥取県立バリアフリー美術館」の運営や「とっとり祭」等のオンライン配信など、デジタル技術を活用した文化芸術へのアクセシビリティ向上を進めます。

(2) 文化芸術の創造の機会の拡大（法第10条関係）

文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を行う者の創造性が十分に発揮されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう、文化芸術活動を創造する機会を拡大することが重要です。

＜今後の取組の方向性＞

- 「鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金（以下「アート補助金」という。）（文化芸術活動促進事業）」により、社会福祉施設、学校等において障がいのある人が取り組む文化芸術活動を支援し、障がいのある人が必要な支援を受けつつ、より幅広い分野の文化芸術を創造することができる環境の整備を進めます。
- アートセンターを中心に、福祉施設等へのスタートアップ支援（アート補助金の活用促進、企画支援、出張ワークショップ等）を行い、障がいのある人による文化芸術活動の裾野を拡大します。
- 幅広い分野の参加体験（ワークショップなど）を行うことで、これまで文化芸術活動に取り組んできた障がいのある人もこれから新たに文化芸術活動に取り組む障がいのある人も、幅広い分野の選択肢の中から自分に合った分野に取り組むことができるよう支援します。

(3) 文化芸術の作品等の発表の機会の確保（法第11条関係）

自らが創造した文化芸術の作品等を多くの人に見てもらふことは、文化芸術活動を行う者の生きがいにつながり、また、その功績が社会から評価され、一層尊敬、尊重

されることで更なる文化芸術の発展へつながるような、持続可能性のある社会を築くことが必要であることから、障がいのある人による文化芸術の作品等の発表の機会を確保することが重要です。

＜今後の取組の方向性＞

- 「とっとり祭」「とっとり展」を開催し、障がいのある人の作品等の発表機会を確保します。
- アート補助金（個展等開催事業）により、障がいのある人の文化芸術の作品等を発表する機会の創出を進めます。
- 本県の障がい者文化芸術の発信や水準向上、共生社会の実現に向けた牽引力となることが期待される優れた文化芸術活動を支援します。
- 障がい者アートを積極的に展示する「鳥取県は一とふるアートギャラリー」の認定を促進し、県民が気軽に障がい者アートを楽しむ機会を創出します。
- 国や障がいのある人の文化芸術を通じた国際交流事業を実施する団体等と連携し、又は本県の国際交流事業を活用し、障がいのある人の優れた文化芸術活動の成果を海外に発信します。
- 障がいのある人の文化芸術活動の取組等について、インターネットや県広報物等で情報発信していますが、県民へ充分浸透しているとは言いきれないことから、より多くの方に障がいのある人の優れた芸術作品に触れていただき、障がいのある人による文化芸術への理解を深めるため、更なる情報発信を実施します。
- 令和7年に開館予定の鳥取県立美術館をはじめとした文化芸術施設や企業等との連携、県・市町村等が行う様々な催しとの連携を更に進め、県内各地域における発表機会の拡大を図ります。
- 2025年大阪・関西万博を、障がいのある人による文化芸術を含めた、本県の文化芸術による共生社会の実現に向けた取組を積極的に発信する機会とします。

(4) 作品等の評価、販売、権利保護等の推進、相談体制の整備（法第12条～14条、16条関係）

自らの作品等が適切に評価され、その評価に見合った適切な取扱いが受けられることは、障がいの有無にかかわらず、当然の権利であり、著作者の権利及びこれに隣接する権利は、思想又は感情の創作的な表現物である著作物等の〈創作—流通—利用〉のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして、文化芸術の振興の基盤をなすものです。このため、作品等の実情の調査及び専門的な評価、芸術上価値の高い作品等の適切な記録及び保存、販売等の支援、並びに所有権、著作権その他の権利の保護を図るとともに、文化芸術活動についての相談体制を整備し、障がいのある人やその支援者をサポートすることが重要です。

また、評価の高い作品等を創作する障がいのある人については、その才能を伸ばすとともに、その活動が持続可能なものとなるよう、作品等の販売ルートの紹介・開拓や所有権、著作権その他の権利の保護等について支援することが重要です。

＜今後の取組の方向性＞

- アートセンターを中心に、障がいのある人の作品等についての実情を調査し、優れた作品をデジタルアーカイブ化するとともに、アートセンターが行う作品展示や、「鳥取県は一とふるアートギャラリー」、インターネット上に常設している鳥取県立

バリアフリー美術館で紹介します。

- 「とっとり展」で、障がいのある人の文化芸術作品を募り、県が設置する審査会において芸術上価値が高い作品を審査・表彰することにより、作品を専門的な見地から評価する機会を設けます。
- アートセンターを中心に、障がい福祉サービス事業所の職員、文化芸術関係者等を対象に、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について学ぶ研修会を開催するとともに、当該研修会の開催について更なる周知と内容の充実を図り、支援の質の向上を図ります。
- 評価の高い作品等を創作する障がいのある人については、必要に応じて、作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援や所有権、著作権その他の権利の保護等について指導・助言ができる専門家を招聘するなど、支援体制を整備します。
- アートセンターを中心に、積極的な訪問による対応を含め、障がいのある人の文化芸術活動全般についての相談を受け付け、アドバイスを行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関の紹介を行います。また、必要な支援が、福祉施設等へ所属していない人も含めて幅広く届くよう、アートセンターの認知度向上を図ります。
- 障がいのある人による芸術文化活動が多様な経済活動へとつながるよう、企業等と連携して取り組みます。

(5) 文化芸術活動を通じた交流の促進（法第15条関係）

文化芸術活動を通じ、障がいの有無にかかわらず住民が心豊かに暮らすことができる住みよい地域社会を実現するために、文化芸術活動を通じた交流の促進が重要です。

＜今後の取組の方向性＞

- 参加体験（ワークショップなど）の機会を提供し、障がいの有無にかかわらず共に文化・芸術活動を行い相互に交流する場を提供します。
- 特別支援学校の取組を支援する「共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業」等により、文化芸術活動を通じて、特別支援学校の生徒等と、他の学校の生徒等との交流を支援します。
- 学校への訪問公演等により、子どもの頃から、障がいのある人による文化芸術活動に触れる機会や、障がいのある人と交流する機会を広げます。
- 国や障がい者の文化芸術を通じた国際交流事業を実施する団体等と連携し、又は、本県の国際交流事業を活用し、文化芸術に係る国際的な催しへの障がい者の参加を進めます。
- 障がいのある人が、文化芸術活動を通じて、子どもや高齢者、幅広い活動分野の人たちと共に文化芸術活動を行い、交流する機会の創出を支援することで、障がいのある人の社会参加の推進及び障がいや障がいのある人に対する理解を進めます。

(6) 人材の育成（第17条関係）

(1)～(5)の取組を進めていくため、障がいのある人による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成が重要です。

＜今後の取組の方向性＞

- アートセンターを中心に、障がい福祉サービス事業所の職員、文化芸術関係者等を対象に、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売の支援、及び所

有権、著作権その他の権利の保護、鑑賞サポート等について学ぶ研修会を開催します。また、研修の開催にあたっては、オンラインでの参加も可能とするなど、参加しやすい環境を整え、受講機会の拡大を図ります。

- アートセンターで開催する、障がい福祉サービス事業所の職員等を対象とした美術や舞台芸術等の幅広い分野の参加体験（ワークショップなど）により、新たな分野の芸術文化活動を学ぶ機会を提供します。
 - 障がいのある人の芸術文化活動には、自己肯定感の向上やコミュニケーション能力の拡大といった効果があるとともに、その作品の中には高い評価を受け、既存の文化芸術に対して新たな価値観を投げかけるものも多く存在することについて、身近な支援者であるご家族や福祉施設の職員等への理解促進を図ります。
 - 障がいのある人の文化芸術活動を支援する県内アート人材等のリスト化やネットワークづくりを進めます。
- (7) 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力（第19条関係）
(1)～(6)の取組を円滑かつ効果的に推進するため、関係者の連携協力に取り組むことが重要です。

<今後の取組の方向性>

- 県内の障がい福祉関係団体、文化芸術関係団体、障がい福祉サービス事業所、行政機関等で構成する「鳥取県障がい者・芸術文化活動推進委員会」において、本県の障がいのある人の文化芸術活動の推進のための施策を審議し、構成委員相互で連携していきます。
- 2025年大阪・関西万博やその後の更なる発展も見通して、47都道府県が加盟する「共生社会の実現を目指す障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」を中心に、障がいのある人の文化芸術活動を促進する取組を、他の都道府県と連携して展開します。

9. 差別の解消及び権利擁護の推進

【現状と課題】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に障害者差別解消法が制定（平成28年4月施行）されました。これにより、国において、施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる「基本方針」を策定し、県は当該指針に即して職員対応要領などを作成し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこととなりました。令和3年5月には同法が改正（令和6年4月施行）され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されたことから、より一層、合理的配慮の提供等の内容について周知を進めていく必要があります。

また、障がい者虐待防止に関して、平成24年10月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、障がい者の虐待防止と障がい者の養護者に対する様々な支援に向けた取組が求められています。障害福祉サービス事業所の職員や行政職員への研修会等を実施するなど、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。さらに、養護者の一時休息（レスパイト）などの支援も充実していく必要があります。

(1) 障がいを理由とする差別解消の推進

- 障がい者差別解消支援地域協議会等において、県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取り組みを検討します。
- 障がい者差別解消相談支援センターの設置により、障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、専門的知見を活用した相談者への助言を行うとともに、関係機関の紹介など、必要な支援を行います。
- 令和6年4月からの改正障害者差別解消法施行により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、法の趣旨・目的や法で定める「合理的配慮の提供」について理解を進めるため、効果的な広報・啓発活動、説明会の開催等についてより一層取り組んでいきます。また、基本方針等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、社会的障壁の除去・合理的配慮の提供に関する事業者が行う取組を支援するなど具体的な取組を実施します。
- 雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が規定された障害者雇用促進法に基づき、障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保並びに就職を希望する障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう支援します。

(2) 障がい者虐待防止の促進

- 虐待通報等に適切に対応できるよう、市町村虐待防止センター、県権利擁護センター等の職員研修を実施し、さらにその内容を充実させます。また、市町村虐待防止センター等に対して専門的助言・支援を行う支援チーム（弁護士、司法書士及び社会福祉士等で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、支援体制を整備します。
- 障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。また、障害者虐待防止法施行からこれまでの県内の障がい者虐待に関する検証を行い、必要な措置を検討します。
- 障害福祉サービス事業所の管理者及び従事者、医療機関・学校・保育所等関係者への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催するとともに、実地指導において体制の整備状況及び支援現場の確認を徹底します。また、市町村担当者及び相談支援事業所の職員への虐待防止・権利擁護に関する研修会を開催し、虐待の予防、早期発見等についての理解を深めます。
- 強度行動障がい児者に対する身体拘束などの虐待を未然に防止するため、事業所職員に対して強度行動障がい者の支援に特化した研修会を実施し、強度行動障がいに対応できる事業所職員の養成のほか、支援の質を高めます。
- 強度行動障がい者を受け入れる事業所を支援することにより、強度行動障がい者の受入事業所等を増やし、養護者の休息（レスパイト）にもつなげます。
- 「不適切な身体拘束を防止するための手引き」等により、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。
- 障がい者への性的虐待について、鳥取県性暴力被害者支援協議会と連携を図りながら迅速な被害者救済につなげていくなど、必要な対応や啓発に取り組みます。

(3) 権利擁護の推進

- 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、必要な支援を検討するため、県地域自立支援協議会の権利擁護部会において、課題解決等に向けた横断的な議論を行っていきます。
 - 障がい者本人が自ら意思決定するという原則を最大限尊重し、支援者等が本人の「意思」あるいは「思い」や「気持ち」の表明を支援するなど障がい特性に応じた適切な意思決定支援ができるよう配慮します。また、制度周知や適切な運用の確保の取り組みを今後も継続する必要があることから、東部・中部・西部にある各成年後見支援センターと市町村を中心とした圏域の連携を深めるとともに、更なる情報共有や、協議の場の設置を通じて各センター及び市町村等への支援を行っていきます。
- (4) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。
 - 行政職員、教職員、警察職員、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

10. あいサポート運動の推進等

【現状と課題】

障がいや障がい者に対する県民一人ひとりの理解を深めていくとともに、障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らしていける社会をつくる必要があります。

平成21年に鳥取県で始まったあいサポート運動は、令和5年現在で国内8県16市6町や韓国江原道と連携し、あいサポーターは全国で64万人を突破するなど、全国等へ展開していますが、これを更に拡大していきます。

(1) あいサポート運動の推進

- 令和6年度に迎えるあいサポート運動15周年を契機に、あいサポーター研修資材の刷新等にも取り組み、県民に対するあいサポート運動の周知・広報をより一層進め、県内のあいサポーターの更なる増加に努めます。
- 次代の担い手である児童・生徒が、障がいの正しい理解を深め、お互いが助け合う「あいサポート」の心を持って行動することができるよう、学ぶ機会の提供に努めます。
- あいサポート運動を全国に広げるため、他の地方自治体への働きかけを強めるとともに、企業と連携するなど必要な取組を推進します。
- あいサポート運動をより実践的なものとし、公共交通機関、宿泊・観光・商業施設等の従業者が実践的な接遇研修を受けられるよう必要な検討を進めます。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

- 外見では配慮や支援の必要性が分からない障がい者等のため、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」について、各種研修会やイベント開催時等、機会を捉えて幅広くチラシを配布するなど、県内での普及を図ります。
- あいサポート条例に基づき、県民や事業者による障がい者に対する理解を根付かせていくため、障がいのある当事者による障がいの特性等の理解を目的とした学習

会の実施など、県民の障がい者に対する理解をさらに深める取組を積極的に進めます。

- 県民に対して、障がい者が利用する視覚障がい者誘導用ブロックや車椅子使用者用トイレ、ハートフル駐車場等についての周知を図り、その円滑な利活用に必要な配慮等についての理解を促進します。

また、施設整備及び運営・サービスに関し、利用者、専門家の立場で助言し、反映していただくことを目的としたUDアドバイザー制度において、障がい者分野のアドバイザーの登録者数を増加させるとともに、制度自体の利用を促進します。

- 障がいのある幼児、児童、生徒と障がいのない幼児、児童、生徒との相互理解を深めるための活動を促進するとともに、特別支援学校と小中学校等との交流を進め、障がいに対する理解と認識を深めます。

- 身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

また、地域社会における障がい者への理解を促進するため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、教育機関等と地域住民との日常的な交流を促進します。

- 障がい者との出会い、ふれあい等をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集等を通じ、障がいや障がい者に対する理解を促進します。

- 障がいのない児童生徒等に、障がいのある児童生徒等や家族、支援者等との交流やふれあいを通して、共に生きていこうとする態度を育てます。

(3) ボランティア活動等の推進

- 地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運づくりや環境づくりを進めます。

Ⅶ 計画の数値目標・見込量等

1 障害福祉サービス等の目標・見込量

障害者総合支援法第 89 条及び児童福祉法第 33 条の 22 に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）又はサービス等種類ごとの見込量を定めるものです。なお、成果目標及び見込量は、国の指針を基に、県の実情や県施策の方向性を勘案し、市町村と調整しながら定めたものです。

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後、グループホームや民間賃貸住宅、自宅等の地域社会での生活に移行する者の数について以下のとおり目標を定めます。

第 6 期障がい福祉計画期間においては、障害者支援施設の入所者数の削減は目標を達成している一方、地域生活への移行者数は、重度障がい者等の受入れに対応できるグループホーム等の社会資源の不足や、地域生活への移行に向けた取組が十分でなく、地域移行が進まなかった反省を踏まえ、第 7 期計画期間においては、県地域自立支援協議会の地域移行支援部会等において、本県の地域移行の現状等の把握に努め、地域移行を促進するための議論や取組を進めます。

○施設入所者数

- ・国の指針で示す算定式に基づき設定（令和 4 年度末の施設入所者数から 5 % 以上削減）

項目	目標（R8 年度末）	【参考】第 6 期計画実績（R4 年度末）
施設入所者数	879 人以下	926 人
削減見込み数	47 人以上（R6～R8 累計）	37 人

○入所施設から地域生活への移行者数

- ・国の指針で示す算定式（令和 4 年度末の施設入所者数の 6 % 以上を地域生活へ移行）を参考としつつ、本県の実態に即した目標値となるよう、以下の方法で設定。

「第 6 期の実績見込み（12 人）に加え、年間 3 人（3 年間で 9 人）の移行を加味し目標として設定。」

項目	目標（R8 年度末）	【参考】第 6 期計画実績見込（R5 年度末）
地域生活への移行者数	21 人以上（R6～R8 累計）	12 人

（参考：国の指針で示す算定式による数値）

$$926 \text{ 人（令和 4 年度末実績）} \times 6 \% = 56 \text{ 人以上}$$

(2) 精神障がいにも対応した地域の受け皿づくり

○精神障がい者の精神病棟から退院後の地域における平均生活日数

精神障がいにも対応した地域の受け皿づくりを推進するため、全県的な多職種・多機関の連携体制づくりや地域生活支援拠点、短期入所の活用など、地域における生活を継続できるよう精神保健医療福祉体制の整備に努めます。当該整備状況を評価する指標として、以下のとおり令和8年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を設定します。

・国の指針で示す目標値で設定

項目	目標（R8年度）	【参考】H30年度実績
精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日以上	319日

○在院期間1年以上の長期在院者数

令和8年度末時点の在院機関1年以上の長期在院者数を、以下のとおり国の定める算定式に基づき目標設定します。

・国の指針で示す算定式に基づき設定

項目	目標（R8年度末時点）	【参考】第6期計画実績（R4年度末時点）
在院期間1年以上の長期入院患者数（65歳未満）	248人以下	252人
在院期間1年以上の長期入院患者数（65歳以上）	393人以下	548人

○入院後一定期間時点での退院率

令和8年度における入院後3ヶ月時点の退院率(※)、入院後6ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率を設定します。

(※) 退院率：入院後3ヶ月、6ヶ月、1年時点の退院率により実績を把握する。

例えば、「入院後3ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合となります。

・国の指針で示す目標値で設定

項目	目標（R8年度）	【参考】第6期計画実績（R4年度末時点）
入院後3ヶ月時点の退院率	68.9%	国未公表
入院後6ヶ月時点の退院率	84.5%	国未公表
入院後1年時点の退院率	91.0%	国未公表

○精神障がい者のサービス利用者数の見込み

現にサービス利用している精神障がい者の数等を勘案して、各年度の利用者数の見込みを設定します。

項目	R6年度	R7年度	R8年度
地域移行支援	19人	23人	28人

地域定着支援	11人	14人	17人
共同生活援助	263人	277人	291人
自立生活援助	22人	27人	32人
自立訓練(生活訓練)	76人	77人	79人

○精神病床における退院患者の退院後の行き先

精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定します。

項目	R6年度	R7年度	R8年度	【参考】R4年度実績
在宅	136人	155人	175人	117人
施設(障がい・介護)	30人	35人	39人	26人
その他(他院・自院の精神病床以外等)	22人	25人	28人	19人

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村(複数市町村による共同整備を含む)の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。また、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

・国の指針で示す算定式等に基づき設定

項目	R6年度	R7年度	R8年度	【参考】R4年度実績
検証及び検討を行う市町村数	19市町村	19市町村	19市町村	15市町村
検証及び検討の回数	47回	47回	47回	37回
コーディネーターの配置人数	15人	15人	19人	—

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する者等について、基準時点を令和8年度末として、以下のとおり目標を定めます。福祉施設から一般就労への移行が伸び悩んでいるため、引き続き、鳥取県地域自立支援協議会の就労支援部会等において、福祉施設から一般就労への移行等の促進に必要な施策について議論を行うほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化に努めます。

・国の指針で示す算定式等に基づき設定

項目	目標 (R8年度末)	【参考】第6期計画実績(R4年)

		度末)
福祉施設等から一般就労への移行	90人(1.28倍)	62人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	29人(1.31倍)	21人
福祉施設から一般就労への移行(就労A型)	19人(1.29倍)	9人
福祉施設から一般就労への移行(就労B型)	42人(1.28倍)	32人
就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%以上	—
就労定着支援事業の利用者数	13人	—
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%以上	—
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	90人	62人
障害者に対する職業訓練の受講者数	9人	0人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	26人	17人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	24人	16人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	26人	17人

・上記表の「就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数」～「福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数」は、令和4年度実績等に一定率を乗じて設定

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所の設置が進みつつあり、今後は、より身近に利用できるとともに、これらのサービスを活用して障がい児の地域社会への参加、包容を推進する体制を構築していきます。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標 (R8 年度末)	【参考】 R4 年度末
児童発達支援センターの設置若しくは市町村における同等の支援体制の整備	19 市町村	4 市町村
児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所を活用したインクルージョンを推進する体制の整備	19 市町村	8 市町村

イ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』を核として、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携したきこえない・きこえにくい子どもとその家族を支援する体制を引き続き確保します。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8 年度末）	【備考】R4 年度末
難聴児支援のための中核的機能を有する拠点の整備	1 箇所	1 箇所

ウ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、各市、圏域で1カ所以上の設置を目指し、以下のとおり目標を定めます。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8 年度末）	【参考】R4 年度末
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	7 箇所	3 箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	7 箇所	4 箇所

エ 医療的ケア児等支援センター及び医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置並びにコーディネーターの配置

鳥取県医療的ケア児等支援センターを核とした医療的ケア児等の相談支援を継続し、県地域自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者の支援に関する専門部会を設置し、各圏域及び市町村における協議の場と連携を図るとともに、各市町村に医療的ケア児が必要とする支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8 年度末）	【参考】R4 年度
医療的ケア児等支援センターの設置	1 箇所	1 箇所

項目	目標（R8 年度末）	【参考】R4 年度
医療的ケアを要する障がい児支援のための関係機関の協議の場の設置	6 箇所	県、鳥取市、東部4町、岩美町、中部、西部

項目	目標（R8 年度末）	【参考】R4 年度
コーディネーターの配置市町村数	19 市町村	15 市町村に配置
コーディネーターの養成人数	205 人	138 人

オ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための協議の場の設置

障がい特性等から、成人サービスへの円滑な移行が困難と見込まれるケースについて、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう以下の目標を定めます。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8 年度末）
障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	移行調整の難航が予想されるケースについては、県が移行調整の責任主体として個別のケースごとに市町村や障害児入所施設、成人サービス関係者等の関係機関による協議の場を設置し、それぞれが連携・協力して移行調整を行い、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できる体制を構築します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し相談支援体制を強化するため、以下のとおり目標を設定します。

また、県地域自立支援協議会の相談支援体制部会や基幹相談支援センター連絡会等において、相談支援体制の充実・強化を促進するための議論を行います。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8 年度末）	【参考】R4 年度末実績
相談支援体制の充実・強化等	各市町村（複数市町村による共同設置含む）において1箇所以上の基幹相談支援センターを設置するよう支援します。	鳥取市、中部、米子市

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス事業所が増加している中、多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、利用者が真に必要とする障害福祉サービスの提供を行うためには、計画的に相談支援専門員やサービス管理責任者等を養成するとともに、これらの者が意思決定支援を適切に行うことができるよう「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発等を行う必要があります。このため、以下のとおり目標を設定します。

また、県地域自立支援協議会の相談支援体制部会において、人材育成を通じて障害福祉サービス等の質の向上を促進するための議論を行います。

・国の指針で示す目標値等に基づき設定

項目	目標（R8 年度末）
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス事業者や自治体における研修体制の充実やサービス提供実態の把握に努め、サービスの適切な提供、よりよいサービス提供に資する情報発信等、市町村等とも連携して障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。
指導監査結果の関係市	関係市町村に対して、県が実施する指導監査の結果を年1回

町村との共有	以上共有します。
--------	----------

項目		R6 年度	R7 年度	R8 年度
相談支援従事者研修の修了者数	養成	50 人	50 人	50 人
	現任	40 人	40 人	40 人
	主任	10 人	10 人	10 人
サービス管理責任者研修の修了者数	基礎	110 人	110 人	110 人
	実践	110 人	110 人	110 人
	更新	150 人	150 人	150 人
児童発達支援管理責任者研修の修了者数	基礎	50 人	50 人	50 人
	実践	50 人	50 人	50 人
	更新	50 人	50 人	50 人

項目			R6 年度	R7 年度	R8 年度
意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	相談支援専門員	修了者数	50 人	50 人	50 人
		実施回数	1 回	1 回	1 回
	サービス管理責任者	修了者数	110 人	110 人	110 人
		実施回数	1 回	1 回	1 回
	児童発達支援管理責任者	修了者数	50 人	50 人	50 人
		実施回数	1 回	1 回	1 回

3 サービス見込量等

(1) 障害福祉サービス等の見込み量

障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援等のサービス見込量について、これまでの利用実績の伸び等をもとに設定される市町村の見込量、国の指針及び県施策の方向性を踏まえ、以下のとおり定めます。

なお、各障害福祉圏域において、事業所の配置実態等により、それぞれの障害福祉サービスの提供に差が生じている状況にあります。東部圏域は居住系サービス、西部圏域は訪問系サービスが比較的多く提供されていることから、その実績を踏まえ、今後の利用見込みを定めています。通所系サービスや訪問系サービスは、それぞれ果たすべき役割があり、障がい者が地域で生活するために不可欠なサービスであることから、地域によって必要な提供体制を整えていく必要があります。

また、居住系サービスである共同生活援助は、基本的に大規模居住（8名以上）とならないよう留意し、家庭的な雰囲気の下で地域との交流を図るなど社会との連携を確保するという観点をもったサービス提供体制を整備する必要があります。

短期入所など、依然として全県的にニーズが高いものの、特に提供体制が整っていないサービスもあります。利用者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの提供体制のあり方について、今後も障害福祉サービスを提供する法人や市町村等と検討を行っていきます。

また、県が行う指定障害福祉サービス事業者等の指定にあたり、市町村はその障がい福祉計画との調整を図る観点から、県に対し意見を申し出ることができる仕組みが創設されるため、この制度が地域の実情に沿い適切に運用されるよう努めていきます。

<障害福祉サービス等の種類>

サービスの種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労選択支援	障がい者本人が、就労先や働き方についてよりよい選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性にあった選択の支援を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う（雇用型）
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う（非雇用型）
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意

	向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時に相談支援を行う
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児への支援について、保育所等を訪問し相談に応じる。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
福祉型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行う
医療型障害児入所支援	施設に入所する障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や、地域生活の移行等に向けた自立支援を行うとともに、身体の状態により医療の提供を行う

＜ひと月あたりの障害福祉サービスの見込量及び提供体制＞

①サービス見込量(県全域)						
サービス区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考)令和4年度実績	
訪問系	1 居宅介護	16,068 時間	16,356 時間	16,649 時間	14,066 時間	
		1,062 人	1,081 人	1,101 人	1,017 人	
	2 重度訪問介護	8,832 時間	9,472 時間	10,501 時間	5,469 時間	
		44 人	46 人	50 人	32 人	
	3 同行援護	962 時間	983 時間	999 時間	662 時間	
		89 人	92 人	94 人	67 人	
	4 行動援護	2,372 時間	2,502 時間	2,642 時間	1,777 時間	
78 人		86 人	93 人	61 人		
5 重度障害者等包括支援	3 時間	3 時間	3 時間	0 時間		
	1 人	1 人	1 人	0 人		
訪問系 計		28,237 時間	29,316 時間	30,794 時間	21,974 時間	
		1,274 人	1,306 人	1,339 人	1,177 人	
日中活動系	6 生活介護	32,842 人日分	33,115 人日分	33,390 人日分	31,322 人日分	
		1,806 人	1,824 人	1,844 人	1,711 人	
	7 自立訓練(機能訓練)	115 人日分	120 人日分	125 人日分	40 人日分	
		8 人	9 人	10 人	3 人	
	8 自立訓練(生活訓練)	2,074 人日分	2,120 人日分	2,161 人日分	852 人日分	
		121 人	125 人	128 人	73 人	
	9 就労選択支援		159 人日分	223 人日分		
			22 人	29 人		
	10 就労移行支援	1,201 人日分	1,303 人日分	1,413 人日分	795 人日分	
		86 人	94 人	101 人	57 人	
	11 就労継続支援(A型)	9,372 人日分	9,875 人日分	10,338 人日分	8,232 人日分	
		498 人	525 人	552 人	435 人	
	12 就労継続支援(B型)	50,705 人日分	51,476 人日分	52,247 人日分	47,892 人日分	
		3,486 人	3,549 人	3,610 人	2,916 人	
	13 就労定着支援	28 人	31 人	38 人	14 人	
	14 療養介護	144 人	145 人	145 人	144 人	
15 短期入所(福祉型)	1,470 人日分	1,571 人日分	1,671 人日分	1,053 人日分		
	250 人	271 人	292 人	167 人		
16 短期入所(医療型)	397 人日分	418 人日分	439 人日分	319 人日分		
	61 人	66 人	70 人	49 人		
居住系	17 自立生活援助	29 人	33 人	40 人	17 人	
	18 共同生活援助	896 人	940 人	985 人	832 人	
	19 施設入所支援	920 人	912 人	901 人	929 人	
相談	20 計画相談支援	2,523 人	2,626 人	2,739 人	1,600 人	
	21 地域移行支援	21 人	27 人	34 人	3 人	
	22 地域定着支援	15 人	20 人	24 人	2 人	
児童	23 児童発達支援	2,282 人日分	2,377 人日分	2,476 人日分	3,260 人日分	
		321 人	336 人	349 人	272 人	
	24 放課後等デイサービス	16,145 人日分	16,828 人日分	17,528 人日分	13,619 人日分	
		1,311 人	1,377 人	1,444 人	1,135 人	
	25 保育所等訪問支援	178 人日分	184 人日分	209 人日分	91 人日分	
		113 人	116 人	123 人	70 人	
26 居宅訪問型児童発達支援	52 人日分	53 人日分	67 人日分	32 人日分		
	11 人	11 人	13 人	3 人		
27 障害児相談支援	682 人	734 人	788 人	427 人		
時間分: 月間のサービス提供時間						
人日分: 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量						
人 分: 月間の利用人数						

②サービス見込量(東部)

サービス区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考)令和4年度実績
訪問系	1 居宅介護	6,193 時間	6,246 時間	6,279 時間	5,594 時間
		434 人	444 人	453 人	413 人
	2 重度訪問介護	1,905 時間	2,428 時間	3,087 時間	1,489 時間
		15 人	17 人	19 人	11 人
	3 同行援護	355 時間	373 時間	386 時間	328 時間
		33 人	35 人	36 人	30 人
	4 行動援護	45 時間	53 時間	57 時間	20 時間
6 人		8 人	8 人	4 人	
5 重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
	0 人	0 人	0 人	0 人	
訪問系 計		8,498 時間 488 人	9,100 時間 504 人	9,809 時間 516 人	7,431 時間 458 人
日中活動系	6 生活介護	14,308 人日分	14,345 人日分	14,382 人日分	14,067 人日分
		845 人	852 人	860 人	807 人
	7 自立訓練(機能訓練)	39 人日分	44 人日分	49 人日分	17 人日分
		3 人	4 人	5 人	1 人
	8 自立訓練(生活訓練)	550 人日分	585 人日分	615 人日分	402 人日分
		32 人	35 人	37 人	27 人
	9 就労選択支援		20 人日分	25 人日分	
			2 人	3 人	
	10 就労移行支援	234 人日分	241 人日分	253 人日分	85 人日分
		23 人	25 人	26 人	10 人
	11 就労継続支援(A型)	3,258 人日分	3,366 人日分	3,455 人日分	2,972 人日分
		169 人	175 人	181 人	159 人
	12 就労継続支援(B型)	22,740 人日分	22,960 人日分	23,181 人日分	22,174 人日分
		1,858 人	1,884 人	1,910 人	1,374 人
	13 就労定着支援	3 人	3 人	5 人	0 人
	14 療養介護	66 人	67 人	67 人	66 人
15 短期入所(福祉型)	349 人日分	375 人日分	397 人日分	218 人日分	
	62 人	68 人	73 人	37 人	
16 短期入所(医療型)	150 人日分	157 人日分	164 人日分	74 人日分	
	19 人	20 人	21 人	12 人	
居住系	17 自立生活援助	12 人	15 人	17 人	7 人
	18 共同生活援助	339 人	354 人	370 人	319 人
	19 施設入所支援	429 人	425 人	421 人	431 人
相談	20 計画相談支援	790 人	824 人	859 人	659 人
	21 地域移行支援	6 人	8 人	9 人	2 人
	22 地域定着支援	5 人	8 人	8 人	2 人
児童	23 児童発達支援	934 人日分	983 人日分	1,023 人日分	974 人日分
		89 人	93 人	95 人	81 人
	24 放課後等デイサービス	5,632 人日分	5,933 人日分	6,248 人日分	4,952 人日分
		450 人	483 人	519 人	413 人
	25 保育所等訪問支援	58 人日分	59 人日分	65 人日分	36 人日分
		37 人	38 人	40 人	33 人
	26 居宅訪問型児童発達支援	30 人日分	31 人日分	32 人日分	22 人日分
4 人		4 人	4 人	2 人	
27 障害児相談支援	163 人	174 人	186 人	135 人	

時間分: 月間のサービス提供時間

人日分: 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人 分: 月間の利用人数

※(参考)令和4年度実績欄の数値を算定する上で生じた端数は四捨五入している

③サービス見込量(中部)

サービス区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考)令和4年度実績
訪問系	1 居宅介護	2,626 時間	2,704 時間	2,781 時間	2,058 時間
		165 人	168 人	171 人	150 人
	2 重度訪問介護	2,678 時間	2,678 時間	2,678 時間	202 時間
		8 人	8 人	8 人	3 人
	3 同行援護	299 時間	299 時間	299 時間	78 時間
		21 人	21 人	21 人	8 人
	4 行動援護	53 時間	53 時間	53 時間	23 時間
5 人		5 人	5 人	3 人	
5 重度障害者等包括支援	3 時間	3 時間	3 時間	0 時間	
	1 人	1 人	1 人	0 人	
訪問系 計		5,659 時間 200 人	5,737 時間 203 人	5,814 時間 206 人	2,361 時間 164 人
日中活動系	6 生活介護	6,930 人日分	7,010 人日分	7,090 人日分	6,522 人日分
		360 人	363 人	366 人	331 人
	7 自立訓練(機能訓練)	52 人日分	52 人日分	52 人日分	23 人日分
		3 人	3 人	3 人	2 人
	8 自立訓練(生活訓練)	436 人日分	436 人日分	436 人日分	0 人日分
		21 人	21 人	21 人	0 人
	9 就労選択支援		36 人日分	50 人日分	
			4 人	5 人	
	10 就労移行支援	145 人日分	165 人日分	165 人日分	73 人日分
		11 人	12 人	12 人	5 人
	11 就労継続支援(A型)	2,329 人日分	2,466 人日分	2,581 人日分	2,077 人日分
		122 人	127 人	131 人	108 人
	12 就労継続支援(B型)	7,950 人日分	8,102 人日分	8,232 人日分	7,461 人日分
		473 人	484 人	494 人	451 人
	13 就労定着支援	5 人	6 人	7 人	1 人
	14 療養介護	32 人	32 人	32 人	32 人
15 短期入所(福祉型)	285 人日分	285 人日分	285 人日分	294 人日分	
	50 人	50 人	50 人	37 人	
16 短期入所(医療型)	33 人日分	33 人日分	33 人日分	5 人日分	
	7 人	7 人	7 人	2 人	
居住系	17 自立生活援助	3 人	3 人	4 人	0 人
	18 共同生活援助	182 人	190 人	198 人	177 人
	19 施設入所支援	206 人	203 人	199 人	206 人
相談	20 計画相談支援	731 人	745 人	764 人	282 人
	21 地域移行支援	4 人	5 人	7 人	0 人
	22 地域定着支援	3 人	4 人	6 人	0 人
児童	23 児童発達支援	208 人日分	214 人日分	220 人日分	514 人日分
		69 人	71 人	73 人	43 人
	24 放課後等デイサービス	3,000 人日分	3,132 人日分	3,249 人日分	3,378 人日分
		329 人	342 人	354 人	282 人
	25 保育所等訪問支援	59 人日分	61 人日分	63 人日分	33 人日分
		39 人	40 人	41 人	21 人
	26 居宅訪問型児童発達支援	15 人日分	15 人日分	15 人日分	0 人日分
3 人		3 人	3 人	0 人	
27 障害児相談支援	265 人	280 人	295 人	120 人	
時間分: 月間のサービス提供時間					
人日分: 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量					
人 分: 月間の利用人数					
※(参考)令和4年度実績欄の数値を算定する上で生じた端数は四捨五入している					

④サービス見込量(西部)

サービス区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	(参考)令和4年度実績
訪問系	1 居宅介護	7,249 時間	7,406 時間	7,589 時間	6,414 時間
		463 人	469 人	477 人	454 人
	2 重度訪問介護	4,249 時間	4,366 時間	4,736 時間	3,778 時間
		21 人	21 人	23 人	18 人
	3 同行援護	308 時間	311 時間	314 時間	256 時間
		35 人	36 人	37 人	29 人
	4 行動援護	2,274 時間	2,396 時間	2,532 時間	1,734 時間
67 人		73 人	80 人	54 人	
5 重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
	0 人	0 人	0 人	0 人	
訪問系 計		14,080 時間	14,479 時間	15,171 時間	12,182 時間
		586 人	599 人	617 人	555 人
日中活動系	6 生活介護	11,604 人日分	11,760 人日分	11,918 人日分	10,733 人日分
		601 人	609 人	618 人	573 人
	7 自立訓練(機能訓練)	24 人日分	24 人日分	24 人日分	0 人日分
		2 人	2 人	2 人	0 人
	8 自立訓練(生活訓練)	1,088 人日分	1,099 人日分	1,110 人日分	450 人日分
		68 人	69 人	70 人	46 人
	9 就労選択支援		103 人日分	148 人日分	
			16 人	21 人	
	10 就労移行支援	822 人日分	897 人日分	995 人日分	637 人日分
		52 人	57 人	63 人	42 人
	11 就労継続支援(A型)	3,785 人日分	4,043 人日分	4,302 人日分	3,183 人日分
		207 人	223 人	240 人	168 人
	12 就労継続支援(B型)	20,015 人日分	20,414 人日分	20,834 人日分	18,257 人日分
		1,155 人	1,181 人	1,206 人	1,091 人
	13 就労定着支援	20 人	22 人	26 人	13 人
	14 療養介護	46 人	46 人	46 人	46 人
15 短期入所(福祉型)	836 人日分	911 人日分	989 人日分	541 人日分	
	138 人	153 人	169 人	93 人	
16 短期入所(医療型)	214 人日分	228 人日分	242 人日分	240 人日分	
	35 人	39 人	42 人	35 人	
居住系	17 自立生活援助	14 人	15 人	19 人	10 人
	18 共同生活援助	375 人	396 人	417 人	336 人
	19 施設入所支援	285 人	284 人	281 人	292 人
相談	20 計画相談支援	1,002 人	1,057 人	1,116 人	659 人
	21 地域移行支援	11 人	14 人	18 人	1 人
	22 地域定着支援	7 人	8 人	10 人	0 人
児童	23 児童発達支援	1,140 人日分	1,180 人日分	1,233 人日分	1,772 人日分
		163 人	172 人	181 人	148 人
	24 放課後等デイサービス	7,513 人日分	7,763 人日分	8,031 人日分	5,289 人日分
		532 人	552 人	571 人	441 人
	25 保育所等訪問支援	61 人日分	64 人日分	81 人日分	22 人日分
		37 人	38 人	42 人	16 人
	26 居宅訪問型児童発達支援	7 人日分	7 人日分	20 人日分	10 人日分
4 人		4 人	6 人	1 人	
27 障害児相談支援	254 人	280 人	307 人	172 人	
時間分: 月間のサービス提供時間					
人日分: 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量					
人 分: 月間の利用人数					
※(参考)令和4年度実績欄の数値を算定する上で生じた端数は四捨五入している					

⑤ 障害者支援施設の必要入所定員総数

	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画	960 人	956 人	952 人
実績			

(参考) 第6期障害福祉計画の実績

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画	1,026 人	1,022 人	1,016 人
実績	1,004 人	968 人	

※各年度の入所定員実績は翌年度の4月1日時点のもの

解決すべき重要な課題である施設入所者の地域生活への移行に取り組むことで、入所施設の定員減を進めていくこととして、上記のとおり必要入所定員数を定めます。

一方で入所施設は、重度化・高齢化した障がい者や行動障がいのある障がい者等にとっては必要な社会資源であり、今後も一定のサービス量の確保とサービスの質の向上を図る必要があります。

⑥ 障害児入所支援の必要入所定員総数

ア 福祉型障害児入所施設

	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画	59 人	59 人	59 人
実績			

イ 医療型障害児入所施設

	R6 年度	R7 年度	R8 年度
計画	60 人	60 人	60 人
実績			

⑦ 発達障がい者等に対する支援

項目	R6 年度	R7 年度	R8 年度
発達障がい支援地域協議会の開催回数	2 回	2 回	2 回
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	1,500 件	1,500 件	1,500 件
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	100 件	120 件	150 件
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	100 件	120 件	150 件
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	400 件	400 件	400 件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラ	169 人	175 人	181 人

ム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（実施者）	41人	44人	47人
ペアレントメンターの人数	94人	97人	101人
ピアサポートの活動への参加人数	128人	132人	137人

- ⑧ 医療的ケア児等支援センターに配置する医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの人数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置人数	4人	4人	4人

- ⑨ 医療的ケアを要する障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
コーディネーターの配置市町村数計画	17市町村	18市町村	19市町村
コーディネーターの養成人数	175人	190人	205人

- ⑩ 医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーション数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーション数	34	36	38

- ⑪ 医療的ケア児等の送迎支援事業実施市町村数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
医療的ケア児等の送迎支援事業実施市町村数	15市町村	19市町村	19市町村

- ⑫ 新生児聴覚検査への公費助成実施市町村数

項目	R6年度	R7年度	R8年度
新生児聴覚検査への公費助成実施市町村数	19市町村	19市町村	19市町村

- ⑬ 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

項目	R6年度	R7年度	R8年度
第1号認定 （受入施設：幼稚園、認定こども園）	68人	68人	67人
第2号認定 （受入施設：保育所、認定こども園）	441人	447人	452人
第3号認定 （受入施設：保育所、認定子ども園）	35人	35人	37人

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	440人	447人	456人
---------------------------	------	------	------

(参考)

第1号認定：	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用
第2号認定：	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用
第3号認定：	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用

(2) 地域生活支援事業の見込み

障がいのある人が地域で生活を営むことができるよう、県では、専門性が高い相談支援や広域的な対応が必要な事業を実施することとなっており、以下のような事業を実施する予定です。(※以下は令和4年度実施事業を記載)

① 専門性の高い相談支援事業

項目	事業の概要
高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	高次脳機能障がい（その関連障がいも含む）者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、支援手法等に関する研修等の実施
発達障がい者支援センター事業	『エール』発達障がい者支援センターにおける、相談支援、就労支援、家族支援、支援者のスキルアップを目指した人材育成のための機関コンサルテーション、研修会への講師派遣及び普及啓発研修事業の実施

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

項目	事業の概要
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者の養成研修の実施
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修の実施
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者向け意思疎通支援者の養成研修の実施

③ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

項目	事業の概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	市町村での派遣が困難な場合などの手話通訳者・要約筆記者の派遣の実施
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の実施
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症者向け意思疎通支援者の派遣の実施

④ 広域的な支援事業

項目	事業の概要
----	-------

相談支援体制整備事業	地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い、相談支援体制の整備を実施
精神障がい者地域生活支援広域調整等事業	精神障がい者の視点を重視した支援や精神障がい者が自らの疾患や病院について正しく理解することを促すため、ピアサポートを活用した支援を実施

⑤任意事業

項目	事業の概要
サービス・相談支援者、指導者育成事業	
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し、養成・現任研修を実施
相談支援従業者等研修事業	相談支援従事者に対し、養成研修を実施
サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者の養成研修を実施
障がい者ピアサポート研修事業	障がい者ピアサポートの養成研修を実施
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	相談員の対応能力の向上と相談員間の連携を図るための研修を実施
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	音声機能障がい者発声訓練指導者養成研修の実施
精神障がい関係従事者養成研修事業	精神科訪問看護管理者・従事者に対する研修、地域移行・地域定着支援関係者に対する研修、かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修の実施
その他サービス・相談支援者、指導者育成事業	
日常生活支援	
オストメイト社会適応訓練	ストマの装着訓練やオストメイトに対する社会生活訓練に関する講習等を実施
社会参加支援	
手話通訳者設置	公的機関における手話通訳者の設置又は遠隔手話通訳サービスの導入
字幕入り映像ライブラリーの提供	字幕や手話を挿入したビデオカセット等を製作し、聴覚障がい者等への貸出を実施
点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により自治体広報、生活情報等の提供を実施
点字による即時情報ネットワーク	点字物や音声等の提供を実施
障害者社会参加推進センター運営	障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を実施
レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会等を実施
就業・就労支援	
盲人ホームの運営	視覚障がい者の自立更生を図るための施設である盲人ホームの運営を実施
障がい者就業・生活支援センター体制強化等	障がい者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員を配置するための経費以外の経費について助成
発達障がい者支援体制整備事業	鳥取県発達障がい支援地域協議会の開催、ペアレントメンターコーディネーター配置及びペアレントメンター派遣

	の実施
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を補助
障がい者就業・生活支援センター事業	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、障がい者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施
工賃向上計画支援等事業	就労継続支援B型事業所等での工賃等向上を図るため、事業所に対する経営改善、品質向上、人材育成、販路開拓等の支援や農福連携を含む企業等と障がい者就労施設等との受発注マッチング等の支援を実施
就労移行等連携調整事業	特別支援学校の卒業生等について、適切なアセスメントを行うとともに、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、能力に応じた就労の場への移行の支援を実施
障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	全国障がい者芸術・文化祭と連携・連動して、各地域でサテライト開催する障がい者の芸術・文化祭に対する支援を実施
強度行動障がい支援者養成研修事業（基礎研修、実践研修）	強度行動障がいを有する者等に対する支援を行う者への研修
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度利用促進のための普及啓発を実施
アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	アルコール依存症を含むアルコール関連問題等の改善に取り組む民間団体の活動を支援
薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援
ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業	ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援
「心のバリアフリー」推進事業	精神保健福祉普及啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取組を実施
身体障がい者補助犬育成促進事業	身体障がい者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援
発達障がい児者及び家族等支援事業	発達障がい児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制づくりに向けて、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進
障がい者ICTサポート総合推進事業	障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者に対するICT相談窓口を設置する他、パソコン使用に際し必要な

		指導等を行うパソコンボランティアを養成・派遣を実施
地域における読書バリアフリー体制強化事業		点字図書館と公共図書館の連携強化、視覚障がい以外の障がい者に対する利用促進に対する支援、地域における図書等の点字化・音声化ができる人材養成を実施

【県が実施する地域生活支援事業に係る見込量】

① 専門性の高い相談事業

項目		単位	区分	第7期計画・第3期見込計画			考え方
				R6年度	R7年度	R8年度	
発達障がい者支援センター事業	拠点設置数	箇所	計画	1	1	1	県の拠点は1か所(エール)とする
障害者就業・生活支援センター事業	設置数	箇所	計画	3	3	3	圏域ごとに1か所設置
障がい児等地域療育支援事業	実施施設数	箇所	計画	7	7	7	東部2、中部2、西部3
高次脳機能障がい支援普及事業	拠点機関数	箇所	計画	1	1	1	野島病院に拠点設置

② 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業

項目		単位	区分	第7期計画・第3期見込計画			考え方
				R6年度	R7年度	R8年度	
手話通訳者養成研修事業	受講者数	人	計画	40	40	40	過去の実績を踏まえ算出
	登録者数	人	計画	69	73	77	県手話施策推進計画を踏まえた数値(R14目標102人)
要約筆記者養成研修事業	受講者数	人	計画	30	30	30	過去の実績を踏まえ算出
	登録者数	人	計画	45	50	55	過去の実績を踏まえ算出
要約筆記者派遣事業	派遣件数	件	計画	200	210	220	過去の実績を踏まえ算出
盲ろう者通訳・介助員養成研修	受講者数	人	計画	20	20	20	過去の実績を踏まえ算出
盲ろう者通訳・介助員派遣件数	派遣件数	件	計画	800	810	820	過去の実績を踏まえ算出
失語症者向け意思疎通支援者養成研修	受講者数	人	計画	10	10	10	過去の実績を踏まえ算出
失語症者向け意思疎通支援者派遣	派遣件数	件	計画	30	50	80	過去の実績を踏まえ算出

③ サービス・相談支援者、指導者育成事業

項目		単位	区分	第7期計画・第3期見込計画			考え方
				R6年度	R7年度	R8年度	
サービス提供責任者研修	受講者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を踏まえ算出
サービス従業者研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第6期計画の計画受講者数を確

							保
障がい福祉従事者分野別基礎研修	受講者数	人	計画	200	200	200	第6期計画の計画受講者数を確保
障害支援区分認定調査員等研修	受講者数	人	計画	80	80	80	第6期計画の計画受講者数を確保
相談支援従事者研修	養成(受講者数)	人	計画	50	50	50	第6期計画の計画受講者数を確保
	現任(受講者数)	人	計画	40	40	40	第6期計画の計画受講者数を確保
	主任(受講者数)	人	計画	10	10	10	過去の実績を踏まえ算出
	専門コース別研修	人	計画	40	40	40	現任研修の受講者数を確保
同行援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	30	30	30	第6期計画の計画受講者数を確保
行動援護従事者養成研修	受講者数	人	計画	40	40	40	第6期計画の計画受講者数を確保
サービス管理責任者研修	基礎(受講者数)	人	計画	110	110	110	第6期計画の計画受講者数を確保
	実践(受講者数)	人	計画	110	110	110	基礎研修受講者と同等数を確保
	更新(受講者数)	人	計画	150	150	150	過去の実績を踏まえ算出
児童発達支援管理責任者研修	基礎(受講者数)	人	計画	50	50	50	第2期計画の計画受講者数を確保
	実践(受講者数)	人	計画	50	50	50	基礎研修受講者と同等数を確保
	更新(受講者数)	人	計画	50	50	50	過去の実績を踏まえ算出
障がい者グループホーム世話人研修	受講者数	人	計画	100	100	100	第6期計画の計画受講者数を確保
強度行動障がい者支援研修(基礎)	受講者数	人	計画	80	80	80	第6期計画の実績を踏まえ算出
強度行動障がい者支援研修(実践)	受講者数	人	計画	50	50	50	第6期計画の実績を踏まえ算出
強度行動障がい者支援研修(専門)	受講者数	人	計画	20	20	20	第6期計画の実績を踏まえ算出
障害福祉サービス事業所等課題別研修	受講者数	人	計画	80	80	80	研修の実施体制を考慮
精神障がい者地域移行・地域定着支援関係者研修会	受講者数	人	計画	50	50	50	過去の実績を踏まえ算出
精神科訪問看護管理者・従事者研修会	受講者数	人	計画	30	30	30	過去の実績を踏まえ算出

④ 任意事業

項目	単位	区分	第7期計画・第3期見計画			考え方	
			R6年度	R7年度	R8年度		
盲人ホーム運営事業	箇所数	箇所	計画	1	1	1	米子市内に1か所設置
点字・声の広報等発行事業	発行誌種類	誌	計画	30	30	30	過去の実績を踏まえ算出
点字による即時情報ネットワーク事業	年間実利用者数	人	計画	35	35	35	過去の実績を踏まえ算出
字幕入りビデオライブラリー事業	年間利用件数	件	計画	300	350	400	第6期計画の実績を踏まえ算出
障がいのある人のためのパソコンボランティア養成・派遣事業	年間派遣件数	件	計画	100	100	100	第6期計画の実績を踏まえ算出
補助犬育成事業	貸与頭数	頭	計画	1	1	1	普及啓発の強化により各年度1頭の貸与を進める
障害者社会参加推進センター設置事業	設置数	箇所	計画	1	1	1	県内に1か所設置
知的障がい者レクリエーション教室開催事業	年間回数	回	計画	15	15	15	第6期計画の実績を踏まえ算出
精神障がい者家族教室開催事業	年間回数	回	計画	12	12	12	アルコール・薬物等家族教室を月1回開催
スポーツ振興事業	協会新規加盟団体数	団体	計画	30	32	34	各年度2団体の新規加盟を見込む
精神保健福祉普及啓発事業	年間回数	回	計画	2	2	2	啓発事業2種を年各1回開催

4 その他の数値目標

(1)教育、文化芸術活動・スポーツ等

項目	数値	
特別支援教育に関する教員研修の受講率 (%)	現状	87.6% (R4年度)
	目標	100% (R8年度)
特別支援学校教諭免許状保有率 (%)	現状	94.1% (R4年度)
	目標	96% (R8年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (初級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	226人 (R4年度)
	目標	300人 (R8年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (中級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	37人 (R4年度)
	目標	40人 (R8年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (上級障害者スポーツ指導員) (人)	現状	6人 (R4年度)
	目標	10人 (R8年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツトレーナー) (人)	現状	3人 (R4年度)
	目標	5人 (R8年度)

障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツコーチ)(人)	現状	1人(R4年度)
	目標	2人(R8年度)
障がい者スポーツ指導者等登録者数 (障害者スポーツドクター)(人)	現状	4人(R4年度)
	目標	5人(R8年度)
全国障害者スポーツ大会メダル獲得率(%)	現状	75.0%(R4年度)
	目標	60%(R8年度)
アート活動取組団体数(団体)	現状	42団体(R4年度)
	目標	70団体(R11年度)
あいサポート・アートとっとり祭出演団体数(団体)	現状	21団体(R4年度)
	目標	35団体(R11年度)
あいサポート・アートとっとり祭来場者満足度(%)	現状	85%(R4年度)
	目標	90%(R11年度)
あいサポート・アートとっとり展県内出展数(点)	現状	439点(R4年度)
	目標	520点(R11年度)
あいサポート・アートとっとり展来場者満足度(%)	現状	92%(R4年度)
	目標	90%(R11年度)
個展等開催数(件)	現状	31件(R4年度)
	目標	45件(R11年度)
「鳥取県はーとふるアートギャラリー」認定ギャラリー数(件)	現状	4件(R4年度)
	目標	7件(R11年度)
アートセンターが開催する研修会・ワークショップの開催数(創作活動に関するもの、作品等の適切な保存や販売・著作権その他の権利保護に関するもの、鑑賞サポートに関するもの)	現状	1回(R4年度)
	目標	3回(R11年度)
鳥取県立バリアフリー美術館アーカイブ登録作品数	現状	—
	目標	30作品(R11年度)

(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援

項目	数値	
手話通訳者派遣実績(団体派遣)(件)	現状	780件(R4年度)
	目標	1,400件(R14年度)
手話講座等受講者(人)	現状	734人(R4年度)
	目標	2,700人(R14年度)

(3) 生活環境

項目	数値	
一定の旅客施設のバリアフリー化率(鉄軌道駅)(%)	現状	100%(R4年度)
	目標	100%(R8年度)
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率(園路及び広場)(%)	現状	55%(R4年度)
	目標	63%(R8年度)
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率(駐車場)(%)	現状	60%(R4年度)
	目標	70%(R8年度)

都市公園における園路及び広場，駐車場，便所のバリアフリー化率（便所）（％）	現状	50%（R4 年度）
	目標	55%（R8 年度）
車両等のバリアフリー化率（鉄軌道車両のバリアフリー化率）（％）	現状	71%（R4 年度）
	目標	71%（R8 年度）
路線バスのバリアフリー化率（ノンステップバスの導入率）（％）	現状	93%（R4 年度）
	目標	93%（R8 年度）
高速バスのバリアフリー化率（リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率（％））	現状	0%（R4 年度）
	目標	25%（R8 年度）
福祉タクシー（UDタクシーを含む）の導入台数（台）	現状	247 台（R4 年度）
	目標	247 台（R8 年度）
共同住宅のうち，道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率（％）	現状	10.2%（R4 年度）
	目標	28%（R8 年度）
高齢者（65 歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（高度のバリアフリー化率）（％）	現状	14.9%（R4 年度）
	目標	26%（R8 年度）
既存県有施設のバリアフリー化率（％）	現状	66.7%（R4 年度）
	目標	100%（R8 年度）
既存市町村有施設のバリアフリー化率（％）	現状	36.8%（R4 年度）
	目標	52.6%（R8 年度）
障がい者等の入居しやすい賃貸住宅の登録戸数（戸）	現状	81 戸（R4 年度）
	目標	200 戸（R8 年度）

(4) 雇用・就業等

項目	数値	
産業人材育成センターの修了者における就職率（％）	現状	100%（R4 年度）
	目標	100%（R8 年度）
障がい者の委託訓練修了者における就職率（％）	現状	30%（R4 年度）
	目標	80%（R8 年度）
就労継続支援 B 型の平均工賃月額（円）	現状	20,378 円（R4 年度）
	目標	23,731 円（R11 年度）
一般の民間企業の障がい者雇用率	現状	2.39%（R4 年度）
	目標	2.70%（R8 年度）
公的機関の障がい者雇用率 知事部局（企業局含）（％）	現状	3.42%（R4 年度）
	目標	法定雇用率の概ね 1 割を上回ることを目標（R8 年度）
公的機関の障がい者雇用率 病院局（％）	現状	2.77%（R4 年度）
	目標	法定雇用率達成（R8 年度）
公的機関の障がい者雇用率 県教育委員会（％）	現状	2.74%（R4 年度）
	目標	法定雇用率達成（R8 年度）
公的機関の障がい者雇用率 県警察本部（％）	現状	3.21%（R4 年度）
	目標	法定雇用率達成（R8 年度）
公的機関の障がい者雇用率 市町村（％）	現状	2.97%（R4 年度）

	目標	法定雇用率達成 (R8 年度)
障害者就業・生活支援センターにおける就職件数(利用者の就職件数)(件)	現状	250 件 (R4 年度)
	目標	260 件 (R8 年度)
障害者職業・生活支援センターにおける半年後定着率 (%)	現状	89.8% (R4 年度)
	目標	90% (R8 年度)

(5) あいサポート運動の推進等

項目	数値	
あいサポーター数 (人)	現状	624,848 人 (R4 年度)
	目標	730,000 人 (R8 年度)